

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年3月
京都先端科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	64
基準 5. 経営・管理と財務	74
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 地域社会との連携	91
基準 B. 国際化	97
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	116
エビデンス集（データ編）一覧	116
エビデンス集（資料編）一覧	117

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

京都先端科学大学（以下「本学」という。）は、以下の建学の精神を掲げている。

<建学の精神>

- ・本学では、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を輩出します。
 - ・本学では、これからの社会が目指すべき姿を構想し、その実現に向けた諸課題の解決に繋がる先端学術研究を実践します。
 - ・本学は、人材輩出・研究の実践を通じ、現在と未来の世界に先頭を切って貢献していきます。
- 建学の精神の実践 -
- ・未来社会を支える人材は、多様な価値観の存在する世界で活躍します。
 - ・本学は、未来社会の姿を見通し、起こり得る新たな課題を洞観し、現在の諸課題と併せて世界に率先して解決する教育・研究活動を実践します。
 - ・世界で通用する先進性・多様性・倫理観と、専門的知識・創造的思考力・洞察力・俯瞰力・幅広い教養を兼ね備えて、複雑で複合的な問題に挑戦できる人材を育てます。

2. 本学の基本理念、使命・目的

本学の教育目的は、建学の精神を基盤とし、学則第1条の2において次のように定め具体的に明文化している。「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成することを目的とする。」大学は教育や研究を通じて世界と綿密に連携することが求められている。現在、日本においては、人口減少・人生100年時代等の社会変化が進行しており、世界に目を向けると、情報技術革新の急速な進展によりもたらされたボーダレス化・グローバル化等の社会変化が進行している。このような状況下で、本学は建学の精神を実践することを使命とし、大学運営を行っていく。

<建学の精神の実践>

- ・未来社会を支える人材は、多様な価値観の存在する世界で活躍します。
- ・本学は、未来社会の姿を見通し、起こり得る新たな課題を洞観し、現在の諸課題と併せて世界に率先して解決する教育・研究活動を実践します。
- ・世界で通用する先進性・多様性・倫理観と、専門的知識・創造的思考力・洞察力・俯瞰力・幅広い教養を兼ね備えて、複雑で複合的な問題に挑戦できる人材を育てます。

また、本学は5学部11学科5研究科を擁する密度の高い総合大学として、各学部が高度に連携・融合した、今までの日本にない特色のある先端的な教育を実践すべく、目指す大学像に向けてさらに改革を加速させていく。

3. 本学の個性・特色等

本学は、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成すること」を教育目的として、常識に縛られない改革を進めながら全く新しい大学を作り上げることとし、教育改革に取り組んでいる。具体的には、次の5つの要素を社会で活躍するための土台として掲げ、世界人財（変化に挑戦することで自ら未来を生み出していく人財）を育成している。

(1) 「リベラルアーツ教育の充実」

幅広い教養、論理的思考力、表現力、コミュニケーション能力、能動性といった、変動する現代社会で生き抜くために必要な汎用的能力を涵養する。

(2) 「高度な専門教育の充実」

社会的要請に応える専門教育の充実を図り、実践力の高いグローバル人材を育てる。

(3) 「課題発見・解決能力の発展」

実社会における課題を理解し、アクティブ・ラーニングの拡充等を通じて、有用な課題発見・解決能力の向上を図る。

(4) 「教育の国際化」

本学独自の英語プログラム及び英語による授業を通じて、グローバル社会で活躍するために必要な実用的な英語力を育成する。さらに海外インターンシップ、交換留学プログラム、海外研修プログラム等の実践の場で英語力を磨くとともに多角的な視野を養う。また、英語基準の外国人学生に対しては、日本語教育を拡充する。

(5) 「総合大学としての学際的教育」

経済経営学部・人文学部・バイオ環境学部・健康医療学部・工学部の5学部それぞれの分野が高度に連携・融合した、今までの日本にない特色ある先端的な教育を実践する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 44(1969)年 4 月	京都学園大学創立、経済学部（経済学科・経営学科）開設
平成元(1989)年 4 月	法学部（法学科）開設
平成 3(1991)年 4 月	経済学部（経営学科）を改組し、経営学部（経営学科）開設
平成 4(1992)年 4 月	ビジネスサイエンス研究所開設
平成 6(1994)年 4 月	大学院 法学研究科（修士課程 ビジネス法学専攻）開設
平成 7(1995)年 4 月	大学院 経済学研究科（修士課程 地域政策専攻）開設 大学院 経営学研究科（修士課程 経営学専攻）開設
平成 11(1999)年 4 月	京都文化短期大学を改組転換し、人間文化学部（人間関係学科・文化コミュニケーション学科）開設
平成 11(1999)年 7 月	ビジネスサイエンス研究所を総合研究所に名称変更
平成 13(2001)年 6 月	心理教育相談室（桂センター）開設
平成 14(2002)年 4 月	大学院 人間文化研究科（修士課程 人間文化専攻）開設 経営学部（事業構想学科）開設
平成 16(2004)年 4 月	人間文化学部（文化コミュニケーション学科）を人間文化学部（メディア文化学科）に名称変更
平成 18(2006)年 4 月 平成 18(2006)年 7 月	バイオ環境学部（バイオサイエンス学科・バイオ環境デザイン学科）開設 リエゾンセンター開設
平成 20(2008)年 4 月	人間文化学部（人間関係学科、メディア文化学科）を改組し、人間文化学部（心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科）開設
平成 21(2009)年 4 月	人間文化学部（国際ヒューマン・コミュニケーション学科）開設
平成 22(2010)年 4 月	大学院 バイオ環境研究科（博士課程前期・博士課程後期 バイオ環境専攻）開設 大学院 経済学研究科（地域政策専攻）を経済学研究科（経済学専攻）に名称変更
平成 27(2015)年 4 月	経済学部、経営学部、法学部を改組し、経済経営学部を開設 人間文化学部を改組し、人文学部を開設 バイオ環境学部に食農学科を新設 健康医療学部を開設 京都太秦キャンパスを開設
平成 31(2019)年 4 月	京都先端科学大学へ校名変更
令和 2(2020)年 4 月	工学部（機械電気システム工学科）開設 大学院 工学研究科（博士課程前期・博士課程後期 機械電気システム工学専攻）開設
令和 4(2022)年 4 月	大学院 経営学研究科に経営管理専攻を新設

2. 本学の現況

・ 大学名

京都先端科学大学

・ 所在地

京都太秦キャンパス（大学本部）

京都府京都市右京区山ノ内五反田町 18 番地

京都亀岡キャンパス

京都府亀岡市曾我部町南条大谷 1 番地 1

・ 学部及び研究科の構成

経済経営学部	経済学科
	経営学科
人文学部	心理学科
	歴史文化学科
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科
	バイオ環境デザイン学科
	食農学科
健康医療学部	看護学科
	言語聴覚学科
	健康スポーツ学科
工学部	機械電気システム工学科
経済学研究科	修士課程 経済学専攻
経営学研究科	修士課程 経営管理専攻
人間文化研究科	修士課程 人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期 バイオ環境専攻
	博士課程後期 バイオ環境専攻
工学研究科	博士課程前期 機械電気システム工学専攻
	博士課程後期 機械電気システム工学専攻

・ 附属校

京都先端科学大学附属高等学校

京都先端科学大学附属中学校

京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園

京都先端科学大学附属みどりの丘保育園

京都先端科学大学

・ 学生数、教員数、職員数（令和5(2023)年5月1日現在）

学部及び研究科の学生数

学部	学 科	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)
経済経営学部	経済学科	663	9
	経営学科	698	15
経済経営学部 計		1,361	24
人文学部	心理学科	338	10
	歴史文化学科	238	8
人文学部 計		576	18
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	166	5
	バイオ環境デザイン学科	152	5
	食農学科	105	3
バイオ環境学部 計		423	13
健康医療学部	看護学科	321	0
	言語聴覚学科	96	0
	健康スポーツ学科	305	0
健康医療学部 計		722	0
工学部	機械電気システム工学科	501	114
工学部 計		501	114
法学部	法学科	0	0
法学部 計		0	0
人間文化学部	歴史民俗・日本語日本文化学科	1	0
人間文化学部 計		1	0
合 計		3,584	169

京都先端科学大学

修士課程

研究科	専攻	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学学生数 (内数/人)
経済学研究科	経済学専攻	17	0	16
経済学研究科 計		17	0	16
経営学研究科	経営学専攻	1	0	1
	経営管理専攻	25	0	25
経営学研究科 計		26	0	26
人間文化研究科	人間文化専攻	9	3	1
人間文化研究科 計		9	3	1
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻 (博士課程前期)	13	2	1
バイオ環境研究科 計		13	2	1
工学研究科	機械電気システム工学専攻 (博士課程前期)	25	22	0
工学研究科 計		25	22	0
合 計		90	27	44

博士課程

研究科	専攻	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学学生数 (内数/人)
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻 (博士課程後期)	1	0	0
バイオ環境研究科 計		1	0	0
工学研究科	機械電気システム工学専攻 (博士課程後期)	8	8	0
工学研究科 計		8	8	0
合 計		9	8	0

教員数

専任教員	助手	非常勤教員	計
244	0	264	508

職員数

正職員	嘱託	契約	パート (アルバイトを含む)	派遣	計
133	17	20	8	25	203

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 本学は学則第 1 条の 2 で「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成すること」を大学の教育目的として掲げ、学則第 1 条の 3 において各学部・各学科の教育目的を具体的に定めている。
- ・ 本学は大学院学則第 1 条の 2 で「本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与すること」を大学院の教育目的として掲げ、大学院学則第 1 条の 3 において各研究科の教育目的を具体的に定めている。

【資料 1-1-1】 京都先端科学大学学則 第 1 条の 2、第 1 条の 3

【資料 1-1-2】 京都先端科学大学大学院学則 第 1 条の 2、第 1 条の 3

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 本学の使命（建学の精神の実践）は簡潔かつ明確に文章化され、ホームページ上において公開されている。
- ・ 学部学科、大学院研究科ごとの教育目的は学則別表第 1（第 1 条の 3 関係）、大学院学則第 1 条の 3 で簡潔かつ明確に文章化され、ホームページ上において公開されている。

【資料 1-1-3】 大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）

【資料 1-1-4】 京都先端科学大学学則 別表第 1（1 条の 3 関係）

【資料 1-1-5】 京都先端科学大学大学院学則 第 1 条の 3

【資料 1-1-6】 大学ホームページ（学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的）

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・ 建学の精神に基づき、本学は「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成すること」を教育目的として掲げている。
- ・ 本学は、令和元(2019)年度に大学創立 50 周年を迎えるにあたって、従来の建学の精神を発展的に改め、本学が育成する人材像を「世界人財(社会が真に求める世界水準の人材)」

とした。令和元(2019)年度以降、我々は、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略など、数年前には想定していなかった大きな変化に直面した。本学は、この世界規模の変化に向き合い、令和 4(2022)年度以降をステージ 2.0 と捉え、本学が育成する人材像を「世界人財(変化に挑戦することで自ら未来を生み出していく人財)」と発展的に改めた。本学が育成する人材像は、ホームページ上をはじめ大学案内にも明示している。

- ・本学が考える「世界人財」とは、国際社会人としての基礎力を備え、専門性を多領域と結びつける能力をもった人材である。本学は、多種多様な能力をもった人材を育成するため、平成 31 年(2019)年 4 月のカリキュラム改革において、初年次教育の充実や英語教育の拡充、SLS(スポーツ・ライフスキル)科目の設置などを実施した。これに加え、今般、本学が育成する人材像を発展的に改めたのを機に、令和 5(2023)年度よりリテラシー学修を充実させた。具体的には、自分で悩み考える能力を涵養することを目的として、D-LAL(デジタルリベラルアーツリテラシー)、B-LAL(ビジネスリベラルアーツリテラシー)及びD-LAL2(デザインリベラルアーツリテラシー)の学修を導入した。
- ・英語教育については、ベルリッツの学修プログラムを導入し、社会で必要とされる英語のスキルを修得し、卒業後にグローバルに活躍するためのカリキュラムを構築するとともに、手厚い学修支援体制を構築している。
- ・令和 2(2020)年 4 月の工学部及び工学研究科の開設を機に、各学部が高度に連携・融合した総合大学として、今までの日本にない特色のある先端的な教育を実践すべく、目指す大学像の実現に向けさらに改革を加速させている。

【資料 1-1-7】大学ホームページ(2024 大学案内⇒Concept Book 2024 私たちが考えているコト p6~17)

【資料 1-1-8】2024 大学案内⇒Concept Book 2024 私たちが考えているコト p6~17

1-1-④ 変化への対応

- ・本学の目指す目標・方針・施策については、学長メッセージや定例会議などを通じて全教職員間で共有され共通認識に至っている。なお、教員については、定例会議として、毎月、各種委員会を開催し、そこでの議題・協議・報告事項を基に、翌月の第二週に大学評議会を、第三週に教授会ならびに学科会議を開催の上、本学の目指す目標・方針・施策について共通認識の形成を図っている。職員については、毎月、第一週に法人事務局と大学事務局の次長以上のメンバーで情報の共有化を図り、第三週に部長会を開催し、各部長は担当部署の課長にその内容を説明するとともに、部署ごとの朝礼等により部署全体で本学の目指す目標・方針・施策についての共通認識の形成を図っている。また、毎週月曜日には、全職員が出席する全体朝礼を実施している。

各部門の自己点検・評価活動の成果は『自己点検評価書』としてまとめられ、大学評議会や各種全学委員会などが本学の使命・目的を社会変化に応じて検討する際の基礎資料としている。

- ・本学は平成 30(2018)年度より着手した改革をさらに加速させるべく、平成 31(2019)年 4 月、法人名を「学校法人永守学園」に、大学名を「京都先端科学大学(Kyoto University of Advanced Science)」(略称 KUAS)に変更した。この大きな節目にあたって、社会情勢を踏まえて本学の使命を見つめ直し、建学の精神を発展的に改めた。

- ・前述のとおり、令和元(2019)年度以降の大きな変化に向き合い、令和 4(2022)年度以降をステージ 2.0 と捉え、本学が育成する人材像を発展的に改めた。

【資料 1-1-9】令和 5(2023)年度会議日程

【資料 1-1-10】「会議体系編成について」部課長会資料

【資料 1-1-11】大学ホームページ（大学紹介⇒情報公表・大学評価⇒自己点検・評価）

【資料 1-1-12】平成 31(2019)年 3 月 23 日開催理事会資料 「建学の精神」について

【資料 1-1-13】2024 大学案内⇒Concept Book 2024 私たちが考えているコト p6～17

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・検討や見直しを継続し、意味・内容を具体的かつ明確にするため、簡潔な文章化に努めながら、大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、大学の使命・目的の見直しを随時実施する。
- ・引き続き、法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を満たしつつ、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直し等を実施する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学の教育目的は大学学則、大学院学則に明示されている。現行の大学の目的は教授会及び大学評議会の議を経て決定されている。各学部・各学科の教育目的についても教授会及び大学評議会の議を経て決定されている。本学大学院の教育目的、各研究科の教育目的については、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て決定されている。よって、それらの教育目的は教員の理解と支持を得ている。また、大学評議会及び大学院委員会には大学事務局長と大学事務局長が構成員となっており、これらの構成員を通して事務職員の理解と支持を得ている。
- ・学校法人永守学園に属する本学の学則の制定・改廃は、所定の学内手続きを経て、理事会が決定することとなっており、理事会役員は理解と支持を得ている。

【資料 1-2-1】京都先端科学大学学則 第 32 条、第 32 条の 2、第 33 条

【資料 1-2-2】京都先端科学大学大学院学則 第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条

【資料 1-2-3】規則等の区分及び制定等規則

1-2-② 学内外への周知

- ・大学の使命（建学の精神の実践）及び教育目的については、入学式、卒業式などの公式行事の式辞や挨拶などで必ず言及しているほか、ホームページにおいて説明し周知徹底

を図っている。

- ・学部学科、大学院研究科ごとの教育目的は簡潔かつ明確に文章化され、ホームページ上において公開している。

【資料 1-2-4】 大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）

【資料 1-2-5】 大学ホームページ（学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・本学は、建学の精神に基づき、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材」の育成を教育目的としている。
- ・教育目的を実践し建学の精神を具体化するため、令和2(2020)年4月に、第1次中期経営計画(令和2(2020)年4月から令和7(2025)年3月までの5か年を対象期間とする)を定め、期間内での達成を目指す基本目標として3つの大きな分類に基づく16項目を設定した。

分類	項目
教育の充実	①リベラルアーツ教育の充実 ②高度な専門教育の充実 ③課題発見・解決能力の発展と学修成果の把握・可視化 ④教育の国際化 ⑤総合大学としての学際的教育 ⑥学生生活の充実 ⑦大学と初等中等教育学校の連携
研究活動の充実	⑧総合大学としての強みを生かした研究の推進 ⑨産・官・学・民連携 ⑩IR(Institutional Research)活動の充実
大学運営	⑪強い学修意欲のある学生の獲得 ⑫就職支援 ⑬施設・環境整備 ⑭組織整備 ⑮財務基盤の強化 ⑯広報活動

- ・本中期経営計画の目標達成に向けて、改善の度合いを定量的に把握することが必要かつ適切である項目については **KPI(Key Performance Indicator)**を設定している。
- ・学長・副学長の主導の下、若手教職員を中心とした学長補佐会、将来構想検討部会を発足させ、第1次中期経営計画、及び、その達成度を測る **KPI** を意識しつつ、本学の目指す目標達成を実現すべく、方針・施策を策定している。

なお、上記中期経営計画は、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の激変を考慮すると毎年見直していくことが望ましく、毎年の進捗状況を **PDCA** サイクルの一環として確認し内容を年度ごとに更新している。第1次中期経営計画の5年間が経過した際には総括を行い、その実施結果、評価について公表する。

- ・中期経営計画の進捗状況の検証については、12月の当初予算作成依頼と同時に各学部・

各部署において内容を確認し、12月時点での達成状況の確認を行っている。これを踏まえて中期経営計画の見直しを行い、大学評議会での意見等を踏まえて追記する事項を検討し、次年度のKPIの設定（5か年計画を達成したKPIについての上方修正）を行っている。なお、見直し後の中期経営計画は、常任理事会の議を経て、理事会で決定される。

- ・本学の中期経営計画では財務的な数値目標を設定していないが、事業の計画策定のための参考資料として、長期の資金収支計画を作成している。諸々の環境変化に応じた財務的なシミュレーションは必要に応じその都度行い、年度予算（当初及び補正）に反映させている。

【資料 1-2-6】 京都先端科学大学 中期経営計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・平成31(2019)年4月の大学名変更の際に、建学の精神、教育目的を踏まえて、各学部各学科及び大学院各研究科の三つのポリシーを新たに策定した。

【資料 1-2-7】 大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神⇒京都先端科学大学の3つの方針）

各学部・学科及び大学院各研究科の三つのポリシーのホームページ上の記載箇所を次に示す。

学部学科、研究科名	ホームページ掲載箇所
経済経営学部	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒経済経営学部⇒教育ポリシー)
経済学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒経済経営学部⇒経済学科⇒教育ポリシー)
経営学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒経済経営学部⇒経営学科⇒教育ポリシー)
人文学部	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒人文学部⇒教育ポリシー)
心理学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒人文学部⇒心理学科⇒教育ポリシー)
歴史文化学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒人文学部⇒歴史文化学科⇒教育ポリシー)
バイオ環境学部	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒バイオ環境学部⇒教育ポリシー)
バイオサイエンス学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒バイオ環境学部⇒バイオサイエンス学科⇒教育ポリシー)
バイオ環境デザイン学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒バイオ環境学部⇒バイオ環境デザイン学科⇒教育ポリシー)
食農学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒バイオ環境学部⇒食農学科⇒教育ポリシー)
健康医療学部	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒健康医療学部⇒教育ポリシー)
看護学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒健康医療学部⇒看護学科⇒教育ポリシー)
言語聴覚学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒健康医療学部⇒言語聴覚学科⇒教育ポリシー)
健康スポーツ学科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒健康医療学部⇒健康スポーツ学科⇒教育ポリシー)

京都先端科学大学

工学部	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒工学部⇒教育ポリシー)
機械電気システム工学科	
京都先端科学大学大学院	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒教育ポリシー)
経済学研究科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒経済学研究科⇒教育ポリシー)
経営学研究科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒経営学研究科⇒教育ポリシー)
人間文化研究科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒人間文化研究科⇒教育ポリシー)
バイオ環境研究科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒バイオ環境研究科⇒教育ポリシー)
工学研究科	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒工学研究科⇒教育ポリシー)

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・本学は高等教育機関としての社会的使命を貫徹し、建学の精神を踏まえて、その教育目的を実現するために、5学部11学科5研究科を設置している。いずれの組織も建学の精神、教育目的、三つのポリシーの実現のために設置されており、その構成は使命（建学の精神の実践）と整合している。
- ・本学は、その使命（建学の精神の実践）及び教育目的をより効果的に達成するため、図書館、教育改革支援センター、教務センター、入学センター、学生センター、広報センター、スポーツ振興センター、キャリアディベロップメントセンター、研究連携センター、国際センターを、学術研究を推進するため、ナガモリアクチュエータ研究所、総合研究所、国際学術研究院を設置している。

【資料 1-2-8】 学園事務組織規程

【資料 1-2-9】 京都先端科学大学学則 第2条、第15条

【資料 1-2-10】 京都先端科学大学大学院学則 第4条

【資料 1-2-11】 学校法人永守学園寄附行為 第4条

【資料 1-2-12】 大学図書館管理運営規程

【資料 1-2-13】 大学教育改革部会規程

【資料 1-2-14】 大学教務委員会内規

【資料 1-2-15】 大学入試委員会規程

【資料 1-2-16】 大学学生委員会内規

【資料 1-2-17】 スポーツ振興部会規程

【資料 1-2-18】 大学広報部会規程

【資料 1-2-19】 大学キャリア部会規程

【資料 1-2-20】 大学キャリア運営部会規程

【資料 1-2-21】 大学インターンシップ運営部会規程

【資料 1-2-22】 大学研究連携センター規程

【資料 1-2-23】 大学国際部会規程

【資料 1-2-24】 ナガモリアクチュエータ研究所規程

【資料 1-2-25】 総合研究所規程

【資料 1-2-26】 国際学術研究院規程

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の使命・目的について、学内外への周知に努めるとともに、第1次中期経営計画においてその実現に向けた具体化の方策を示すと同時に、その実現を可能にする教育研究組織を構築するように取り組んでいく。また、諸科学の進展や社会の変化、本学に対する社会の要請を的確に把握したうえで、ディプロマ・ポリシーを不断に検証するとともに、必要であれば速やかに改訂を行い、その内容をカリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーにも反映させる。
- ・ 上記中期経営計画、三つのポリシー及び教育研究組織は、本学が生み出すダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の激変に対応するためには、毎年見直を検討していくことが望ましい。

【基準1の自己評価】

- ・ 本学は建学の精神に基づき、学校教育法等を踏まえつつ、各学部学科及び各大学院研究科の教育目的を学則に明記し、公表している。
- ・ 本学の使命・目的は、大学及び大学院の三つのポリシーならびに第1次中期経営計画に反映している。また、役員及び教職員の理解と支持のもと、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の変化に応じ、毎年、中期経営計画や教育研究組織の見直しを行っている。
- ・ 以上のように、諸々の課題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準1は満たしているものと判断する。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<学部>

- ・ 本学は建学の精神において、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材の育成」を教育目的としており、その目的に沿った大学のアドミッション・ポリシーを設定するとともに、各学部学科、研究科についても、どのような人を受け入れるかを明確化し、高校生にも分かり易い言葉で示している。
- ・ 本学のアドミッション・ポリシーについては、大学案内、入学試験要項、総合型選抜入試要項に明記しており、また本学のホームページにおいても公開し、受験生や保護者への周知を行っている。特にオープンキャンパスでは参加者に本学の教育目的の説明を行うとともに、各学科における個別面談を重視しており、積極的に各学科における教育内

容を伝えている。

【資料 2-1-1】 2024 大学案内、2023 入学試験要項、総合型選抜入試要項 2023

<大学院>

- ・大学院全体のアドミッション・ポリシーは、「各研究分野の高度な学識と先端的な知識や技能の修得を通じて社会に貢献しようとする意欲の高い人を求める」としている。そして各研究科は、それぞれの教育内容に合わせたアドミッション・ポリシーを定めており、大学院案内と大学院入学試験要項に明記している。また本学ホームページにおいても公開しており、社会人を含めた志願者に周知している。
- ・大学院の教育内容やアドミッション・ポリシー及び入試制度については、オープンキャンパスのほか個別面談等で説明を行っている。

【資料 2-1-2】 大学院 GUIDE BOOK 2024、2023 年度大学院入学試験要項

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<学部>

(春期入学)

- ・本学では、総合型選抜（AO 入試・スポーツリーダー入試）、学校推薦型選抜（指定校推薦入試・公募推薦入試）、一般選抜（一般入試・大学入学共通テスト利用入試）、附属高校対象特別入試及び外国人留学生入試からなる入学試験を実施している。前述のように、アドミッション・ポリシーに基づいて、それぞれの入試区分における重点評価項目を定め、学力の 3 要素と本学が独自に重視する「理解力」「コミュニケーション能力」等の能力を評価するとともに、学長を委員長とする大学入試委員会で検証している。
- ・総合型選抜の選考内容は、自己アピールシート、小論文、模擬授業（レポート作成を含む）、面接（看護学科はグループディスカッション）であり、それぞれの配点を定めている。総合型選抜では、本学の教育内容とアドミッション・ポリシーを理解し、主体的に学ぶ意欲を持つ学生を受け入れる方針から、面接での「主体性・多様性・協働性」の評価に重点を置いている。また、健康スポーツ学科では、自己アピールシート、小論文に加えて、口頭試問・面接及び基礎運動能力テストを行い、コミュニケーション力と運動能力を評価している。それぞれの評価基準を一覧表にして明確に定めている。
- ・学校推薦型選抜の指定校推薦入試は、高校からの推薦に基づく入試であり、各学科において出願要件として「全体の学習成績の状況（評定平均値）」を定めている。選考内容は、出願時の志望理由書、小論文と面接であり、面接は「主体性・多様性・協働性」の評価を重視しつつ、「思考力・判断力・表現力」及び「コミュニケーション力」を主に評価している。
- ・公募推薦入試は、2 教科あるいは 3 教科の学科試験を実施している。学科試験では「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。選考方法としては、学科試験の点数と「全体の学習成績の状況（評定平均値）」を点数化した合計で選考する総合評価型、及び学科試験のみで選考する基礎評価型を新たに設定して実施している。
- ・一般入試は 3 教科 3 科目、あるいは 2 教科 2 科目の学科試験を行い、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。3 教科 3 科目の学科試験を必須としている入試においては、新たに高得点 2 教科 2 科目による判定方法を設定している。また、

健康スポーツ学科では、上記学科試験に加えて基礎運動能力テストを実施し、「運動能力」を評価する試験日程を設定している。

- ・ 大学入学共通テスト利用入試は、個別試験は行わず、大学入学共通テストの指定した科目を含む3科目の合計点によって「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。
- ・ 公募推薦入試、一般入試、大学入学共通テスト利用入試では、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、英語は全学部必須としている。また、令和3(2021)年度入試より、全学部において英語外部検定試験の級ないしスコアを取得している受験生には、本学設定の換算表に基づき本学の英語試験の点数として採用できるように設定している。
- ・ 附属高校対象特別入試では専願制と併願制を設定している。専願制では各学科において出願要件としての「全体の学習成績の状況（評定平均値）」を定め、出願時の志望理由書及び面接により選考し、併願制は高校内における実力テストの結果により選考している。
- ・ 外国人留学生入試では、小論文と面接によって総合的に合否を判定している。それらの選考内容によって、日本語能力だけではなく、学力の3要素を評価している。
- ・ 編入学入試は経済経営学部及び人文学部で実施し、英語、面接、書類審査により総合的に合否を判定している。英語については外部英語検定試験のスコアにより評価している。

【資料 2-1-3】 2024 大学案内、2023 入学試験要項、総合型選抜入試要項 2023、
2023 指定校推薦入試要項

【資料 2-1-4】 2023 年度京都先端科学大学附属高等学校特別選抜入学試験要項、
2023 年度外国人留学生入試要項、2023 年度編入学・転入学入学試験要項

- ・ 入試問題はすべて本学の教員が作成している。また、各科目の出題方針を公表し、高校訪問、高校教員を対象とした独自入試説明会、オープンキャンパス等において過去の入試問題を配布している。

(秋期入学)

- ・ 本学では、工学部国際学生のため秋期入試（英語基準入試）を実施しており、アドミッション・ポリシーに基づいて、重点評価項目を定め、学力の3要素と本学が独自に重視する「理解力」「コミュニケーション能力」等の能力を評価するとともに、学長を委員長とする大学入試委員会で検証している。
- ・ 英語基準生入試では、アドミッション・ポリシーに基づき、学習成績の状況と英語外部検定試験スコアを出願要件として定めている。選考内容は、学習成績の状況、各国における高校卒業時の統一テストスコア、小論文、適宜、口頭試問を設け、それぞれの配点が定められており、大学入試委員会において総合的に合否を判定している。学習成績の状況と統一テストスコアは本学設定の換算表に基づき点数化している。

【資料 2-1-5】 Application Guidelines for Undergraduate Admissions For September
2022 International Enrollment (Faculty of Engineering)

<大学院>

(春期入学)

- ・ 大学院の入試は、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、各研究科の専門科目

試験と面接及び出願書類による総合評価により選抜している。出願書類の「研究計画書」では、研究テーマや研究目的、研究方法、研究計画等を記載させている。「研究計画書」と面接及び専門科目試験によりアドミッション・ポリシーに沿った志願者であるかを判断している。

- ・工学研究科では口頭試問及び書類審査の総合評価を行い、研究目的がアドミッション・ポリシー及び本学の教育・研究環境に適合したものであるか、研究を遂行していく意欲と能力を有するか等を評価している。
- ・大学院の入試問題はすべて本学の教員が作成している。

【資料 2-1-6】 大学院 GUIDE BOOK 2024、2023 年度大学院入学試験要項

(秋期入学)

- ・工学研究科では口頭試問及び書類審査の総合評価を行い、研究目的がアドミッション・ポリシー及び本学の教育・研究環境に適合したものであるか、研究を遂行していく意欲と能力を有するか等を評価している。

【資料 2-1-7】 Application Guidelines for Graduate Admissions For September 2022 International Enrollment Graduate School of Engineering (Master's Program)

【資料 2-1-8】 Application Guidelines for Graduate Admissions For September 2022 International Enrollment Graduate School of Engineering (Doctoral Program)

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

《令和 5(2023)年度入学（春期入学）》

<学部>

- ・令和 2(2020)年 4 月工学部の設置により、大学全体の入学定員が 900 人から 1,100 人になった。
- ・令和元(2019)年度までは全体の入学定員を充足していたが、令和 2(2020)年度以降、全体の入学定員が未充足となり、特に令和 3(2021)年度入試以降、新型コロナウイルス感染症の影響により志願者が減少したことにより合格者数も減少し、合わせて歩留まり率も低下し、引き続き入学定員を満たすことができなかった。
- ・入学定員に対してアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保のため、全ての入試区分において学長、副学長、入学センター長、大学事務局長及び入学センターによる合否の検討をしたうえで、学長、副学長、各学部長及び入試担当教員ならびに大学事務局長等で構成される大学入試委員会にて合否判定の原案を作成している。原案に基づき各学部教授会にて協議され、学長が決定している。

【資料共通基礎データ様式 2】

<大学院>

- ・令和 4(2022)年度に経営学研究科経営管理専攻を設置し、令和 5(2023)年度入試における大学院全体の入学定員は 75 人になった。同年度の入学者数は 39 人で前年度の入学者 28 人から増加しているが、定員を割る状況が続いている。しかし、令和 6(2024)年度入試では 2020 年度開設の工学部一期生が受験予定であり、さらなる入学者の増加が見込める。
- ・なお、経済学研究科を除く他の 4 つの研究科で入学定員を確保できていないが、研究活

動や教育面において、質を確保するうえでは問題が無いものと判断している。

【資料共通基礎データ様式 2】

《令和 4(2022)年度入学（秋期入学）》

<学部>

- ・令和 4(2022)年度工学部秋期入学英語基準生入試における募集人員は 80 人であるのに対し、入学者数は 113 人となり、募集人員を大幅に上回る入学者数となった。
- ・入学定員に対して適正な入学者の確保のため、学長、副学長、入学センター長、大学事務局長及び入学センターによる可否の検討をしたうえで、学長、副学長、各学部長及び入試担当教員ならびに大学事務局長等で構成される大学入試委員会にて可否判定の原案を作成している。原案に基づき各学部教授会にて協議され、学長が決定している。

<大学院>

- ・工学研究科の入学定員 17 人（博士課程前期 15 人、博士課程後期 2 人）に対して、令和 4(2022)年度の秋期入学者数は 16 人（博士課程前期 12 人、博士課程後期 4 人）で、博士課程前期で 80%、博士課程後期で 200%の定員充足率となった。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 31(2019)年 4 月に法人名を学校法人永守学園に、大学名を京都先端科学大学に変更したことに伴い、建学の精神を発展的に改定し、合わせて大学のアドミッション・ポリシーの改定も行った。
- ・本学の教育理念、教育改革及びアドミッション・ポリシーについては、これまでさまざまなメディアを通して、また、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問にて直接ステークホルダーに周知してきている。引き続き情報提供に努める。
- ・入学定員管理については、これまでの入試データや高校訪問等により受験生の動向の情報収集を行うとともに、アドミッション・ポリシーに基づき適切な入学者数の確保を行う。
- ・令和 6(2025)年度から経済経営学部及びバイオ環境学部に国際コース（英語基準学生）を開設する。工学部と同様に積極的な広報活動を行い、世界中から入学者を獲得する。
- ・高大連携事業では特に出張模擬授業を積極的に展開することにより、高校での探究的な学習を支援するとともに、本学での学びに対する受講生のさらなる理解を目指す。
- ・附属高校に対しては 1 年生からキャンパス見学、学科紹介、授業体験及び保護者説明会等を積極的に実施し、附属高校対象の入試による入学者増加に向け、内部進学附属高校とのさらなる連携強化を推進する。
- ・大学院については本学在学学生に対する進学指導、広報活動に注力し定員充足を目指す。
- ・工学研究科の秋期入学生の募集については、秋期入学の学部生が多数在籍しているため、学内からの大学院進学を重要課題として取り組むとともに、引き続き海外からの入学者を獲得すべく、世界に向けた広報活動に取り組む。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

<学部>

- ・大学教務委員会においては、教務センター長、各学部教務主事、担当副学長が必要に応じて指名した委員と教務センター事務職員が合同で月 1 回開催している。その中で、毎学期開始前には、学修支援に関する方針や実施を検討し、学生への指導方法を協議している。なお、協議した結果については、学部教務委員会から教授会、学科会議を経て全学実施にむけて情報を展開している。
- ・教務センターでは、学部ごとに担当職員を配置し、窓口における学生対応を実施している。また、相談の内容に応じて、学部担当職員が指導教員（ゼミ担当教員、担任、チューター等）と連携をとり、学修支援を行っている。
- ・教務センターは、学生センターと同室に設置しており、ワンストップサービスと位置づけて、学生の学修支援のみならず、生活上の悩みも含んだ相談の窓口となっている。
- ・本学が導入している学修支援ポータルサイトである「先端なび」に、教員、職員、保健室などが有する学生情報を集約し、問題を抱える学生に組織的に対応する体制をとっている。「先端なび」は、学生への学修支援や学生生活支援のため、教職員が一体となり活用している。

【資料 2-2-1】 大学教務委員会内規

<大学院>

- ・大学院に関しては、全研究科において演習担当者が学位論文の指導教員となり、責任を持って学修支援を行っている。また、指導教員のほかに副指導教員も大学院生の指導にあたっている。
- ・教務センターでは、研究科ごとに担当職員を配置しており、窓口における大学院生への対応を行い、学修支援を行っている。

【資料 2-2-2】 大学院要項

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・「大学院及び大学におけるアシスタント制度内規」に基づき、本学の大学院生を TA(teaching Assistant) として採用しているが、本学大学院の 2023 年度在籍者は、博士課程前期 90 人、博士課程後期 9 人と少なく、かつ社会人の大学院生も多いため、TA の人員確保が困難な状況である。
- ・工学部では「デザイン基礎」など 19 科目に延べ 71 人の TA・SA(Student Assistant)を 活用している。学修支援をさらに強化するため、令和 2(2020)年度に TA を学外からも公募することができるように規程改正を行った。

【資料 2-2-3】 大学院及び大学におけるアシスタント制度内規、ティーチング・アシスタント(TA)制度に関するガイドライン

- ・情報関連科目において学修支援の 1 つとして学部学生から採用された SA を活用している。令和 5(2023)年度春学期の SA は 42 人であり、本人の授業のない空き時間に、授業内での教員の学生指導のサポート、オープンルームでの自習学生のサポートを行っている。
- ・情報関連科目の SA の運用については情報センターが SA マニュアルを整備し、リーダー及び副リーダーと課題を共有し、組織的に運用している。
- ・大学共通科目のスポーツ・ライフスキル科目（「SLS」）では、学生を SA として 12 人雇用し学修支援に活用している。スポーツ科目に特有な授業中の体調不良やケガの際の対応も想定し、毎学期初めに SA の研修会を行い、保健室の指導のもと AED（自動体外式除細動器）の講習会を開催している。

【資料 2-2-4】 大学ホームページ(在学生向け⇒学生相談・サポート⇒学術情報センター)

オフィスアワー制度

- ・学生への学修支援は、基本的に指導教員が講義時間やオフィスアワーにおいて対応している。オフィスアワー制度は、全学的に実施されており、各教員は週に 2 回、講義のない時間や昼休みを活用して実施している。各教員のオフィスアワーの時間帯は、「先端なび」で確認できる。

障がいのある学生への学修支援

- ・障がいのある学生に対しては、「障害学生支援室」を開設しており、「合理的配慮」の理念に基づく対応の要領について、支援依頼書や情報提供書の配布、電話やメール、面談、FD(Faculty Development)にて教職員に説明を行い、修学困難学生への支援に理解を求めている。
- ・令和 5(2023)年 3 月 31 日現在、支援を受けている障がいのある学生数は 105 人（手厚い支援を受ける学生 10 人、情報共有のみ行う学生 95 人）おり、教員が、教務センター、障害学生支援室、保健室、学生相談室と連携して合理的配慮の下で組織的かつ効果的な支援を障がいに応じて行っている。
- ・2023 年度の授業及び試験において、学生本人からの支援要請に基づき座席配慮や別室受験等の手厚い支援を行っている学生は 8 人、障がい等の特性について教員に情報提供を行い障がいについて理解を求めている学生は 91 人となっている。聴覚障害を抱えている学生には、補聴器援助システム（ロジャー）を両キャンパスに整備している。
- ・太秦キャンパスの障害学生支援室には作業療法士と精神保健福祉士の資格を有する者 1 人、亀岡キャンパスには社会福祉士の資格を有する者 1 人を専従で配置している。

【資料 2-2-5】 大学障害学生支援室規程

中途退学者、休学者及び留年者への対応策について

- ・各学期の開始に先立ってポータルサイト「先端なび」で学生に対して成績を開示しており、必要に応じて学生、保護者と指導教員が面談する機会を設けている。
- ・毎学期開始前の成績配布時に、成績不振者、単位僅少者など、学修に不安を抱えている学生に対しては指導教員と面談を実施し、休学、退学、留年への防止策としている。また、休学、退学の願い出にさいしては、指導教員との面談を義務化し、面談記録を残し

ている。さらに、面談記録に基づき、退学や休学の状況把握に努めている。

- ・授業開始後、成績不振の学生には郵送でも通知をするとともに保護者とも可能な限り面談を行い、退学や休学、留年への防止に取り組んでいる。

【資料 2-2-6】 2023 年度秋学期修学指導について

- ・中途退学等につながる家計急変の学生については、大学独自の学修支援給付奨学金制度を設け、最大で該当学期に納付が必要となる全額を給付することで、就学支援を実施している。

【資料 2-2-7】 学修支援給付奨学金規程

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・これまで実験、実習科目を中心に学修支援を行ってきたが、今後は講義科目内での学修支援も強化するため、学外からの TA の公募などの方法によって多数の TA を確保して強化していく。
- ・大学共通コア科目の必修科目である日本語リテラシー、数的処理、及び英語については、支援する講師の採用を増やして、授業外での学修支援や補習を拡充している。
- ・2022 年度の中退率は全学で 6.1%(224/3697)であり、昨年度に比べすべての学部で上昇した。なお、中退率は 2019 年度から年々上昇している（2019 年度 4.7%、2020 年度 5.0%、2021 年度 5.5%、2022 年度 6.1%）。
- ・学部学科の特性や学修内容を理解せずに入學したことにより、入學後に学習意欲を喪失し退学に至るケースを防ぐため、高校生に向けて学部学科の具体的な教育内容について積極的に伝えていく。
- ・学年ごとに進級要件が定められたことにより、留年する学生が発生することとなった。一度留年した学生の進級率は約 70%と低く、退学に至るケースが多い。留年学生の学修意欲を喪失させない取り組みが今後重要な課題となる。教育内容に関して、基礎学力の向上に関わるリメディアル教育、大学での学びの面白さを効果的に伝え、学修意欲を持続させる取り組みが重要である。学修状況の的確な把握と指導が必要不可欠であり、指導担当教員を中心に 1 年次から細やかな学修指導を適宜行っている。また、サポートデスク等の基礎学力を中心とした授業外学修支援などの積極的な利用を勧めている。授業運営について、2023 年度以降、英語科目と一部の必修科目の出席要件を緩和し、過度な負担軽減を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内での取り組み

(1) 全学共通キャリア教育プログラムの展開

- ・教育課程においては、大学共通コア科目の中に、キャリア教養科目群を設置し、展開している。1年生の「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」は必修科目である。2年生及び3年生の「キャリア形成実践演習」は、就職支援を中心とした内容であり、業界研究や自己分析を学び、就職活動への一翼を担っている。また、1年生より「海外研修」「インターンシップ」「サービス・ラーニング」を配置し、社会貢献への意識や職業意識を醸成する実習科目も取り入れている。健康医療学部看護学科・言語聴覚学科、工学部機械電気システム工学科については別の教育プログラムを実施している。看護学科では、入学後早期から臨地実習の機会を設け、学内で実際の看護場面を想定しながら学習を進めることができるような実習科目計画を構成している。言語聴覚学科では、2年次から臨地実習の機会を設け、学内で実際の支援場面を想定しながら学習を進めることができるような実習科目計画を構成している。工学部では、2年次秋学期に「キャリアデザイン」を配置し、キャリア形成における職業選択、マネーリテラシー、倫理観も含めた技術者としての職業意識を身につけるプログラムを展開している。
- ・正課科目である全学インターンシップ、学部独自のインターンシップ（経済経営学部、バイオ環境学部）においても、インターンシップ推進課と協力して企画・運営を行っている。

<全学対象インターンシップ>

- ・本インターンシップ・プログラムは海外コースと国内コースに分かれ、グローバル人材育成という全学教育方針の下、令和元(2019)年以降、受け入れ先・参加者数ともに拡大を継続してきた。令和5(2023)年、海外コースに関しては、北米、欧州、アジア、オセアニアなど10か国(19拠点)の日系企業海外拠点や現地企業へ計27人の学生を派遣することが決定している。国内コースに関しては、関西圏を中心とした官公庁、金融、メーカー、食品、コンサルティング、スポーツなど、幅広い業界の企業・団体にて就業経験を支援する体制を整えており、両コースとも、実習前後の事前・事後授業を充実させている。

<学部特化型インターンシップ>

- ・経済経営学部「AIP（アドバンスト・インターンシップ・プログラム）」
本インターンシップ・プログラムは、平成25(2013)年度に教育プログラムとして開設したものであり、平成29(2017)年度から経済経営学部の3年生を対象に実施している。3月～4月に事前授業(2科目：4単位)、5～7月に関西圏の企業数社で3か月の実習(企業実習：12単位)を行い、8～9月に事後授業と成果報告会を実施する(2単位)。長期企業実習により、実践的な経験から得られた知見と大学での学術的な学びとを融合させる狙いがある。
- ・令和5(2023)年度は8人が本プログラムを受講している。事前授業では企業で働く基本的なマナーから実習先の企業分析を深める。企業実習では、京都を本社とした優良企業4社で実習を実施した。令和2(2020)年度より実施方式をPBL型に変更し、実習先企業担当者からの助言を得ながら、本学科目担当者と課題の確認、指導を受け、課題解決に取り組む企業実習を実施している。事後授業では、プログラムの締めくくりとして、取り組んだ課題をまとめ本学学生、教職員、さらに実習先企業担当者が聴講する成果報告会

で成果を発表し、質疑応答を含めプレゼンテーション能力を評価した。毎年、事前授業、企業実習、事後授業と企業との連携を強化し、授業内容の改善に努めている。

【資料 2-3-1】 2019 年度 AIP 募集要項

- ・経済経営学部「GIP（グローバル・インターンシップ・プログラム）」
本インターンシップ・プログラムは、平成 25(2013)年度にグローバル人材育成を目的として開設したものであり、平成 29(2017)年度から経済経営学部の学生を対象に実施されている。2～5 月に事前授業と南通大学での語学研修（3 科目：10 単位）を行い、6～8 月に中国上海での長期海外企業実習（3 科目：10 単位）の実施となっていた。
- ・令和 5(2023)年度は昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響により南通大学での研修と中国の企業での実習はオンラインでの実施となり 5 人が参加した。それに伴い、4～5 月には事前授業「現代アジア事情」（1 科目 4 単位）を行い、4～8 月に「海外企業実務」（1 科目：4 単位）の実施となった。

【資料 2-3-2】 2019 年度 GIP 募集ガイド

- ・バイオ環境学部インターンシップ
バイオ環境学部が独自に実施しているインターンシップについては、徐々にインターンシップ推進課へ集約しつつある。令和 5(2023)年度の実施企業数は 7 社であり、8 人が参加している。実習期間は 1 週間足らずであるため、正課科目としての単位付与はできないが、バイオ環境学部の学生の学びに特化した事業所が揃っており、満足度の高いインターンシップとなっている。

【資料 2-3-3】 2023 年度バイオ環境学部インターンシップ募集要項

教育課程外での取り組み

(1) キャリアディベロップメントセンター体制の充実

① 生涯にわたるキャリア構築

- ・生涯にわたって自律的にキャリア構築を行うために、入学時からの全学キャリア教育と連動し、卒業までの 4 年間にトータルサポートし、有意義に過ごせる充実した支援体制を構築し、社会に有益な人材の育成と輩出に取り組んでいる。【資料 2-3-4】
- ・学生の個別面談は 6 人の専任職員及び、5 人の外部のキャリアアドバイザー（国家資格 2 級キャリア・コンサルティング技能士等）による専門的な視点からの指導の充実を図っている。また、学生のニーズに合わせてオンラインによる面談体制も整え、進路支援を受けられる環境を整備している。
- ・3 年生秋学期に、就職活動が本格的に始まる事を見据え、「トンガリ就活塾」と題した就職塾を開催している。「アドバンスドコース」「チャレンジコース」の 2 コースに分け、塾内で就職対策を実施。さまざまな取り組みを通して、早期から就職活動を進められる学生を増やし内定獲得に繋げている。【資料 2-3-5】
- ・資格検定コーナーを常設し、資格の取得難易度に応じた学修奨励金制度を設置し、学生の能力開発の意欲向上を図っている。
- ・令和 4(2022)年末から新型コロナウイルス感染症対策を遵守しつつ、徐々に対面による就職支援を実施した。令和 5 年 2 月に 5 日間に渡り実施した「学内合同研究セミナー」ではマス

ク着用や消毒を徹底しつつ、今後のアフターコロナに向けて対面での企業と学生の接点創出を行った。年間を通じ、こうした取り組みを複数回実施し、ターゲット学生の状況に応じた支援を行っている。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

- ・令和 5(2023)年 4 月より、本学独自の「就職ポータル」をオープンした。学内外の就職関連イベントや就職活動における、よくある質問集の掲載、学内の就職に関する問い合わせ等、就職に関する情報を集約し、学生が自ら就職活動に能動的になれるよう、情報の一元化を図っている。【資料 2-3-8】

②正課科目と連携したキャリア形成支援

- ・正課科目として実施される「キャリアデザイン」(1 年生通年対象)と「キャリア形成実践演習」(2 年生秋学期から 3 年生春学期対象)と連携し、授業運営にも積極的に関わっている。当該科目の一環として、企業を誘致し学生の企業接点を作るとともに、キャリアディベロップメントセンターで実施する正課インターンシップや課外講座への参加を促進し、早期から就職活動への意識の醸成を行い積極的に取り組む姿勢や意欲の向上を行っている。

③企業開拓・企業訪問の充実

- ・近年採用実績のある企業に加えて、上場企業や地元の優良企業を中心に関係構築を行っている。新たな学生の選択肢を増やすために、企業の事業内容や求人情報を正確にとらえて学生及び関係教職員に展開し、内定獲得に努めている。

(2)学内・外部関係機関と連携した業務

①教職員一体の就職支援体制の整備

- ・教職員が協力連携して学生支援を行うため、学部毎に進路主事を任命し、大学キャリア運営部会(旧名称:キャリアサポート委員会)を月に 1 回開催している。学生の就職活動状況の月次報告や、学部別の就職支援取り組み内容の報告を実施している。今後開催されるイベント等の学生告知を教職員一体となって取り組み、学生の就職サポートを強化している。

②留学生の就職支援体制の整備

- ・学内の国際センターならびに外部関係機関との連携により、留学生に対しての就職支援体制の整備と充実を図っている。日本での就職を希望する全学年の留学生に対し、早期から意識づけをするために、心構えや風習や価値観の違い、必要な手続き等を盛り込み、春学期及び秋学期の始めに就職ガイダンスを実施している。合わせて求人情報を提供し、早期に進路を検討する意識づけを行っている。
- ・工学部に所属している英語基準留学生に対して、英語での就職ガイダンスを春学期と秋学期に実施するとともに、外国人留学生を積極的に採用しようという企業との接点構築を行っている。

③障がいを持つ学生への就職支援体制の整備

- ・障害学生支援室、保健室、学生相談室、指導教員とともに、必要に応じて公共職業紹介機関と連携しながら就職支援を行っている。障がいを持つ学生が参加可能なインターンシップ情報を提供し、外部関係機関との連携、協力も強化し、就労支援へとつなげている。
- ・公共職業紹介機関による月 1 回の要支援学生向けの面談枠を確保し、対象学生を積極的

に誘致し、キャリア形成のサポート体制を構築している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内での取り組み

- ・本学学生が就職先に求められる能力、企業側からのニーズをインターンシップ推進課やキャリアマネジメント課と情報共有し、在学中に身につけるべきスキルが正課科目内においても身に付くようカリキュラムの運営と授業内容の改善を図っていく。大学共通コア科目である「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「キャリア形成実践演習Ⅰ・Ⅱ」については、同科目の担当教員、教務課及びキャリアマネジメント課で定期的に担当者会議を開催し、授業の実施状況や学修成果などを検証し、適宜改善等に繋げている。また、看護学科の「キャリアサポート実践講座」はキャリア科目として配置し、既修の知識・技術を基に、教員のサポートを得ながら下級生の指導にあたっている。後輩への補佐的指導を通して課題発見を行うとともに、自らの教育的姿勢に関する振り返りを行い、卒業後の実践活動における同輩・先輩との関係形成のためのスキルを養っている。工学部の「キャリアデザイン」では、就職活動に必要な知識やスキルを身につけること、また、3年次からスタートするプレキャップストーンプロジェクトの実施に向けて本学の学生の行動模範を身に付けさせている。このように、学部学科の特性やニーズに応じたキャリア科目を展開している。

教育課程外での取り組み

- ・令和 7(2025)年秋学期に工学部の英語基準留学生第 1 期生の卒業を見据えて、英語が堪能かつ工学の知見を備えた留学生の積極採用企業との関係構築を深め、対象学生の就職を支援する体制を整えるとともに、留学生採用の可能性のある企業（外資系も含む）との交流会を個別に実施した。
- ・就職ポータルサイトの英語による情報提供をより強化していく。
- ・令和 7(2025)年に開講する経済経営学部、バイオ環境学部の英語による正課授業展開のため、前述の工学部同様に専門性を生かしながらグローバル人材の採用に積極的な企業との接点を開拓していく。
- ・昨今急激に増えている企業主催のインターンシップ情報を効果的に学生に展開する仕組みの整備を行い、学生が卒業後のキャリア形成を見据えて学生生活の設計を行う支援をする。
- ・教育課程内と教育課程外を体系的に連携し、正課科目の抜本的な見直しを大学全体の優先的な取り組みとして、強力に支援し、更なる社会的・職業的自立につながる支援体制を強化していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・ 学生生活に関する協議機関として、学生センター長が主宰する大学学生委員会を設置している。同委員会は、各学部の学生主事及び大学学生委員（5学部で計5人の教員）、事務局次長、学生課長で構成され、毎月会議を開催し、厚生補導、奨学金等の経済的支援、課外活動への支援などについて協議・情報共有を行っている。
- ・ 事務組織として学生課があり、学生の生活、学生事務及び学生生活活動に関する支援ならびに管理・運営業務を担当し、学生生活全般（奨学金、課外活動、日常生活等）にわたる指導や各種手続きに対する助言・個別相談及び大学生活の環境面での充実を図っている。留学生支援に関しては学生課に加えて国際事業推進課が入国時の支援から入学後の生活支援などを担当している。

【資料 2-4-1】 大学学生委員会内規

- ・ 心身の健康に関する支援組織として、保健室と学生相談室を設置し、非常勤の学校医（内科、整形外科、精神・神経系各キャンパス1人）と連携して、心身両面での相談とケアにあたる体制を整えている。
- ・ 令和元(2019)年に開設された障害学生支援室においては、修学困難学生への支援を行うため、教員、学生課、教務課、保健室、学生相談室等関連部署と連携して、合理的配慮の下で組織的、個別的就効的な支援を行っている。

利用者数（延べ人数）

	2021 年度	2022 年度
保健室（京都太秦キャンパス）	1,240	2,439
保健室（京都亀岡キャンパス）	870	1,199
学生相談室（京都太秦キャンパス）	1,006	1,268
学生相談室（京都亀岡キャンパス）	542	460
障害学生支援室（京都太秦キャンパス）	1,330	771
障害学生支援室（京都亀岡キャンパス）	1,120	365

奨学金などの経済支援

- ・ 奨学金は、日本学生支援機構（令和4(2022)年度延べ実績奨学生（給付受給者490人、1種596人、2種925人））等による育英事業のほか、本学独自のものとして学業やクラブ活動の成績優秀者に対する給付奨学金、経済的困窮に対する給付奨学金、外国人留学生に対する授業料減免の制度がある。

【資料 2-4-2】 奨学金制度全体図

課外活動支援

- ・ 学生自治組織（学友会）は、中央委員会、執行委員会、文化・体育連合協議会、国際委員会、学園祭（龍頭祭・龍尾祭）実行委員会、新龍祭実行員会ならびに謝恩会実行員会で組織される。学友会は学生生活全般の発展向上を図ることを目的として、学生相互の民主的活動により運営している。
- ・ 文化・体育連合協議会には24の体育系クラブ・サークルと、12の文化系クラブ・サー

クルが所属している。これらの中で、体育系の硬式野球部、サッカー部、女子バスケットボール部及びパワーリフティング部の4クラブは大学強化指定クラブに指定されて活発な活動を展開し、対外的にも優れた実績をあげている。

- ・クラブでは専任の教職員が顧問や監督として指導及び支援を行っているほか、専門性の高い非常勤の指導者を採用しているクラブもある。
- ・体育系課外活動を一元的に統括する組織として、2022年7月にスポーツ振興センターを設置し、各クラブのガバナンス構築及びコンプライアンス等の徹底を図るとともに、強化指定クラブの競技力向上に対する支援を目的とした「学生アスリート基礎教育プログラム」、学生スポーツを応援する文化の醸成等に向けた「ホームゲーム」の実施など、大学全体におけるスポーツ活動の振興に取り組んでいる。
- ・これらの課外活動のクラブ活動助成金、指導者委託費、バス助成等として令和4(2022)年度約1,100万円を支出した。

【資料2-4-3】2023年度クラブ顧問・指導員一覧

【資料2-4-4】スポーツ振興部会規程

生活相談

- ・学生の生活相談には、学生にもっとも身近なゼミ担当教員（工学部はグループ分けし、各グループを複数教員がアドバイザーとして指導）や学部での学生サービス、厚生補導の責任者である学生主事が応じている。全学生をいずれかのゼミあるいは研究室に所属させ、その指導教員が担当する各学生の学修状況及び生活状況を常に把握し、学生一人ひとりの実情に合わせて、修学面、生活面、そして進路指導と多面的な指導を行える体制になっている。
- ・ハラスメント防止規程を定め、学内にハラスメント防止委員会を設置し、相談窓口として相談員を配置し、問題の起きた場合に適切に対応できる体制をとっている。
- ・学生による不祥事が発生した場合には、懲戒処分を科す手続きを整備している。

その他の学生サービス

- ・京都亀岡キャンパスの授業時間に合わせて、JR亀岡駅、JR桂川駅及び阪急桂駅から通学バスを運行し、その料金は通常運賃の半額以下に設定されている。キャンパス間移動については、シャトルバスを運行し、運賃は無料としている。京都亀岡キャンパスの学生食堂は900席を擁し、混雑する昼休み時間帯には弁当の販売も行っている。京都太秦キャンパスのレストランは約500席以上を擁しており、2022年12月にはコンビニエンスストアを開設、2023年4月からは移動販売車による昼食等の販売、西館ハピネスホールで弁当の販売も行っている。その他、書籍、文具等を販売する売店を両キャンパスに設置している。運営経費については一部大学からの支援も行っている。
- ・5棟254室からなる国際学生寮には、学長を長とするハウジングオフィスが生活上の諸問題に関する指導、助言を行うため、教職員によるレジデントアシスタントと寮生から選抜したチューターを配置するとともにグローバル・コミュニケーション・アンド・リーダーシッププログラム（GLP）を実施し、英語基準生、日本語基準生相互の国際交流も含め入寮学生が安心安全な学生生活を送れるよう運営管理している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

生活支援

- ・ 学生生活に関する協議機関として大学学生委員会を開催しており、厚生補導、奨学金の検討は継続していくことになるが、学部での学生サービス向上を検討しさらに促していく。例えば、全学的には、英語サポートデスクや日本語サポートデスクを設け、語学科目の学修支援を実施している。学部単位では経済経営学部はアドバイジングルームを設置し、指導教員が、取得単位数が不足気味の学生などに対しては相談・指導を実施している。バイオ環境学部は基礎科目の徹底的な理解を図るために、学修支援室でサポートを行っている。工学部でも学習支援室の設置に加えて、在学生在が新入生からの質問に対してアドバイスする「Student for Student (S4S)」を設けている。
- ・ 障害学生支援室において、障がいのある学生の社会的障壁の除去に向けて必要な調整・修正を行い、修学困難学生への支援を学生の要望に対応し細やかに実施できるようさらに強化する。
- ・ 緊急対応を要する学生の一覧表は各学部別に保健室が作成及び厳重保管し、学生主事が随時閲覧できる様に配慮されている。実習・講義等において適切に対応できるよう担当教員と情報を共有し緊急時に対応できるよう備える必要がある。今後も学生の同意の下教員、学生課、教務課等関係部署と情報を共有し連携しながら対応する。
- ・ 修学困難となる学生は本人に自覚のない場合もあるため、教職員による発見と支援が重要である。教職員が学生の困難性に気づけるよう学内研修会を充実させ、一人でも多くの教職員が参加できることが重要であるので FD・SD(Staff Development)研修会の一環として、現状報告と意見交換を適宜行っている。
- ・ 学期毎に障がいのある学生の要望に沿い、障害学生支援室と保健室が学内関係部署に個別的な支援の方向性を示し、的確な学生の修学環境整備を行う。

奨学金について

- ・ 令和 6(2024)年度以降の入学生に対して、奨学金制度を見直し入学時の際の奨学金適用と入学後の成果の評価を確認していく奨学金制度とした。

課外活動支援

- ・ コロナ禍で各学生団体・クラブ・サークル等への加入数が落ち込んでいる。令和 5(2023)年 5 月新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、各団体が自主的に感染予防・対策を継続しつつ、活動を活性化させるよう支援していく。
- ・ すでに活動中の弓道部に加え、令和 5(2023)年 4 月より女子ソフトボール部、柔道部、ダンス部を順次新設し、この 4 クラブを令和 6(2024)年より体育系大学強化指定クラブとすることにより、大学強化指定クラブ数を現在の 4 から 8 に増やし、課外活動支援の更なる充実を図る。併せて令和 5(2023)年 4 月より体育系クラブ学生を対象とした研修会を定期的で開催して、競技力向上や体育系学生のキャリア開発などに繋げていく。

その他の学生サービス

- ・ 今後亀岡キャンパス通学者の利便性を向上するため亀岡キャンパス近郊に国際学生寮の

設置を検討していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・学修環境の整備と適切な運営・管理については、学長室に設置しているキャンパス計画室において、定期的に施設の等の点検・評価ならびにキャンパスの利用及び整備計画に関して審議を行って決定している。【資料 2-5-1】
- ・京都太秦キャンパス及び京都亀岡キャンパスとも、シンボリックなスペースを活用し、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流等が活発に行えるように教育研究にふさわしい環境の維持向上に努めている。【資料 2-5-2】
- ・京都太秦キャンパス及び京都亀岡キャンパスにおいて、それぞれ教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。【資料 2-5-3】
- ・教育研究上の目的達成のため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の維持向上に努めている。

【資料 2-5-1】 大学キャンパス計画室管理運営内規

【資料 2-5-2】 アクセスマップ、キャンパスマップなど

【資料 2-5-3】 大学ホームページ（情報公表・大学評価⇒教育情報の公開<2023 年度>⇒校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること）

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・図書館は全学で 4 施設を運用している。京都亀岡キャンパス内の図書館本館（3,211 m²、393 席）を拠点として、京都亀岡キャンパスバイオ環境館分室（276 m²、97 席）、京都太秦キャンパス北館図書室（742 m²、213 席）、京都太秦キャンパス南館図書室（957 m²、272 席）である。図書館本館は主として健康医療学部健康スポーツ学科、バイオ環境館分室はバイオ環境学部、北館図書室は経済経営学部、人文学部、看護学科、言語聴覚学科、南館図書室は工学部を想定して資料の所蔵・閲覧等の図書館機能を有している。このうち、南館図書室 4 階はラーニングコモンズ機能を有しており、会話を通じたディスカッションの場を提供している。利用者数としては、北館図書室、南館図書室、バイオ環境館分室、図書館本館の順となっているが、想定利用学部等在籍者と比例した順になっており妥当であるといえる。図書館本館に関しては、閲覧室面積に対しての利用率が極めて低く、その点においては有効に活用されているとは言い難い。その反面、図書館本館以外の想定利用学部等の関連する資料の書庫機能を持ち合わせており、その点では

有効に活用されている。

- ・4施設の役割としては、亀岡本館が全体の本部機能を有している。蔵書数は図書480,144冊（内訳：本館415,633冊、分室14,767冊、北館37,144冊、南館12,600冊）、学術雑誌5,095種（内訳：本館4,609種、分室132種、北館318種、南館36種）、電子ジャーナル119種を有している。入館者数は2022年度110,816人（内訳：本館2,671人〔2022.4～6月のみ、以降集計装置故障のため統計なし〕、分室16,230人、北館51,236人、南館40,679人）、貸出冊数は2022年度12,620冊（内訳：本館498冊、分室548冊、北館6,819冊、南館4,755冊）である。維持管理費用としては、スタッフ等業務委託としておよそ年間5,200万円（内訳：亀岡1,750万円、太秦3,450万円）を費やしている。このほか、設備面では亀岡本館は無線LANの設備が不十分であり、PC必携化に対し明らかに適応しておらず、早急な整備が求められる。
- ・開館時間に関しては、北館が17時閉館であることは学生ニーズに対応しておらず拡大すべきである。経費との観点からは、南館の開館時間と合わせて再構築・再検討する必要がある。

【エビデンス集（データ編）共通基礎様式1】施設・設備等 図書館・図書資料等（面積・席数・蔵書数）

【資料2-5-4】図書館所蔵・座席数

【資料2-5-5】令和4年度 図書館利用統計

- ・情報処理学修施設については、京都太秦キャンパスにはコンピュータ121台設置の大教室1室（南館）、61台設置の大教室2室（北館）、31台設置の小教室1室（北館）、28台設置の自習室を1室（北館）整備している。京都亀岡キャンパスにはコンピュータ45～56台設置の大教室を3室（悠久館、バイオ館）、23台設置の小教室を1室（光風館）、19台設置のオープンルーム（自習室）を1室（光風館）整備している。教室は情報教育科目に加えて、学部の専門科目やゼミなど、また学期始めの履修登録や日常のレポート作成にも利用されている。
- ・学期内のコンピュータ教室の利用時間は、京都亀岡キャンパスの場合、平日9時00分から18時00分（授業利用、オープン利用とも）までである。京都太秦キャンパスの場合、平日8時30分から17時30分まで（授業利用、オープン利用とも）である。授業が無い時間は、両キャンパスとも、オープンルームとして教室を開放している。

【資料2-5-6】大学ホームページ（大学紹介⇒施設紹介⇒パソコン教室）

- ・京都亀岡キャンパスでは光風館・悠心館・バイオ環境館・白雲ホールにおいて、京都太秦キャンパスでは館内の全域において、無線LANによるネットワーク環境を整備している。学生は、個人の情報端末を利用して、「先端なび」へのアクセスや図書情報等のさまざまな情報検索が行えるようになっている。

【資料2-5-7】大学ホームページ（大学紹介⇒学生相談・サポート⇒情報センター_オープン教室利用時間）

- ・情報関連科目では、学修支援の1つとしてSAを活用している。令和5(2023)年度春学期はSAを41人採用し、授業における教員の学生指導のサポート、オープンルームで

の自習学生のサポートを行っている。

【資料 2-5-8】 大学ホームページ（大学紹介⇒学生相談・サポート⇒情報センター_SA（チューデントアシスタント）について）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・ 京都太秦キャンパス及び京都亀岡キャンパスとも、障がいの程度に応じて利用室（教室やトイレ等）まで円滑に利用できるように配慮している。
- ・ 学生・教職員の教室、会議室等の利用については、予約条件、附属設備及び収容人員等を確認して直接ユーザー予約できるシステムを活用し、施設利用の利便性を図っている。

【資料 2-5-9】 学生情報共有システム

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

<学部>

- ・ 講義、PBL 型、実習などの授業の性質を損なうことなく、適切なクラスサイズを編成している。これに併せて教室の配当を行っており、例年、履修希望者が多い授業については、当該科目の開講クラス数を可能な限り増やすなどの検討をしている。また、厳格に受講者数を制限したい科目については、事前履修登録を実施し、選抜条件を付して抽選にて、受講生数を制限することで、適切なクラスサイズを維持している。

<大学院>

- ・ いずれの研究科も、指導教員が適切に教育できる担当学生数を保っている。

【資料 2-5-10】 2023 年度春学期事前登録科目一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和 2(2020)年度にキャンパス整備委員会が設けられ将来計画策定に向けての取り組みが開始され、令和 2(2020)年 10 月からは学長室に大学キャンパス計画室が設置され、大学キャンパス計画室運営会議において大学キャンパスの将来計画について検討が重ねられている。具体的には、施設整備計画の検討、産学連携拠点の整備方針の監修、体育実技のための施設・環境整備、キャンパスの樹木整備、昼食環境の改善、老朽化施設の改修などを行っている。また、新たな施設需要に迅速に対応するため、キャンパス計画室において、各施設の使用状況を確認しつつ、柔軟に用途の変更を行い、既存施設の最大限有効な活用を進めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・次の3つの目的をもって授業評価アンケートを実施している。(1) 学生の理解度等を把握し、授業改善に活かす。(2) 教員は学生の声をフィードバックし、学生の授業満足度を向上させる。(3) 教職員、学生、社会へ評価結果を公表し、本学への信頼と評価を高める。アンケートは選択設問と自由記述からなり、特に自由記述は学生の生の声を聞く手段として設定している。回答結果は授業担当教員にフィードバックされ、教員は学生へ教員コメントを返すとともに、授業改善に役立てている。また回答結果は学部学科ごとに集計し、大学評議会及び各学部へと報告し、各学部においてFD等を通して学修支援態勢改善へ反映させている。

【資料 2-6-1】2022 年度秋学期・授業評価アンケート集計結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・心身の健康管理は、保健室と学生相談室が相互に連携しながら担当している。保健室運営部会と学生相談室運営部会で、事業計画の立案、相談内容、件数など情報共有を図っている。
- ・保健室には両キャンパスで合計8人の専任看護師が常駐（週5日）し、①傷病や急病対応、②持病のある学生の把握、緊急時対応の情報発信、③学生、教職員の健康管理センター機能、④感染防止対策及び感染症発生時の拡大防止、⑤不安を抱える学生、教職員が相談に訪れる場所としての機能を果たしている。学生相談室には2人の専任臨床心理士が常駐（週5日）している。障害学生支援室には精神保健福祉士・社会福祉士が常駐（週5日）している。
- ・身体の障がいは保健室で、心や発達の障がいは障害学生支援室でその内容を正確に把握したうえで、教学上、特に配慮が必要な場合には、学生本人の同意を得たうえで、授業担当教員など関係者に連絡し、適切な対応を取っている。
- ・入学時に入学生全員に健康調査票の提出を依頼している。入学時健康調査票には健康状態に関する情報に加えて、健康相談や大学生活への要望、不安などを記載してもらい、記載された内容に沿って保健室で個別に面談を行い、学生の状況を把握し対応している。入学時健康調査票に基づいた面談者数は、2021年度170人、2022年度151人である。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学部学生委員会は定期的に適時開催され、学生生活に関するあらゆる問題を取り上げ協議する事に加えて、学生の意見や要望を把握対応し、必要に応じて大学学生委員会に上程する。
- ・学生自治組織（学友会）は、中央委員会、執行委員会、文化・体育連合協議会、国際委員会、学園祭（龍頭祭・龍尾祭）実行委員会、新龍祭実行員会ならびに謝恩会実行員会の代表者を構成員とし、毎年、下部組織の意見・要望を取りまとめて、学友会と学生センターとの意見交換を通して、問題点の把握・改善を図っている。
- ・学友会と学生課職員の意見交換以外にも、学生課・スポーツ振興センター職員が学友会

のさまざまな会議（中央委員会、文化・体育連合協議会、龍尾祭実行委員会等）にオブザーバーとして出席し、学生の意見・要望を把握するとともに、学友会の各機関役員とコミュニケーションを図っている。

- ・学生の意見・要望は学生課長が掌握し、各センター、各課に報告・共有する。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・コロナ禍で学友会活動自体の低迷及び活動人数が減少していた。令和 5(2023)年 5 月新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、学生の自治活動の活性化を支援するとともに、コロナ以前に実施していた学友会と大学との懇談会を年一回行うことで学生の現状・ニーズを把握し、課外活動支援全体を充実させていく。
- ・障がい者差別解消法に基づく合理的配慮の下、修学困難な学生に関する情報の把握・管理に努めるとともに、教職員との連携を図り、今後は専門職による支援体制を一層充実し、事例を蓄積し学生支援に活用できるよう整備する。

[基準 2 の自己評価]

- ・学生の受け入れについては、大学全体としては入学定員に沿った適切な数の学生の受け入れができています。
- ・教員と職員の協働、TA 等の活用による学修支援がなされている。
- ・教育課程の内外で社会的・職業的自立のための支援体制が整備されている。
- ・学生サービスのために、奨学金制度等のさまざまな施策で学生生活の支援がなされている。
- ・学修環境は、校地・校舎等、実習施設、図書館等が整備されており、授業の際の学生数も適切に管理されている。
- ・学生の意見・要望も適切に把握し活用できている。

従って、基準 2 のいずれの基準項目についても基準を満たしており、基準 2 を満たしているといえる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・本学は、令和元(2019)年度の校名変更を機に「建学の精神」を改め、同精神に基づいて本学及び各学部学科のディプロマ・ポリシーを策定した。

- ・ディプロマ・ポリシーは、全学生に配布している履修要項にも掲載しており、大学ホームページにおいても公開し、周知をしている。
- ・建学の精神を踏まえ、各研究科はそれぞれのディプロマ・ポリシーを策定し、大学院要項及び大学ホームページ等で公開、明示している。

【資料 3-1-1】ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

<経済経営学部>

ディプロマ・ポリシーで規定している、グローバル社会で活躍できる幅広い教養と実践的な専門知識を備えた人材の育成に向けて、下記の基準が設定されている。

- ・経済学科と経営学科の両学科とも、「大学共通コア科目」から 50 単位以上修得することを卒業要件としている。そのうち、33 単位が必修科目であり、加えて、4 単位以上を「未来展望科目」から修得しなければならない。
- ・専門科目は「学部共通科目」と「学科専門科目」から構成され、両学科ともこれらから 74 単位以上を修得することを卒業要件としている。そのうち、経済学科は 10 単位、経営学科は 8 単位が必修科目であり、また、両学科とも選択必修として「学部共通科目」8 単位以上を修得することが卒業要件である。加えて、「学部共通科目」または「学科専門科目」から、経済学科は 44 単位以上を、経営学科は 46 単位以上を修得することを卒業要件として定めている。
- ・両学科とも、卒業論文を提出し審査に合格することを卒業要件として設け、「専門ゼミ」Ⅰ～Ⅳを通してその完成に向けて指導が行われる。なお、卒業論文の合格は「専門ゼミⅣ」の単位認定要件である。また、可否は、ルーブリックに基づき、学部教務委員会で判定された後、教授会で確定する。
- ・段階的な学修を徹底するため進級要件を設けており、上級学年に進級するには、各年次終了時に、決められた修得単位数の要件を満たすことと、指定された大学共通科目の単位を修得していることが必要とされる。3 年次への進級要件として、経済学科においては必修の「マクロ経済入門」と「ミクロ経済入門」の単位修得を、経営学科については「会計学入門」と「経営戦略論入門」の単位修得がある。
- ・履修要項を入学時に配布するとともに、オリエンテーション時に担任教員がこれらについて説明を行い、卒業要件等の周知を行っている。第 2 セメスター以降は、担任教員が単位修得状況を確認し、各学期開始前のオリエンテーション時に履修指導を行っている。
- ・成績不振の学生の保証人に対しては通告を行い、必要に応じて面談を行っている。

【資料 3-1-2】経済経営学部履修要項

【資料 3-1-3】保証人への送付文書

<人文学部>

ディプロマ・ポリシーで規定している、人文学に対する専門的知識と研究方法を修得して、現代社会の諸問題を解決できる人材、また豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、グローバル社会に適応できる人材を育成するため、下記の基準を設定している。

- ・「大学共通コア科目」から50単位以上修得することを卒業要件として設けている。うち33単位が必修科目、4単位が選択必修科目である。専門科目として、歴史文化学科では、学科専門科目から必修科目10単位を含む72単位以上の修得、及び、学科専門科目や他学部開講科目から6単位の修得を卒業要件として定めている。心理学科では、学科専門科目から必修科目2単位を含む62単位以上の修得、及び、学科専門科目や他学部開講科目から12単位の修得を卒業要件として定めている。
- ・歴史文化学科では卒業研究の認定を卒業要件に定めており、心理学科では卒業研究を学科の必修科目として定めている。歴史文化学科の3・4年次の専門ゼミA~D、心理学科の3・4年次の各プログラムの専門演習A~Dにおいて、卒業研究の指導を行っている。
- ・以上は学部の履修要項に記載し、入学時や、各学期のオリエンテーション期間の履修指導の際に、学生には広く周知・確認をしている。また各授業科目の単位認定基準については、各科目のシラバスに成績評価基準を明記して、学生に周知している。
- ・進級基準に関しては、各学年の終了時に、卒業要件としての修得単位数、及び、学年ごとに修得を義務づけた科目の修得の有無について教授会にて判定を行い、条件を満たした場合、進級を認めることで、教育効果の測定を行っている。

【資料 3-1-4】人文学部履修要項

- ・卒業研究の認定基準を「人文学部卒業研究執筆要項」に明記し、それに従って認定を行っている。

【資料 3-1-5】人文学部卒業研究執筆要項

<バイオ環境学部>

- ・生命、環境、食・農の各分野に関する実践的教育を通じて、グローバル化社会において自らの力で生き抜き、社会に貢献し続ける社会人の育成を教育の目的とした学部のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科のディプロマ・ポリシーを策定している。各学科においては、1.知識・理解、2.汎用的技能、3.態度・志向性、4.統合的な学修経験と創造的思考力という観点で、単位認定基準や卒業認定基準を定めている。具体的には各科目のシラバスで示す到達目標と評価基準によって単位認定され、それらの単位数に基づいて卒業認定される。
- ・「大学共通コア科目」から50単位以上修得することを卒業要件としている。その「大学共通コア科目」における「未来展望科目」から選択必修4単位、「アカデミック・スキル科目」から必修5単位、「英語科目」から必修16単位、「スタートアップ科目」から必修4単位、「キャリア教育科目」から必修4単位、「スポーツ・ライフスキル科目」から必修4単位を修得することが卒業要件として定められている。
- ・「学科専門科目」については、78単位以上を修得することを卒業要件としている。その「学科専門科目」は「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」及び「その他」から構成され、4年次の「専攻演習」と「卒業研究」を含む学科ごとに定めた必修科目の単位を全て修得することが卒業要件として定められている。
- ・なお、進級要件としての修得単位数は1年次終了時28単位以上、2年次終了時60単位以上、3年次終了時100単位以上という明確な基準が設定されている。

【資料 3-1-6】バイオ環境学部履修要項

<健康医療学部>

- 健康医療学部のディプロマ・ポリシーは、4年次2月に国家試験受験が必須の看護学科と言語聴覚学科においては国の求める医療人として知識、態度と技量が中心に位置づけられている。健康スポーツ学科でも運動・スポーツ指導の専門職として知識、態度と技量が重視されている。これら3学科を通じて、思考して、判断し、そして表現することが求められている。この様な学科ごとのディプロマ・ポリシーを踏まえて、学科ごとに単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が決定されており、履修要項等で公開、明示されている。
- 看護学科では、ディプロマ・ポリシーで示されるように看護職者として必要な専門的知識・技能を理解・修得し、看護分野における諸問題を論理的に解決することができる人材を育成するため、下記の卒業認定基準を設けている。大学共通科目を含む基礎分野（教養・情報・外国語）の必修19単位を含む22単位以上、専門基礎分野（基礎医学・疾病病態治療学・公衆衛生学など）から必修23単位、専門分野の看護の基礎（看護学概論・看護倫理・がん看護・緩和ケア・各専門領域の概論及び援助論など）から必修34単位、専門分野の看護の実践（看護基本技術論・看護生活技術論・ヘルスアセスメント・各専門領域実習・看護統合実習など）から必修40単位、看護の発展（看護研究・国際看護論・災害看護論・医療機器論・看護研究など）から必修4単位を含む7単位以上、計126単位が卒業要件である。2年次から3年次への進級要件は、2年次修了時までに関講した必修科目を全て修得していること、3年次から4年次への進級要件は、3年次修了までに関講した必修科目の全てを修得していることである。さらに、3年次の専門領域別臨地実習では、全ての実習科目ごとに設けられている「先修科目」を修得していることが臨地実習の履修要件となる。
- 言語聴覚学科では、ディプロマ・ポリシーで示されるようにチーム医療をになう一員としての言語聴覚士に必要な知識を修得し、具体的な技術を実践できる人材を育成するため、下記の基準を設けている。大学共通科目を含む基礎分野（人文科学・社会科学・自然科学・保健体育・外国語・情報・学習技術）から必修15単位を含む22単位以上、専門基礎分野（基礎医学・臨床医学・心理学・言語学・音声学など）から必修43単位以上、専門分野（失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習、卒業研究など10分野）から必修59単位以上、計124単位が卒業要件である。2年次から3年次への進級要件として、基礎分野における卒業要件22単位を修得していること及び2年次終了時までに関講した専門基礎分野・専門分野の必修科目をすべて修得していることが必要である。また3年次から4年次への進級要件として、3年次終了までに関講した必修科目のすべてを修得していることが必要である。また段階的な学びを徹底するため、「構音障害学Ⅰ」、「構音障害学Ⅱ」、「構音障害学Ⅲ」、「失語・高次脳機能障害学Ⅰ」、「失語・高次脳機能障害学Ⅱ」、「失語・高次脳機能障害学Ⅲ」、「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅲ」などに科目履修要件が設けられている。
- 健康スポーツ学科では、「大学共通コア科目」と「専門科目」から合計124単位の修得が卒業要件として設けられている。「大学共通コア科目」の科目区分からは、「未来展望科目」（選択必修4単位）、「アカデミック・スキル科目」（必修5単位）、「英語科目」（必修16単位）、「スタートアップ科目」（必修4単位）、「キャリア教育科

目」（必修 4 単位）、「スポーツ・ライフスキル（以下、SLS）科目」（必修 4 単位）の必修科目を含む、50 単位の修得が必要である。専門科目は 74 単位修得が卒業要件である。「専門科目」の科目区分は「基礎科目」「応用科目」「実習科目」「演習科目」「医療関連科目」で構成される。「基礎科目」から 6 単位（健康スポーツ概論、生理学 I、II）、「演習科目」から 8 単位（専門ゼミ I・II、卒業研究 I・II）の必修科目（各 2 単位）を設けている。さらに段階的な学びを徹底すべく進級要件を設けている。1 年次から 2 年次への進級は大学での学び方や社会と自身の接点を見出すため、初年次教育科目である「スタートアップゼミ I」を含む 28 単位以上の修得が必要である。2 年次から 3 年次への進級は、「スタートアップゼミ II」、「日本語リテラシー I・II」、「数的処理 I・II」、「情報リテラシー」、「英語 I」、「英会話 I」、「キャリアデザイン I・II」、「SLS I・II」の単位修得を含む 60 単位以上の単位修得が必要である。3 年次から 4 年次への進級は、「英語 II・III」、「英会話 II・III」、「SLS III・IV」を含む 96 単位以上の単位修得が必要である。

- ・以上の卒業要件と進級要件の充足については、判定教授会や卒業判定教授会で最終的に確認され、判定される。
- ・このように、医療人となる看護学科ならびに言語聴覚学科は知識だけでなく、技能と医療人に相応しい態度を修得することがその基準となっており、健康スポーツ学科は健康の考え方を、スポーツを通して体得した社会人としての素養が備わっているかを基準としている。

【資料 3-1-7】健康医療学部履修要項

<工学部>

- ・ディプロマ・ポリシーで明確化した卒業認定・学位授与の方針を質的・量的の両面から具現化するために、工学部では大学共通科目と学部専門科目に区分して科目を配置し、大学共通科目から 30 単位以上、学部専門科目から 98 単位以上をそれぞれ取得して、合計 128 単位以上の単位取得を卒業要件としている。また、語学科目では 18 単位以上の修得を卒業要件にする等、大学共通科目・学部専門科目それぞれのサブカテゴリーにも卒業要件としての修得単位数を設定している。3 年次までは各年次終了時での進級に必要な単位数（それぞれ 28、60、96 単位）を修得するだけでなく、1 年次終了時には基礎的な物理・数学科目の合格、2 年次終了時には語学科目の卒業要件単位の修得完了、3 年次終了時にはプレキャップストーンプロジェクトの合格を進級要件として、カリキュラムに沿った段階的な学修環境を担保している。これらの基準は各学期開始前の学年別ガイダンスで学生に周知するとともに、関連科目の担当教員からも随時啓発している。

【資料 3-1-8】工学部履修要項

【資料 3-1-9】オリエンテーション学年別ガイダンス資料

<経済学研究科>

ディプロマ・ポリシーで規定している、現実社会が直面する諸問題を応用経済学の視点から分析し、それに対する政策の立案ができる人材の育成にむけて下記の基準が設けられている。

- ・研究指導教員の講義科目ならびに研究指導教員の 1 年次と 2 年次の演習科目は必修であ

る。この演習 8 単位を含む 32 単位以上の修得と修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。修士論文の最終試験は、研究指導教員を含む 3 人以上で口頭試問が行われる。その結果と修了要件と照らし合わせ研究科委員会において修了判定がなされる。なお、修士論文の判定基準は、本学学位規程第 7 条に「学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする」と定められている。

- ・講義科目は、経済学的な思考方法と分析方法を重視した「理論分野」と、現実の政策課題を多角的・総合的に分析し考察する「政策分野」、ならびに両分野に関連するとして統計処理、コンピュータ処理、法学、経営学に関する科目で構成されている。また、専門職に結び付くコースあるいはプログラムとして、「税理士養成コース」を設置するとともに、日本FP協会が定める「CFP® (Certified Financial Planner) 認定教育プログラム」を実施している。
- ・入学時のオリエンテーションにおいて、大学院要項を入学生へ配布するとともに、研究指導教員や大学院委員が修了要件を説明しつつ、また研究指導教員と相談しながら研究指導教員の担当科目以外の講義科目を履修登録する。
- ・修士論文で求められる水準を早期に伝達し、確認させるべく、入学してすぐにどの大学院生も所属する演習の研究指導教員のもと、入学前に提出された研究計画書を踏まえつつ修士論文のテーマを決定する。

【資料 3-1-10】 経済学研究科大学院要項

< 経営学研究科 >

ディプロマ・ポリシーで規定されている、グローバルな視点から物事を思考し、多様な変化に対応できる実践的マネジメント人材を育成できるよう下記の基準が設定されている。

- ・所定の期間を在学し、経営学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定したプログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位 (34 単位) を修得するとともに、修士論文の審査 (口頭試問含む) に合格することが修了要件である。
- ・授業科目をコア科目、応用科目及び演習科目の 3 つに分け、体系的に編成された教育課程を 1 年次から積み上げる形で履修できるようにしている。
- ・1 年次から研究指導教員の演習科目「研究指導」は必修であり、修士論文中間報告を経たうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格することがこの演習 8 単位を修得する条件となる。論文審査の客観性・透明性の確保や研究水準の向上を図る観点から、修士論文の最終試験は、経営学研究科全員へ公開し、研究指導教員を含む 2 人以上で口頭試問が実施される。その結果と修了要件と合わせ、研究科委員会において、修了判定が行われる。なお、修士論文の判定基準は、本学学位規程第 7 条に「学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする」と定められている。
- ・演習科目 8 単位以外の所定の 26 単位に関して、コア科目群から 12 単位以上の科目を、応用科目群から 14 単位以上の科目をそれぞれ履修しなければならない。
- ・入学時、オリエンテーション及びスーパーバイザー懇談会を開催し、経営学研究科履修要項を入学生へ配布するとともに、大学院委員より修了要件、履修モデル等を説明する。

また、研究指導教員と相談しながらコア科目や応用科目を履修登録する。

- ・修士論文の合格基準を早期に伝達し、所属する演習の研究指導教員のもと、入学前に提出された研究計画書を踏まえ、研究指導スケジュールを制定し、修士論文のテーマを決定する。

【資料 3-1-11】 経営学研究科経営管理専攻ビジネススクール (MBA) 履修要項

<人間文化研究科>

- ・文化研究コース・社会情報コース・心理学コース・臨床心理学コースの4つのコースごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定している。各コースでは、カリキュラム・ポリシーに基づき科目を設定しており、これらは、大学院の履修要項に記載し、入学時や各学期のオリエンテーション期間の履修指導の際に、広く周知している。
- ・進級要件は特に定めていないが、修士の学位を認定する学位論文の審査にあたっては、主査1人、副査2人の計3人からなる学位論文審査委員会をおき、本学学位規程第8条に基づき、学位論文の口述試験を行っている。論文審査結果及び口述試験結果に基づいて研究科委員会で審議し、学位認定の可否を判定している。
- ・なお修士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。文化研究コースでは、日本の文化研究の地理・思想・歴史・言語・文学の各研究分野において、高度な専門的知識を習得するとともに、その知識を自主的な研究を通じて応用し、社会に活かすことができる。社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術の理論的特質を把握し、現代社会と文化の動向への深い洞察をもち、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決することができる。心理学コースでは、心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得し、高度な専門的職業人として、実務や研究にあたることができる。臨床心理学コースでは、臨床心理学の分野で高度な専門的職業人としての実務や研究にあたるすることができる

【資料 3-1-12】 人間文化研究科大学院要項

<バイオ環境研究科>

- ・バイオ環境研究科博士課程前期のディプロマ・ポリシーは、人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザインする領域の発展と、これに対応したバイオサイエンスと環境学及び食農学を連携させた、広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。所定の期間在学し、バイオ環境研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程前期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位（34単位）を取得するとともに、修士論文の審査に合格することが修士（バイオ環境）の学位授与の必要要件であるという明確な基準が設定されている。
- ・バイオ環境研究科博士課程後期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、バイオ環境研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程後期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位（24単位）を取得するとともに、博士論文の審査に合格することが博士（バイオ環境）の学位授与の必要要件であるという明確な基準が設定されている。

- ・単位認定基準や修了認定基準を定めている。具体的には各科目のシラバスで求めている到達目標と評価基準によって単位認定され、それらの単位数に基づいて修了認定されることが周知されている。
- ・修士や博士の学位は修士論文あるいは博士論文を提出、公聴会で発表、諮問委員による諮問、審査委員会が審査し、研究科委員会で認定することが周知されている。
- ・修士論文あるいは博士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。

(1)得られた成果は、本研究科の教育目標である「バイオ環境」の実現に合致しているか。

【資料 3-1-13】 バイオ環境研究科大学院要項

<工学研究科>

- ・工学研究科博士課程前期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、工学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程前期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位（34 単位）を取得するとともに、修士論文の審査及び試験に合格することが修士（工学）の学位授与の必要要件であるという明確な基準を設定している。
- ・工学研究科博士課程後期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、工学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程後期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位（36 単位）を取得するとともに、博士論文の審査及び試験に合格することが博士（工学）の学位授与の必要要件であるという明確な基準を設定している。
- ・修士論文及び博士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行っている。(1)グローバル社会の諸問題を解決するために活用できる、(2)論理的、批判的に考察し判断することができる、(3)英語を用いて他者と議論を行うことができる、(4)複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現することができる。

【資料 3-1-14】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・単位認定に関しては、成績発表時に自らの点数に疑義を持った学生は、成績表記調査を申し出ることができる。
- ・令和元(2019)年度入学生に実施されるカリキュラムから、4 段階評価(優良可否)から 5 段階評価(SABCF)に変更している。
- ・卒業認定は、学部執行部で原案を作成し、教授会で審議、承認している。
- ・令和元(2019)年度入学生に実施されるカリキュラムから全学で進級基準を設けている。進級判定は、学部執行部で原案を作成し、教授会で審議、承認している。
- ・修了認定は、所定の単位を取得し学位論文の審査に合格した者を対象とし、研究科委員会で審議し、承認をしている。

【資料 3-1-15】 各学部履修要項、各研究科大学院要項

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・進級要件について、令和元(2019)年度入学生から全学的に各学年進級時に設定している

が、大学評議会、教授会、大学教務委員会、及び教育改革支援センターで、進級状況を学部学科ごと及び学年ごとに分析し、問題点の抽出と検討を踏まえて、カリキュラム運営の改善を図る。とりわけ、教務センターでは、大学共通コア科目の必修科目の単位修得状況の検証を重点的に行う。

- ・卒業要件について、令和元(2019)年度入学生から全学的に卒業論文を必修化した。ディプロマ・ポリシーで定められた能力を修得できているか否かをいっそう厳格に検証していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<学部>

- ・本学は、令和元(2019)年度の校名変更を機に新たな「建学の精神」を踏まえてカリキュラム・ポリシーを改訂し、実施している。
- ・全学生に配付している履修要項にも掲載しており、大学ホームページにおいても公開し、周知している。

<大学院>

- ・本大学院の教育目的（大学院学則第1条）及び各研究科の教育目的（大学院学則第1条2項）を実現するため、各研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が策定されている。
- ・各研究科のカリキュラム・ポリシーは大学院要項及び大学ホームページ等で公開、明示している。

【資料 3-2-1】 大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<経済経営学部>

- ・両学科ともに、社会科学とその関連分野の学修を通じた複眼的な視野の修得というディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいても幅広い教養とともに経済学、経営学、法学の知識と課題解決手法の修得を重視しており、これらは変容するグローバル社会でビジネスパーソンに必要とされる能力として位置づけられている。また、自律して主体的に行動でき、よりよい社会の構築に積極的に参画できる人材の育成というディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいても、実践

的な専門知識を備えた人材の育成が主眼とされ、その実現に向けて、後述するように、両学科に共通する 2 つの「コース」と学科独自のそれぞれ 3 つの「コース」を設置し、それぞれに卒業後の進路と密接に関連したコース科目（履修モデル）が設定されている。

【資料 3-2-2】 経済経営学部履修要項

<人文学部>

- ・人文学部におけるカリキュラム・ポリシーは、人文学に対する専門的知識と研究方法を修得し、現代社会の諸問題を解決することを重視するディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえて、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決能力の習得を目的として設計されて策定されており、その一貫性が担保されている。各科目のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーで求めている能力のうち、どの能力を伸ばすことができるか明記しており、それを踏まえて、各学科のプログラムごとの履修モデルも作成しており、入学時のオリエンテーションや、学期ごとに少人数のゼミで行っている履修指導を行っている。このように、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されている。

【資料 3-2-3】 人文学部履修要項カリキュラムマップ

<バイオ環境学部>

- ・バイオ環境学部のディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性を有するものとなっている。
- ・各科目のシラバスにディプロマ・ポリシーで定められた能力が明記されており、学科ごとの履修モデルを作成している。ディプロマ・ポリシーで求めているそれぞれの能力を伸ばすことができるように、入学時のオリエンテーションや学期ごとに履修指導を行っている。このように、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されている。

【資料 3-2-4】 バイオ環境学部履修要項

<健康医療学部>

- ・看護学科と言語聴覚学科のカリキュラム・ポリシーは、高度専門職業人としてのモデル・コア・カリキュラムが国レベルで存在しているので、これに準拠しつつ、高度専門職業人が備えておくべき知識、技能及び態度を包含する本学の両学科のディプロマ・ポリシーと一貫するものとして制定されている。健康スポーツ学科のカリキュラム・ポリシーは、運動・スポーツ指導専門職に必要な健康スポーツ科学に関する専門的知識とそれを実践できる技能を修得するものでありディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

【資料 3-2-5】 健康医療学部履修要項

<工学部>

- ・工学部のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーで明確化した卒業認定・学位授与の方針を具現化するために策定されている。ディプロマ・ポリシーを構成する 7 項目の理念（DP1～7）は工学部のカリキュラムによって、DP1 は専門科目、DP2 は専門共通科目の一部、DP3 は語学科目、DP4 はすべての学部専門科目、DP5 は実験・実習

及び総合演習、DP6は大学共通科目の一部、DP7はスタートアップ科目やスポーツ教育科目をそれぞれ中心にして実現され、これらの科目は9項目で構成されたカリキュラム・ポリシーに基づいて、それぞれが複数の項目から複合的に設定されている。このように、カリキュラム・ポリシーに基づいて設定した科目によってディプロマ・ポリシーの理念が包括されており、両ポリシーの一貫性を担保している。

【資料 3-2-6】工学部機械電気システム工学科カリキュラムマップ

<経済学研究科>

- ・経済学研究科のディプロマ・ポリシーは、1. 日本経済及び世界経済を理論的に考察し、政策提言できる高度な専門知識・能力、2. 税理士を中心とした税務と会計の専門職ならびに金融に関する専門知識・能力、3. 公的機関の専門職に必要な専門知識・能力、である。これら3つの能力の涵養に向けて、経済社会の現状及び動向を注視しながら研究を深める実証研究、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析力や提言力の指導がカリキュラム・ポリシーにおいて重視されている。それを効果的に実現するため、講義科目群は、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」に、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」を併せた3分野から構成されている。加えて、「CFP®認定教育プログラム」もカリキュラムに組み込まれており、その科目群から所定の単位数を修得することで、CFP®資格審査試験の受験資格を得ることができるとともに、所定科目内で課題提案書を作成して日本FP協会へ提出すれば、AFPの登録の権利を得ることができる。

【資料 3-2-7】経済学研究科大学院要項

<経営学研究科>

- ・経営学研究科のディプロマ・ポリシーは、1. 企業等において実践的な能力を発揮するために必要な文理融合知を身につけていること、2. 経営管理学の基礎を十分に身につけて企業経営全般に関わる意思決定と実行が担当できる能力を備えていること、3. 既成概念や古い経営手法にとらわれない企業変革に貢献できる能力を備えていることである。これら3つの能力の育成に向けて、テクノロジーの知識を重視し、経営革新での専門性やグローバルな視点から社会的視野を取り入れた経営への知見や思考の獲得、戦略を策定・実行するためのマーケティングや財務・組織論等実践基礎力の体得はカリキュラム・ポリシーにおいて重視されている。それを効果的に実現するため、講義科目群は、コア科目、応用科目及び演習科目の3分野から体系的・組織的に教育課程が構成される。

【資料 3-2-8】経営学研究科経営管理専攻ビジネススクール（MBA）履修要項

<人間文化研究科>

- ・本研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、人間の心理、社会の様態、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成するため策定された各コースの学位授与方針とともに設計されて策定されており、その一貫性が担保されている。入学時のオリエンテーションには研究科全体で説明会を開催しており、また学期ごとには、ゼミごとに実施する履修指導にて、その周知徹底を図っている。このように、本研究科のカリキュラム・

ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されている。

【資料 3-2-9】 人間文化研究科大学院要項

＜バイオ環境研究科＞

- ・ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性を有するものとなっている。
- ・博士課程前期では、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン、食農の3領域を連携させる専門基礎科目を修得し、特別演習や特別研究で専門領域の深い知識や技術を得、さらに修士論文にまとめることによって、高度な専門的職業人として活躍できる研究能力と実務能力を得ることができる。
- ・博士課程後期では、前期課程のカリキュラムで習得した知識を踏まえて、さらに複眼的研究を進め、各専門領域における新しい知見や技術を得、博士論文としてまとめ、審査の結果、博士の学位を授与する。研究で成果を得ることが目的なので、特別演習と特別研究が科目となる。

【資料 3-2-10】 バイオ環境研究科大学院要項

＜工学研究科＞

- ・工学研究科のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーで明確化した修了認定・学位授与の方針を具現化するために策定されている。具体的には、工学研究科のカリキュラム・ポリシーは、同ディプロマ・ポリシーに基づいて機械電気システム工学分野を構成する材料、エネルギー、情報、システムの4つの領域のうち、いずれか1つの領域を中心としつつ他の3領域と関連づけながら真理探究・課題解決を行う力を養成するため、「専門科目」、「研究分野関係科目」、「科学技術英語」を配置している。工学研究科は2020年度から大学院教育を開始しており、現在でも、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーともに変更なく継承しており、両者の一貫性は保たれている。

【資料 3-2-11】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類

【資料 3-2-12】 大学ホームページ（学部学科・大学院⇒大学院⇒工学研究科）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

＜経済経営学部＞

- ・ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成のために、経済学や経営学を中心に法学分野の科目も配している。また、段階的学修を実現するため、所属学科を問わず専門分野の基礎となる両学科共通科目を設け、選択必修科目としている。
- ・入学から卒業までの4年間を通じて進路を意識した系統的学修ができるよう、経済学科に「先端経済」、「地域経済」、「ファイナンス」、経営学科に「経営戦略」、「会計」、「起業・事業承継」のコースを設け、それぞれのコースに履修モデルを設定している。さらに、「公務員」と「航空観光」のコースを両学科共通コースとして設け、これらのコースでは両学科の科目の横断的な履修登録を可能にしている。
- ・コースと並行して、より広い社会・世界で学ぶ機会を提供するべく、次の任意参加の両学科共通プログラムを設けている。京都周辺の企業や海外に進出している企業での数か

月に及ぶ長期インターンシップに参加できる「アドバンスト・インターンシップ・プログラム (AIP)」、及び「グローバル・インターンシップ・プログラム (GIP)」である。

(GIPは新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン実施。)

- ・実践的な経営理論や経営スキルの修得に向けて、商品の企画・販売、会計などについて体験を通して学べる正課科目を「サービス・ラーニング」の中で2023年度より開講している。
- ・学部共通科目として「京都のビジネス」を、経済学科で「白書で学ぶ現代日本」を、経営学科で「女性企業家講座」「女性とキャリア形成」を開講している。これらの科目では、ビジネスや行政の現場に携わる外部講師に登壇いただくことで、主体的な行動力や問題解決力の育成を行っている。
- ・実学重視の観点から、経済学科ではファイナンスコースの学生を中心にAFP資格取得を推奨しており、それに対応した科目（「金融入門」、「ファイナンシャル・プランニング I」、「ファイナンシャル・プランニング II」、「ファイナンシャル・プランニング III」）を開講している。学生はこれらを履修し合格することで、最終的にはAFP資格取得要件の1つである「AFP認定研修」を修了することができる。
- ・新入生へは、「スタートアップゼミ」担当の教員に加え、副担任として異なる教員も配置して、個々の学生の状況を複数教員で把握する体制を整えている。2年生以上についても担任制をとり、就学指導、卒業論文の指導、ならびに卒業後の進路についての助言と指導を行っている。

【資料 3-2-13】 経済経営学部履修要項

【資料 3-2-14】 「白書で学ぶ現代日本」「女性企業家講座」「女性とキャリア形成」
各シラバス

<人文学部>

- ・人文学部では、学部共通のカリキュラム・ポリシーを定め、さらに歴史文化学科・心理学科の両学科においても、ディプロマ・ポリシー、及び、教育目標に合わせて、より専門性の高い独自のカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿うように学科の科目編成を行っている。
- ・歴史文化学科においては、歴史探究、民俗探究、京都文化探究の3つのプログラムを設置し、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決力を育成するために、学科専門科目には、基礎的事項を学ぶ基礎科目、より高度な内容を学ぶ展開科目を設けている。また教職・学芸員という専門職の資格を取得するための課程も設置している。
- ・心理学科においては、対人援助、応用心理、社会・産業の3つのプログラムを設置し、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決力を育成し、各学科の学修を活かした進路に進むために、学科専門科目には、基礎的事項を学ぶ基礎科目、より高度な内容を学ぶ展開科目を設けており、公認心理師、認定心理士、社会調査士など、専門職の資格を取得するために必要な科目も配置している。
- ・両学科とも、さらに履修モデルを作成し、また各授業科目のシラバスにおいて、科目の目標や、授業計画を明記することで、学生が明確に各科目のカリキュラム内での位置づけを把握し、体系的な学びを、段階を踏んで継続できるように、設計を行い、教育課程

の体系化に取り組んでいる。また各学期において24単位の履修登録制限を設けている。

【資料 3-2-15】人文学部履修要項

＜バイオ環境学部＞

- ・バイオ環境学部では学部共通のカリキュラム・ポリシーを定め、学部を構成するバイオサイエンス学科・バイオ環境デザイン学科・食農学科の3学科においてはさらに、それぞれの専門性に即した独自のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに応じたカリキュラムの編成を行っている。
- ・大学共通コア科目として「未来展望科目」「英語科目」「スタートアップ科目」など8区分からリベラルアーツ科目として50単位を修得する。「英語科目」は社会人として有用な英語力・コミュニケーション力を修得させる体系的な編成となっている。「スタートアップ科目」は1年次の導入期教育の位置づけであり、グループワークによる協同作業を通じて人間関係づくりをするとともに、論理的思考力や課題発見・解決能力などを修得するように設計されている。
- ・学科専門科目は「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」に区分して、合計78単位を修得する。「基礎科目」と「専門基礎科目」に配置している分野横断的な実験科目や演習科目は、講義と適切に連動させながら学修することで、実験技術やフィールドワーク実践技術を段階的に修得する。
- ・1年生の春学期に必修科目の「作物栽培実習（作物栽培実習（SLSI-B）」）が実施されている。「作物栽培実習」は、夏野菜を種子及び苗から育て、夏に収穫するというもので5～10人の学生で構成された班ごとに協力し合って栽培する。生命・環境・食農を肌で感じる、学びの第一歩となっている。
- ・基礎科目の徹底的な理解を図るために、学部校舎内に学修支援室が特設されている。また、図書室に隣接して、学生自習室（ラーニングcommons）が設置されており、学生の勉強、調査や議論の場になっている。
- ・「基礎科目」と「専門基礎科目」で修得した知識と技術を基盤として、「専門科目」では各学科独自のより高度で専門的な内容を学び、「生命科学」「食品」「健康」「環境」「生物」「造園」「農業」「発酵醸造」「食品加工」に関連する興味・関心を涵養する。
- ・3年次終了までに「卒業研究」の取り組みに必要な専門知識を修得するカリキュラムとなっており、4年次では研究と卒業論文の執筆に集中して取り組む。3年生終了までに100単位以上修得していない場合は4年生に進級させない。研究室の指導教員は、学生への研究の指導に加えて、就職活動への支援・指導をキャリアディベロップメントセンター職員と協働して行う。
- ・各学期において24単位の履修登録制限を設けている。
- ・このような科目配置や留年制度は、4年生の「卒業研究」を教育の総仕上げと位置づけたカリキュラム体系によるものである。

【資料 3-2-16】バイオ環境学部履修要項

＜健康医療学部＞

- ・看護学科では、2022年に改正された『保健師助産師看護師学校養成所指定規則』に基づ

き、カリキュラム・ポリシーに即してカリキュラムを編成した。基礎分野に教養科目、情報科目、外国語を配置し、コミュニケーション能力を高め、社会人としての感性を磨き、主体的な判断と行動を促す内容とした。専門基礎分野では、看護実践に必要な基盤を学習する内容を2年次までに終えるように、人体の構造や機能、疾病、健康、保健、福祉に関する科目を配置した。専門分野では、看護の基礎科目、看護の実践科目、看護の発展科目を配置し、学生が段階的、系統的に学修を積み重ねることができるカリキュラムとした。卒業時まで獲得しておきたいコンピテンシーである「地域で生活しながら療養する人と家族を支援する能力」、「保健医療福祉チームの一員として協働し連携する能力」を修得できるように、実習では1年次の春学期から地域のさまざまな医療福祉施設における臨地実習を開始し、学修の動機づけを図り、順次2年次から4年次まで段階的な目標を定め、着実に実践能力の向上が図れるように計画し実施している。

- ・言語聴覚学科では、カリキュラム・ポリシーに即して、カリキュラムを編成した。基礎分野では教養教育科目、キャリア教育科目、語学を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成、英語力の向上を図った。専門分野の基礎となる専門基礎分野を1・2年次に終え、臨床のスキルを学ぶ専門分野は主に2・3年次に学習するカリキュラムとして設計した。専門分野では、講義に引き続き演習を行う講義演習一体型で、講義内容の定着とスキルの獲得を目指している。専門分野（言語発達障害学など）の基礎となる科目（言語発達学など）を専門基礎分野で学修し、専門分野の概要（アウトライン）を示すことで専門分野の知識と技能の重要性の理解・修得を図っている。
 - ・健康スポーツ学科では、カリキュラム・ポリシーに即して科目を配置した。大学共通コア科目ではアカデミック・スキルや英語科目及び大学生としての一般教養科目とキャリア形成の科目を配置した。学科専門科目は、身体運動に関して科学的な視点で学修し、人々の生涯にわたる健康づくりの運動指導を行う基礎的学修としての基礎科目、より専門的・発展的な内容を学修する展開科目、よりきめ細かい運動指導を行うスキルと知識を深める実習科目と演習科目、基礎医学の内容の学修としての医療関連科目を配置した。
- 【資料 3-2-17】授業科目の概要 健康医療学部看護学科、健康医療学部言語聴覚学科、健康医療学部健康スポーツ学科

<工学部>

- ・工学部では大学共通科目と学部専門科目に区分して科目を配置している。大学共通科目は「未来展望科目」「公民教養科目」「語学科目」「スタートアップ科目」「キャリア教育科目」「スポーツ科目」で構成され、「語学科目」については21単位以上に相当する科目を1年次と2年次に集中配置している。学部専門科目は「専門共通科目」「専門科目」「実験・実習」「総合演習」で構成され、「専門共通科目」により専門知識や技能を修得するために必要な物理・数学・情報処理を修得させ、「専門科目」では機械電気システム工学科における工学教育の中核として、13分野に分類される専門知識や技能を、勉学への興味や将来希望する進路に応じて分野を組み合わせ履修させる。学修の総仕上げとして、「総合演習」（キャップストーンプロジェクト、卒業研究）を配置し、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決力を育成する。履修モデルや目標・授業計画を明記したシラバスによって、学生が明確に各科目のカリキュラム内での位置づけを把握し、

段階を踏んで学修を継続できるように、教育課程の体系化を行っている。

【資料 3-2-18】工学部履修要項

【資料 3-2-19】工学部履修モデル

<経済学研究科>

- ・経済学研究科では、経済社会の現状及び動向を注視しながら研究を深める実証研究を重視し、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析も含めた教育課程が組み立てられている。このための講義科目群は、上述のとおり、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」に加え、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」を加えた3分野から構成され、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修が可能になっている。さらに、「CFP®認定教育プログラム」も正課カリキュラムに組み込まれた構成となっており、学修・研究成果の実務への応用が図られている。
- ・学生には、講義科目以外に演習科目の履修を毎学期義務づけ、修士論文作成に向けた研究計画や履修計画の作成から修士論文執筆まで2年間の継続的指導を行っている。
- ・所定の修業年限内に修士の学位を修得できるよう、研究指導教員はもちろん、学生が履修する講義科目を担当するなどする他の教員も加わって、個々の研究計画書に基づく履修状況の確認と今後の履修計画についての指導を行っている。その一環として、2年次の5月に修士論文に関する「テーマ報告会」を、10月には「中間報告会」を開催し、経済学研究科委員会として研究の進捗状況を確認すると同時に、今後の修士論文完成に向けての助言等を行っている。学生は、それらを参考に研究を進め、改善に向けた見直しに取り組むことになる。また、中間報告会や口頭試問には、他の学生がオブザーバーとして出席することを促し、自分の研究、修士論文作成に有用な情報を得る機会として活用している。

【資料 3-2-20】経済学研究科大学院要項

【資料 3-2-21】指導教員・副指導教員に関する資料

【資料 3-2-22】修了判定に関する経済学研究科委員会資料

<経営学研究科>

- ・経営学研究科では、経営管理学の基礎を十分に身につけて企業経営全般に関わる意思決定と実行が担当できる経営人材への養成を重視し、コア科目、応用科目及び演習科目から教育課程が組み立てられている。そのうち、コア科目は、経営学研究のための基礎科目となっており、応用科目は、経営管理、経済学、企業会計、税法、ファイナンス等分野から構成され、各自の修士論文の研究テーマに即した体系的な科目履修が可能になっている。
- ・学生には、コア科目、応用科目以外に演習科目「研究指導」の履修を学期ごとに義務づけ、修士論文作成に向けた研究計画や履修計画の作成から修士論文執筆まで標準的に2年間の継続的指導を行っている。
- ・修士論文の水準を向上させるため、修士論文を提出する年度の10月には修士論文に関する「中間報告会」を開催し、経営学研究科委員会として研究の進捗状況を確認すると同時に、今後の修士論文完成に向けての助言等を行っている。学生は、それらを参考に改善に向けた見直しに取り組むことになる。また、中間報告会や口頭試問には、他の学

生や経営学研究科教員がオブザーバーとして出席することを促し、自分の研究、修士論文作成に有用な情報を得る機会として活用している。

【資料 3-2-23】 経営学研究科経営管理専攻ビジネススクール（MBA）履修要項

【資料 3-2-24】 指導教員・副指導教員に関する資料

【資料 3-2-25】 修了判定に関する経営学研究科委員会資料

<人間文化研究科>

- ・人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的として、文化研究コース、社会情報コース、心理学コース、臨床心理学コースの4つのコースを設けている。
- ・文化研究コースでは、日本の文化の特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から学修・研究できること、日本文化を海外に発信できることに重点を置いてカリキュラムを編成している。
- ・社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術の基礎から応用に至る知識をもち、現代の社会と文化に関する幅広い認識を得て、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決する方法を学べるようカリキュラムを編成している。
- ・心理学コースでは、心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得する。その結果を社会に還元する実践的能力が育成されるようカリキュラムを編成している。
- ・臨床心理学コースは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第1種指定を受けた臨床心理士養成大学院である。また、厚生労働省・文部科学省に届け出をおこない公認心理師の専門課程を設置している大学院でもある。臨床実践においてきめ細やかな訓練を行い、臨床現場で対応できる能力の育成に力をいれてカリキュラムを編成している。

【資料 3-2-26】 人間文化研究科大学院要項

<バイオ環境研究科>

- ・博士課程前期では、英語論文の読解や作成のために「科学英語演習 I・II」を必修としている。専門基礎科目は自身が所属する研究領域から2科目、それ以外の研究領域から2科目以上修得することを要件とすることによって、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン及び食農の3領域が教育研究においてより強く連携するカリキュラムになっている。主分野での研究の成果は修士論文としてまとめられる。
- ・博士課程後期では、博士課程前期に学んだ高度で複眼的な視点を持って、「バイオ環境」というコンセプトの新しい研究領域での研究成果が得られるようにする。単位は主分野の特別演習及び特別研究だけであり、研究成果を上げることを主目的としている。その成果は博士論文としてまとめられる。
- ・博士課程前期・後期の高い専門性については、各自が選択した研究室で研究を通じて学ぶ。従って、主研究指導教員が特別演習と特別研究指導を行う。しかし、博士課程前期では、異分野の教員を含む複数教員による指導体制（主研究指導教員1人、異領域1人及び同領域異系1人を含む副研究指導教員2人以上）及び異分野の専門基礎科目の積極的な履修によって、複眼的な視点を養成する。
- ・大学院生が自ら主催する大学院情報交換会を年2回実施し、全員が研究内容の発表を行

うとともに異分野の研究情報交換や意見交換も実施している。

- ・大学院情報交換会終了後、FD 委員会を開催し、バイオ環境学部の教員が大学院生の研究進捗状況について、及びその他の関連する研究情報について意見交換を実施している。

【資料 3-2-27】 バイオ環境研究科大学院要項

<工学研究科>

- ・工学研究科では、前期課程、後期課程にそれぞれ「専門科目」、「研究分野関係科目」、「科学技術英語」を配置している。「専門科目」は、前期課程、後期課程ともに4領域の1つを中心に高度な専門性を習得し、かつ他の3領域の知識と関連づけながら多角的に真理を探究する力を養成するために配置している。「研究分野関係科目」としては、前期課程では専門的知見に基づいて、主体的な行動力及び課題解決力を養成するため、「博士課程前期特別演習」、「博士課程前期特別研究」を配置し、修士論文作成を、また後期課程では自ら設定した主題に対して、客観的に分析しながら具体的な課題を設定し、論理的、批判的に考察し、創造的に解決する力を養成するため、「博士課程後期特別演習」、「博士課程後期特別研究」を配置し、博士論文作成を指導している。さらに、専門分野の英語でのコミュニケーション能力の養成及び論文作成のため、前期課程では「科学技術英語Ⅰ・Ⅱ」を後期課程では「科学技術英語Ⅲ・Ⅳ」を配置、必修としている。

【資料 3-2-28】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本学は、汎用的能力の涵養を目的として、令和元(2019)年度から大学共通コア科目でリベラルアーツ教育を実施しており、卒業要件単位数は50単位である。同科目は、「未来展望科目」、「公民教養科目」、「アカデミック・スキル科目」、「英語科目」、「第二外国語科目」、「日本語科目」(留学生対象)、「スタートアップ科目」、「キャリア教育科目」、及び「スポーツ・ライフスキル科目」の9つの科目群から構成される(健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科は独自のカリキュラムを実施)。
- ・「未来展望科目」は、従来の伝統的な学問分野から主要な科目を配置するのではなく、現代社会の主要な問題を学際的に考察する科目群であり、令和2(2020)年度から開講している。同科目として、「コミュニティの再生」、「生命の歩みと未来」、「グローバルイノベーションと多様性」、「科学技術の革新」、「クオリティ・オブ・ライフの探究」、及び「未来展望ゼミ」を配置している。
- ・「英語科目」は、グローバル人材の育成を目的として、「英語Ⅰ～Ⅴ」、「英会話Ⅰ～Ⅴ」、及び「上級英語Ⅰ・Ⅱ」を第1 Semesterから第6 Semesterに配置している。「英語Ⅰ～Ⅴ」及び「英会話Ⅰ～Ⅴ」は、必修科目であり、卒業要件単位数は16単位である。
- ・「英語科目」の実施にあたってはベルリッツの学修プログラムを導入しているが、これは文部科学省から発出された「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について(周知)」で示された考え方に沿って、大学の授業担当教員の授業計画の下で、授業担当教員が授業の実施状況を十分に把握して授業を行い、授業担当教員が成績評価を行う形で実施している。
- ・「スポーツ・ライフスキル科目」は、身体活動を通じてリーダーシップ・コミュニケー

ションカ・協調性を涵養する科目群であり、必修科目として「SLS I～IV」を第1セメスターから第4セメスターに配置している。

- 健康医療学部の看護学科及び言語聴覚学科は、各々独自のカリキュラムで教養教育を行っている。看護学科は、「基礎分野」として、「教養」、「情報」及び「外国語」の科目群を配置し、卒業要件単位数は22単位である。言語聴覚学科は、「基礎分野」として、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「保健体育」、「外国語」、「情報」、及び「学習技術」の科目群を配置し、卒業要件単位数を22単位に設定している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫

いくつかの特徴的な授業事例を紹介する。

- 1年生対象の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」

グループワークや、グループディスカッションなどを必要に応じて組み合わせ、大学生活における目的意識を養うことを通じて大学生活への速やかな適応を目指している。またそれと同時に、思考を鍛える、人と協働するなどを通じて、大学生活はもちろんのこと、社会で求められる力を培うことも目的として、人生そのものをデザインする力を培うことを目的に講義を進めている。

- 1年生対象の「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」(大学共通コア科目)

「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」では、PBL(Project-Based Learning:課題解決型学習)の取り組みの全学開講科目として開始している。この講義では、PBL教育に特化した内容の株式会社ベネッセ・キャリア『PROJECT SUPPORT NOTEBOOK -STANDARD-』を教科書に用い、専門課程の学びにつながるような社会的課題について取り組んでいる。年度末には全学で成果報告会を開催しており、優秀な発表グループには大学から表彰してインセンティブを与えることで、個々のプレゼンテーション能力を高めるのみならず、客観的な目で自分の活動を見つめるための機会となっている。体験学習を行い発表にまでつなげる経験は、今後の学修活動や将来の仕事の事前経験となり理解を深め自身の能力を伸ばすきっかけとなっている。

- 2年生対象の「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」(学部専門科目)

本講義では、「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」の発展型と位置づけられるもので、担当教員がキャリア実践としてのケーススタディ、フィールドワーク、ビジネスコンテストなど、地域や企業と連携している事柄から具体的なテーマを設定し、体験学習を行い、学生自身が取り組みたい課題を選択し、企業で実際に困っていることをタイアップして解決するなど、より実社会に一步踏み込んだPBLを行っている。

これらの取り組みについても、1年次の「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」と同様、年度末に成果報告会を開催しているが、大学から優秀な発表グループを表彰することで、各グループ間で切磋琢磨し、課題解決に向けて取り組んでいる。

- キャップストーンプロジェクト(工学部)

工学部では、これまで学んだ知識の活用とさらに必要となる知識を修得しながら、3年次、4年次に企業と課題解決するプロジェクトに取り組んでいる。3年生はプレキャップストーンプロジェクト(必修)、4年生ではキャップストーンプロジェクト(選択必修)

としている。

本プログラムでは、企業が実際に取り組んでいる内容について課題を設定し、企業訪問による調査ヒアリング、分析試作、改良改善を重ね、完成したものを企業に対して提案プレゼンテーションしている。11月には中間成果報告会、1月には最終成果発表を企業や学生のみならず、全学教職員等を対象として実施している。

このプログラムでは、技術力だけではなく、主体性を養い、チームワークとコミュニケーション力を修得し、就業意識を醸成及び、社会における自分の役割の認識にもつながっている。

【資料 3-2-29】「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-30】「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-31】「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-32】 キャップストーンプロジェクト（工学部）の関連資料

教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

・教育改革部会及び教育改革支援センターの業務と組織

IR活動を含む教学に関する企画の立案と実施を図り、教育活動及び教育機能の向上と発展に寄与することを目的として、教育改革部会（旧教育開発センター委員会）が設置されている。教育改革部会は、次の事項を審議ならびにその業務の運営管理・進捗状況把握・実施における検証・改善すべきプログラム等を検討する。

- (1) 大学教育に関する情報の収集、調査、分析及び情報の提供(IR)活動
- (2) 全学に共通する教育プログラムの企画及び開発
- (3) 教育効果の評価方法の開発及び実施
- (4) 教職員の教育力向上の支援及び推進
- (5) FD・SD 活動
- (6) 教育課程の質保証の開発及び向上
- (7) 授業及び成績評価に関わる分析及び開発
- (8) 教育環境の整備に関わる企画及び開発
- (9) その他、前各号の目的達成のために必要な業務

教育改革部会の組織構成は以下のとおりである。

- (1) 担当副学長
- (2) 教育改革支援センター長
- (3) 教務センター長
- (4) 学長が必要に応じて指名した者 若干名

教育改革部会は月1回開催され、事務は、教育改革支援センター(旧教育開発センター)が所管する。

【資料 3-2-33】 大学教育部会規程

【資料 3-2-34】 大学事務分掌規程（教育改革支援センター）

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

・科目や学生に応じた成績情報、入試や出席、各種アンケート、学外テストなどを集計、

分析することにより、現在の状況を見直して今後さらに効果的な教育課程や活動を再構築している。ICT（情報通信技術）の充実化により学修成果の可視化を進めPDCAサイクルを回し、必要に応じて大学の3つの方針の見直しへとつなげていく予定である。そのための組織体制として本学では大学評議会がその機能を担い、教育改革支援センターがこのサイクルのチェック機能を担うことになる。

具体的な事例は下記のとおりである。

- ・現在、2025年度新カリキュラムに向けた検討を、教育改革部会が設置した教学マネジメントワーキンググループが中心となって行っている。学修成果の検証、ディプロマ・ポリシーの見直し検討、共通科目・専門科目のカリキュラム再編成というステップで進めており、各ステップの検討においては現行の教育課程・教授方法の課題を抽出し、新カリキュラムでの改善を図る予定である。
- ・令和元(2019)年度のカリキュラムより導入し、それに合わせ、学修成果の可視化となる学修ポートフォリオシステムを構築してきた。令和3(2021)年度からは担任の履修指導にも用い、具体的には学生との面談時にディプロマ・ポリシー指標の到達点を確認し、次学期の学修目標設定などを実施し、学修成果の向上に役立てる予定である。
- ・2019年度からベルリッツの学修プログラムを導入している英語プログラムについては、学修成果を分析、検討した結果、特に文法を中心とする授業は、委託先講師よりも本学教員による授業実施が適当であるとの結論となり、「英語科目」については、2024年度より授業の担当を本学教員に変更した。主に外国人講師が授業を行う「英会話科目」及び「工学部の英語関係科目」についても、本学教員が授業を担当する方向で、さらに検討・調整を進めていく。
- ・令和元(2019)年度カリキュラムは5年目を迎え、本カリキュラムの4年間の全学共通コア科目及び学部専門科目において学修効果検証を実施した。2025年度には全学にてカリキュラム改編を予定しており、現行の課題や改善策の検討を進めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<全学>

- ・本学は、三つのポリシーの達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的に行うことを目的として、平成30(2018)年9月に本学独自のアセスメント・ポリシーを策定した。
- ・三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示として、学生自身が学修達成状況を把握できるよう、個々の学生のディプロマ・ポリシーに対する

到達度を可視化した学内ネットワークシステムの学修度レーダーチャートを学期毎に管理運用し学生へ提示している。

学修成果の点検・評価のために、以下の調査を実施している。

(1) 学生意識調査

全学部全学年を対象とした学生意識調査を毎年行っている。満足度、成長実感、学位授与の方針（DP）の理解度、学修時間調査、意識調査を目的としている。結果は大学の諸活動の改善につなげている。調査結果は大学ホームページで公表している。

(2) 新入生アンケート

全学部を対象とした新入生アンケートを毎年行っている。新入生の生活実態と学生意識調査の起点となる情報を収集し、教学及び学生支援の観点での改善に活用する。

(3) 卒業時アンケート

卒業生を対象としたアンケートを3月に実施している。学生の課程全体を通じた成長実感や満足度等についての測定を目的としている。令和4(2022)年度は回収率の向上を目的に実施方法の変更を行い、結果96%の回収率（前年度は74%）を実現した。

(4) 卒業生アンケート

卒業後3年あるいは5年経過した過年度卒業生に対するアンケートを令和5(2023)年8月に実施した。学生に在学中に身につけさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして教育の成果や効果を検証することを目的としている。調査結果は、教育改革部会等で検討を実施し、大学評議会へ報告し、教育活動等の改善に反映させる。

【資料 3-3-1】 アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 学修度レーダーチャート

【資料 3-3-3】 2022 年度学生意識調査結果

【資料 3-3-4】 2023 年度新入生アンケート結果報告

【資料 3-3-5】 2022 年度卒業時アンケート集計結果

【資料 3-3-6】 2023 年度卒業生アンケート実施概要

<経済経営学部>

- ・三つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・各学生の成績は、各学期のオリエンテーション時に担任教員が確認し、履修指導を行う。指導内容は「先端なび」の「学生プロフィール」に入力し、卒業するまで担任教員が閲覧できるようにしている。加えて、その保証人へは成績不振を通知する文書を送付し、保証人との面談機会も設けている。
- ・「スタートアップゼミ」と「実践プロジェクト」については、学期末または年度末にその学部内ならびに全学での成果報告会を実施している。
- ・AIP、GIP の参加学生による最終成果報告会が、関係教職員や（AIP は）インターンシップ受け入れ先関係者も参加して実施されている。
- ・経済学科で推奨している AFP 資格取得のための要件の 1 つである「AFP 認定研修」を修了した人数を、修了証明書授等を通して確認している。
- ・経営学科主催により起業を志向する学生に向けて「ビジネス・プランニング・コンテス

ト」を開催している。経営学科教員が多数審査員として参加し、市場調査や収支予測などを含む学生の経営の理解度を把握している。

- ・進路主事より、随時、4年生の就職活動状況が伝えられ、進路未決定者や未内定者への対策がキャリアディベロップメントセンターの協力とともに図られている。
- ・学生の学修・研究成果を教員も学生も確認できるよう、学生論文集「経済経営学部学生論集」を発行し、優秀な卒業論文を掲載している。

【資料 3-3-7】「スタートアップゼミ」「実践プロジェクト」成果報告会結果報告

【資料 3-3-8】経済経営学部履修要項

【資料 3-3-9】ビジネス・プランニング・コンテストの Web ニュース記事

【資料 3-3-10】AFP 認定研修修了証明書授与式 Web ニュース記事

【資料 3-3-11】「経済経営学部学生論集」第 4 号

<人文学部>

- ・三つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・取得単位数や GPA(Grade Point Average)を各学期の終了時の履修指導の際に、ゼミの担任が確認して指導を行っている。
- ・日本語検定を 1 年生秋学期に、TOEIC を 3 年生まで毎学期ごとに受験させており、これらの外部テストにより学力の把握に努めている。
- ・スタートアップゼミや 2 年生のゼミについては全学の成果報告会に参加し、成果を発表している。
- ・卒業論文については、卒業論文中間報告会で検証を行う。また学部卒業生の中から優秀なものを選び、「人文学部学生論文集」という形で公刊しており、インターネットでも公開している。
- ・授業アンケートを実施し、その回答を各担当教員が行うことで、科目ごとの学修成果と問題点の把握に努めている。
- ・その他、学生満足度調査、休学率、退学率にて学修状況の検証を行っている。
- ・学位授与数、卒業論文、就職・進学率、資格・免許取得率、卒業アンケートにてその達成状況の検証を行っている。
- ・これらの検証方法については、学生に配付する履修要項においても掲載しており、学生にも広く周知している。

【資料 3-3-12】人間文化学会ホームページ

<バイオ環境学部>

- ・三つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・本学部では3年生終了時点で100単位以上、加えて「英語II」「英語III」「英会話II」「英会話III」「SLSII」を修得していない場合は、4年生に進級できない。従って、4年生に配当される「専攻演習」や「卒業研究」を履修できない制度となっている。この制度によって、バイオ環境分野の知識体系を他領域の知識と関連づけながら修得しているかの

観点からも各学生の学部教育に対する達成度を点検することができる。

- ・「卒業研究」については、全員が公開で口頭発表を行うことを義務づけており、毎年2月に卒業研究発表会を実施している。この発表によって、変容するグローバル社会の諸問題に継続的に関心を示し、専門技能と変化に対応できる専門知識・教養でその問題の解決のために粘り強く主体的に行動してきたか教育目的の達成状況を測ることができる。
- ・以上の点検・評価を経て提出された卒業論文の内容に基づいて、未来につながる課題を自ら設定し、複雑で複合的な問題に挑戦するという建学の精神に則った学修成果の達成状況を評価することができる。
- ・また、「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」ならびに「実践プロジェクト」では、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て表現できるかなど学期末にその学修成果を確認すべく学部内ならびに大学全体での成果報告会が実施される。そうした教育を通して、社会の発展に関与できる力を育成し、就職活動に結びつける。
- ・進路主事が毎月集める学生の進路に対する就職・進学率から、自律的な社会人として行動できる人材の育成を目指した学修成果の達成状況を評価することができる。
- ・取得可能な免許・資格については、履修要項に明記して周知している。実験・実習フィールドワークを通じて修得した専門的な知識、技術ならびに技能などに関する学生の学修成果の達成状況は、資格取得率で評価できる。
- ・以上の点検・評価のまとめとして、ディプロマ・ポリシーに代表される三つのポリシーの達成状況を、学位授与数から総合的に評価することができる。
- ・なお、卒業式終了後に本学での学修成果の達成状況に関する卒業生アンケート調査を行い、その集計結果を教員にフィードバックすることによって教育の改善を持続的に行う。

【資料 3-3-13】 バイオ環境学部履修要項

【資料 3-3-14】 2023 年度 バイオ環境学部実践プロジェクト プログラム

【資料 3-3-15】 2022 年秋卒業 卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム

【資料 3-3-16】 2022 年秋卒業 卒業論文発表会（食農学科）プログラム

【資料 3-3-17】 2022 年度春卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム

【資料 3-3-18】 2022 年度春卒業論文発表会（バイオ環境デザイン学科）プログラム

【資料 3-3-19】 2022 年度春卒業論文発表会（食農学科）プログラム

【資料 3-3-20】 2023 年秋卒業 卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム

【資料 3-3-21】 2023 年秋卒業 卒業論文発表会（バイオ環境デザイン学科）プログラム

【資料 3-3-22】 2023 年秋卒業 卒業論文発表会（食農学科）プログラム

<健康医療学部>

- ・全学的な取り組みである学修の自己管理ツール「マイステップ」を活用して、学期ごとに学修目標の設定と達成度状況を学生が入力し、担当教員が評価している。これにより、将来を見据えて目標を設定し、自己の可能性を模索しつつ、進みたい道をより明確にするものとしている。
- ・看護学科では、国が定めるガイドラインに基づいて、講義・演習・実習を効果的に組み合わせた授業を行い、看護実践能力の向上を図っている。最終的には、3・4年次の各領

域別実習科目において、三つのポリシーを包括的に含む指標によるルーブリック評価を行い、学修成果を点検・評価している。また、2022年度末には授業評価による学生の授業に対する反応（理解度・難易度・スピード）と成績分布による学修成果検証を行った。また、看護学科では、担任・副担任・チューター制度を導入し、教員間で連携を図り学期ごとに成績表を見ながら学生個々と面談し、学習方法等アドバイスを行っている。

- ・言語聴覚学科では、国の示しているモデル・コア・カリキュラムに基づいて、人体の構造（名称）と機能（働き）の知識を基礎として領域ごと（失語・高次脳機能障害領域、言語発達障害領域、発声発語障害領域、聴覚障害領域）のリハビリテーションの有り様を演習で深め、さらに医療機関等において現場での修練（臨床実習）として教授している。また、各学年に担任・副担任を配置し、毎月2回開催される学科会議で学生の学修状況についての報告・検討を行い、学生との定期的な個別面談を通して、学習方法などに関する助言を行っている。
- ・健康スポーツ学科では、1年次「健康スポーツ概論」、2年次「実践プロジェクト」において将来の進路につながる4コースの専門領域の基礎知識と実践的学びを深め、3・4年次の専門ゼミにおいて各教員の専門領域別に専門知識と技術の習得を深めている。4年次の卒業研究において卒業論文の作成と卒業研究発表会を行い、専門知識の習得を主体的に行った成果を評価している。毎月開催される学科会議及び学科共有サイトで学修状況を確認し、担当学生への指導を行うとともに、専門ゼミ担当教員が就職内定状況を毎月把握している。

【資料 3-3-23】看護基礎教育検討会報告書

【資料 3-3-24】言語聴覚士教育の見直しについて

【資料 3-3-25】2022年度健康スポーツ学科卒業論文抄録集

<工学部>

- ・三つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・4月入学生については、1年次の各学期開始前と終了後、2年次以降は各学期終了後にプレースメントテスト（PT）としてGTEC試験を受検させ、英語力の向上を評価している。また、1年次の4月に数学と物理のPTを実施し、入学までに学修不足である学生には高校数学のリメディアル講座に参加させている。7月に数学のテストを再度実施して、学生の再学習の成果を点検・評価している。
- ・9月入学生については、数学や日本語に関する入学前教育を実施するとともに、入学時期に日本語科目教員による面談や数学・物理・日本語のPTを実施して、入学前の学修状況を点検している。
- ・各科目で学修成果を点検するための課題を課し、提出された課題に関して担当教員から学生にフィードバックを行っている。また、学生の出席状況や課題提出状況は科目担当教員からアドバイザー教員に定期的に周知され、アドバイザー教員から状況確認や指導を実施している。
- ・1年次は毎週末、2年次以降は毎月末に学生はアドバイザー教員に学修報告を行い、アドバイザー教員からのフィードバックを受けている。

【資料 3-3-26】 GTEC 結果分析資料

【資料 3-3-27】 オリエンテーション学年別ガイダンス資料

【資料 3-3-28】 4 月入学生高校数学リメディアル講座（スクリーンショット）

【資料 3-3-29】 9 月入学生高校数学入学前教育（スクリーンショット）

<経済学研究科>

- ・ 三つのポリシーを踏まえて、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・ 1 年生に対する教育の達成状況は、成績発表時に研究指導教員により確認され、必要に応じた指導が行われる。2 年生に対しては、修士論文に関する報告会である 5 月の「テーマ報告会」と、10 月の「中間報告会」が実施される。これらの報告会では、研究指導教員以外にも、副査候補の 2 人の教員、さらには他の経済学研究科教員が研究の進捗状況を確認し、助言を行う。なお、経営学研究科の教員にも出席を求めている。
- ・ 修士論文の内容の点検・評価は、まず各研究指導教員により、必要な水準を示したルーブリックに基づいて行われ、そこで可とされた論文について、研究指導教員を含む 3 人以上で行われる最終審査（口頭試問）によって実施される。口頭試問においては、(1)研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定、(2)論文の構成と論理展開、(3)研究方法や分析手法、(4)図表処理や引用文献などの表記、(5)設定された課題の解明と創造性、の観点から評価される。また、口頭試問に関わった教員は「修士論文審査記録」に所見を記述する。これらを踏まえて、修了要件と照らし合わせながら研究科委員会において修了判定がされる。
- ・ 税理士養成コースは、学位論文の提出で完結するのではなく、当該論文が国税庁への申請に基づき試験免除の対象となる旨を認定されて、はじめて実質的な最終評価を得ることになる。この点は、経済学研究科として重要な点検ポイントに位置づけており、過去に修士論文を国税庁に提出した修了者はすべて国税庁の当該審査を経て、科目免除が認定されている。

【資料 3-3-30】 修了判定に関する経済学研究科委員会資料

【資料 3-3-31】 修士論文審査報告書（経済学研究科）

<経営学研究科>

- ・ 三つのポリシーを踏まえて、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・ 1 年生に対する教育の達成状況は、成績発表時に研究指導教員により確認され、必要に応じた指導が行われる。2 年生に対しては、修士論文に関する報告会である 10 月の「中間報告会」が実施される。中間報告会では、研究指導教員以外にも、副研究指導教員の 1 人、さらには他の経営学研究科教員や学生も出席を求められ、助言を行う環境を整えている。
- ・ 修士論文の内容の点検・評価は、学位論文審査委員会で審査する。審査委員会は、主研究指導教員 1 人、副研究指導教員 1 人の計 2 人とし、提出された論文について、最終審査として、公開の口頭試問を実施する。口頭試問においては、(1)リサーチ・モチベーションとリサーチ・クエスチョンの内容が明確であり、研究目的の設定は適切、(2)論文が

論理的に展開され、適切に構成されている、(3)論文が学術的な記述作法に基づいて適切に記述されており、研究倫理を遵守している、(4)先行研究のサーベイが十分に行われており、各専門分野における当該研究の位置づけができています、(5)リサーチ方法、分析、考察及び解釈が適切、の観点から評価される。また、口頭試問に関わった教員は「修士論文審査報告書」に所見を記述する。これらを踏まえて、修了要件を合わせて研究科委員会で可否の審議を行う。

【資料 3-3-32】 修了判定に関する経営学研究科委員会資料

【資料 3-3-33】 修士論文審査報告書（経営学研究科）

<人間文化研究科>

- ・ 修士号授与数、修士論文、就職・進学率、資格・免許取得率、修了アンケートにてその達成状況の検証を行う。
- ・ 提出された論文は、学位論文審査委員会で審査を実施する。学位論文審査委員会は、主査1人、副査2人の計3人とし、研究科委員会において選出する。副査のうち1人は、原則として指導委員から選んでいる。
- ・ 本学学位規程第8条の「最終試験」に基づき、学位論文口述試験を実施して、その質の担保につとめる。口述試験は、コースごとに定めた課程修了に必要な単位を取得（取得見込を含む）し、かつ学位論文を提出したものに対して行う。口述試験は、上記の学位論文審査委員会が、提出された学位論文について行う。
- ・ 論文審査結果及び口述試験結果に基づいて研究科委員会で審議し、可否を判定する。なお論文審査は、各コースが定める複数の項目をA・B・C・Dの4段階で評価し、これらの評価を踏まえて総合的に判断する。

【資料 3-3-34】 人間文化研究科大学院要項

<バイオ環境研究科>

- ・ 各科目の評価方法・判定基準（例えばレポート、中間試験、期末試験の評価配分）はシラバスなどのよって学生に開示され、それに基づいて学修成果が評価されている。
- ・ 大学院情報交換会は、大学院生が自ら主体的に運営し、発表の機会を作っている。それ以外にも学会発表を含めて研究発表の機会を多く作り、積極的に発表させる。研究発表によって、研究の整理や問題点の把握もより明確になる。
- ・ 前期課程は、修士論文の提出及び修士論文公聴会での発表によって評価する。主研究指導教員1人ならびに異領域1人及び同領域異系1人を含む副研究指導教員2人以上で構成される研究指導教員が学修成果の点検を行う。修士論文公聴会では、研究科委員会で選出される2～3人の試問委員と公聴会に出席している他の教員によって、活発な質問・討論がなされる。その後、学位論文審査・基準（修士論文）に基づき、研究科委員会での協議によって、学位修士が授与される。
- ・ 後期課程は、学位論文審査・基準（博士論文）に基づき、博士論文の提出、博士論文公聴会での発表及び教授会から選出された研究指導教員を含む審査委員会による博士論文の審査、及び研究科委員会での協議によって、学位博士が授与される。

【資料 3-3-35】 バイオ環境研究科大学院要項

<工学研究科>

- 三つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。各科目の評価方法・判定基準（例えばレポート、中間試験、期末試験の評価配分）はシラバスなどのよって学生に開示され、それに基づいて学修成果が評価されている。
- 研究指導においては、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）を配置し、複眼的な研究指導体制により研究成果の評価を行う。定期的な進捗報告に加え、中間発表・公聴会、論文審査委員による論文審査により評価を受ける。その都度、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）から状況確認や指導を行う。
- 博士後期課程では上記に加えて、年度ごとに研究科の全教員が出席する進捗報告会を実施する。また、「特別演習Ⅰ～Ⅳ」の各科目で2回、在籍3年間で計12回、専門領域以外の教員も交えた研究発表・討議を行い、演習内容やレポートも考慮して成績評価を行う。その際、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）から状況確認や指導を行う。
- 工学研究科博士課程前期や後期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、修士論文または博士論文の審査及び試験に合格することで修士（工学）または博士（工学）の学位が授与される。

【資料 3-3-36】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

<全学>

- 本学では全学部・全学科を対象に、学生個々人のディプロマ・ポリシー到達度の把握を目的とした学修度レーダーチャートを導入している。令和 4(2022)年度春学期終了時点での成績に基づき、現行カリキュラムの完成年度を迎えた4年生（工学部は3年生）について、学部学科別に各ディプロマ・ポリシー到達度の実績平均値を導出し、その結果について学部学科別の傾向について分析を行うための検討（2022年度第5回教学マネジメントWG）を令和 4(2022)年9月に実施した。その結果、科目毎に設定しているディプロマ・ポリシー配分についてはまだ精度を高める余地があるといった課題が見出されたため、今後の改善に生かすこととする。
- 2025年度新カリキュラムに向けた検討の一環で、令和 4(2022)年12月から令和 5(2023)年3月にかけて、学生の各種データ（成績、授業評価アンケート結果等）を基に、各代表教員による各科目群ごとに学習成果の検証作業を実施した。その結果は大学評議会の審議事項として報告され、新カリキュラム編成上の考慮事項として共通科目の各プログラム及び各学部学科で現在検討されている。

【資料 3-3-37】 【議事録】 2022年度第5回教学マネジメントWG

【資料 3-3-38】 学修成果の検討結果（共通科目、専門科目）

<経済経営学部>

- 各種委員会・科目担当者会議、FD研修会などを通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが行われている。

- ・キャリア教育について、令和4(2022)年8月31日に「キャリア教育に関するFD」を実施したことを受けて、3年生秋学期からの就職活動の本格化に向けて、キャリア科目の学修成果の実質化に向けた指導の改善が図られた。
- ・AIP、GIPについて、担当者会議が定期的開催され、指導内容が確認されるとともに、翌年度に向けた検討が行われている。
- ・公務員志望者への学修指導の改善に向けて、公務員コース担当者部会が設置されており、関連科目担当者間で定期的に情報・意見交換が行われている。
- ・卒業論文の審査は予め示された統一の評価基準（ルーブリック）に基づいて行われ、教務委員会においてその結果が確認された。また、ゼミ担当教員の推薦により、優秀論文は「経済経営学部学生論集」に掲載された。
- ・令和4(2022)年3月10日に教員懇談会（FD研修会）を実施し、対面授業再開後の授業運営、及び公平な成績評価のあり方等、学修指導において当面する課題について意見交換を行った。

【資料 3-3-39】「経済経営学部学生論集」第4号

<人文学部>

- ・学科ごとに、スタートアップゼミ担当者間で密に連携を取り合い、恒常的にPBLの意義・教育効果について議論、検討をしており、成果報告会の結果をもとに授業の内容・方法及び学修指導等の改善を図るとともに、問題を有する学生情報を共有し、集団指導を実施している。
- ・教員間でのメーリングリストを活用して、教育の実践方法についての知識の共有を図り、最新の教育方法や本学の教育システムの問題点、使用方法の理解を深め、授業評価アンケートの結果をもとに教育の質向上を図っている。

<バイオ環境学部>

- ・FD研修会、担当者・関係者会議、委員会の開催を通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて学修成果の点検・評価結果をフィードバックしている。
- ・学部FDミーティングにおいて、各教員の担当学生に対する1年生の導入期での取り組みや就職活動に対する取り組みなど、相互の経験や取り組みの結果を学科FD報告書にまとめ、フィードバックしている。
- ・「実践プロジェクト」では、ポスター発表に対して、各学科3位までの優秀チームを表彰し、その成果を讃えている。また、記録及びテーマの参考となるように、全発表ポスターを冊子にした。
- ・卒業研究発表会を2月に2日間にわたって開催しており、バイオ環境学部教員はそこに参加し、卒業研究の学修成果を確認し、学部教育の改善にフィードバックしている。
- ・定期的に学科長会議を開催し、卒業研究の進捗状況や単位取得状況、GPA、資格取得状況など当該学期に開講されている全ての講義の実施内容・方法と課題等を共有し、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

【資料 3-3-40】2023年度 バイオ環境学部実践プロジェクト プログラム

【資料 3-3-41】2022年度春卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム

【資料 3-3-42】 2022 年度春卒業論文発表会（バイオ環境デザイン学科）プログラム

【資料 3-3-43】 2022 年度春卒業論文発表会（食農学科）プログラム

<健康医療学部>

- ・個々の授業に対しては、学期末に実施される授業評価アンケートが、学生情報共有システムである「先端なび」での配信を通じて、学内に公開されているので、その評価内容を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックするようにしている。また、看護学科、言語聴覚学科ならびに健康スポーツ学科に共通の教育に関する学部内 FD や講演会を実施して、広く教育の改善に活かすようにしている。
- ・看護学科と言語聴覚学科においては、国家試験を意識した模擬試験を低学年から実施し、国家試験の直近の学年である4年次では月に1回近く実施している。さらにその成績は個別指導として、不得意分野の繰り返し学習を担当教員が中心となって指導している。これら模擬試験の成績は本番の国家試験の成績と相関している。看護学科の実習科目については、実習施設ごとの実習状況や全学生の実習目標の到達度及び学んだことを整理した実習総括を作成し、次年度の実習に活かすようにしている。

【資料3-3-44】 2022年度京都先端科学大学FD・SD活動報告書

<工学部>

- ・工学部全教員と教務担当事務職員が参加するミーティングを行い、当該学期に開講されている全ての講義の実施内容・方法と課題等を共有している。
- ・学生による授業評価アンケートについて科目担当教員が内容を精査し、学生にフィードバックを行うとともに、次年度以降の授業改善に活用している。
- ・工学部で設置している学習支援室には、授業や課題で質問がある多くの学生が授業終了後訪れ、複数の支援教員が彼らの質問に対応している。学生からの質問内容は科目担当教員にも共有され、授業内容の補足・改善に活用している。
- ・4 月入学生については、1 年次の春学期に工学部独自で英語科目に関するアンケートを実施し、各クラスの評価と GTEC 得点増減との相関を詳細に解析して、英語科目教員やベルリッツへの情報共有を行っている。また、すべての英語科目において3週ごとに英語科目教員からベルリッツにフィードバック用の授業オブザーブ記録を提出するように依頼し、工学部にも共有されている。

【資料 3-3-45】 工学部学習支援室ガイド

【資料 3-3-46】 工学部英語科目アンケート分析資料

<経済学研究科>

- ・報告会ならびに FD 研修会などを通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが行われる。
- ・修士論文に関する報告会として、2 年生の 5 月に「テーマ報告会」を、10 月には「中間報告会」を開催し、研究指導教員及び副査候補者だけでなく、経済学研究科の多くの教員が大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、研究論文としての質をチェックしている。報告会での評価が低い場合、指導教官には改めて指導の改善と徹底が求められると同時に、研究会委員会から副査候補者に対して指導への協力が求められる。さらに

は、該当する大学院生に対しては再度の報告が求められることもある。

- ・大学院1年生次に、各1年生に対しては副指導教員が置かれ、研究論文作成に向けた一般的な研究技術に関する各種の助言と指導を行っている。また、より適切な研究指導体制を確立するべく、2年生の5月のテーマ報告会までに、各大学院生に対して副査を確定させることを基本とする申し合せを行っている。
- ・税理士養成コース希望者以外の入学者が非常に少ない状況が続いていることに鑑み、令和6(2024)年度よりコースを再編する改革に着手した。その具体的な内容は、大学院委員会を中心とするワーキンググループで検討するとともに、令和4(2022)年に開催されたFD研修会「大学院経済学研究科の再編と新カリキュラムについて」において議論された。

【資料 3-3-47】 経済学研究科大学院要項

<経営学研究科>

- ・中間報告会ならびにFD研修会等を通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを実施する。令和4年(2022)年12月に実施されたFDにおいては、「問い」から「問題」を探求し、学生が自ら考え、判断していくための能動的な学習環境を創り出すため、教育のあり方として、学習者へ知識・技能の伝達する、学習者の認知を変え、関与を起こす、学習者との共同的な関わりを創り、新しい知識を創発する、この三つの視点からのアプローチが必要であると議論された。不確実性が高い社会において、多くの知識を覚えるより、思考を創造的に高めることがこれまでの経営を全て稼働させ、その場を切り抜けるスキルとなり、対話的に実践の知を導き出し、発展させる人材を育成することが今後の課題である。
- ・修士論文に関する中間報告会として、論文提出する年度の10月には「中間報告会」を開催し、研究指導教員及び副研究指導教員だけでなく、研究水準を向上させるため、経営学研究科の全教員や経営学研究科の大学院生に公開し、アドバイスが行われる。

【資料 3-3-48】 経営学研究科修士論文中間報告会オンラインミーティング記録

【資料 3-3-49】 2022年度京都先端科学大学 FDSO 活動報告書

<人間文化研究科>

- ・学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものである。各科目の内容、到達目標、及び評価方法・基準はシラバスに示しており、到達目標の達成度が評価される。
- ・個々の授業に対しては、学期末に実施される授業評価アンケートに基づいて学修成果の点検を全学の教育開発センターが行っており、点検の結果については、学部教務委員会と共有して、教育内容・方法及び学修指導等の改善を随時行っている。また授業評価アンケートは、冊子及び教学システムでの配信を通じて、学内に公開されている。
- ・また大学全体や、学部単位、さらには同一科目担当教員内で、FDを開催するなどして、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックをおこなっている。

<バイオ環境研究科>

- ・主研究指導教員が責任を持って研究指導し、副研究指導教員が異領域、異系教員として

適切な示唆や問題点の提起を行う。その他の異領域、異系教員は大学院情報交換会に参加し、意見を述べることとなる。大学院情報交換会終了後の大学院 FD 委員会で、大学院生の研究進捗状況等の情報交換を実施している。

- 学位論文が提出された場合、公聴会において、論文内容について質疑応答を含む口頭試問が行われる。

【資料 3-3-50】 バイオ環境研究科大学院要項

<工学研究科>

- 工学研究科全教員と教務担当事務職員が参加するミーティングを行っており、当該学期に開講されている講義の課題等を共有している。
- 博士前期課程の修士論文研究においては 1 人の主研究指導教員と 2 人以上の副研究指導教員を配置し、異分野の専門を持つ教員からの指導を積極的に取り入れ、多角的視点からのフィードバックを通じて専門性向上と複眼的思考力の養成を図っている。
- 博士後期課程の博士論文研究においては 1 人の主研究指導教員に加え、主研究指導教員と異なる 3 つの研究分野から各 1 人以上の副研究指導教員を配置している。学期毎に 2 回の研究進捗プレゼンテーションを英語で行い、各指導教員の専門性を反映したフィードバックを行っている。加えて年 4 回、大学院工学研究科の全教員に対して英語でプレゼンテーションを行い、研究進捗の管理と将来展望に向けたフィードバックを行っている。

【資料 3-3-51】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 令和 4(2022)年度春学期終了時点での成績に基づき、現行カリキュラムの完成年度を迎えた 4 年生（工学部は 3 年生）について、学部学科別に各ディプロマ・ポリシー到達度の実績平均値を導出し、その結果について学部学科別の傾向について分析を行うための検討（2022 年度第 5 回教学マネジメント WG）を令和 4(2022)年 9 月に実施した。その結果、科目毎に設定しているディプロマ・ポリシー配分についてはまだ精度を高める余地があるといった課題が見出されたため、今後の改善に生かしていく。
- 2025 年度新カリキュラムに向けた検討の一環で、令和 4(2022)年 12 月から令和 5(2023)年 3 月にかけて、学生の各種データ（成績、授業評価アンケート結果等）を基に、各代表教員による各科目群ごとに学習成果の検証作業を実施した。この結果は、新カリキュラム編成上の考慮事項として共通科目の各プログラム及び各学部学科で現在検討されている。

【基準 3 の自己評価】

- 各学部学科とも教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業認定基準が設定されており、厳格に運用されている。
- 各学部学科ともディプロマ・ポリシーと一貫性をもったものとしてカリキュラム・ポリシーが策定されており、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されている。
- 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のためにアセスメント・ポリシーが策定され、その運用がなされている。先端なび上の「マイステップ」における学期ごとの学

修目標の設定・振り返り・教員によるフィードバック、学生による授業評価アンケート、外部試験の実施、成果報告会の実施などにより、フィードバックや客観的な評価・点検を行い、改善に繋げている。

以上のとおり、基準3を満たしている。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・学長は学務を統括するとともに全責任を負っている。
- ・大学や大学院の教学マネジメントは、学長が議長となる大学評議会が議決機関となり、大学運営会議、教授会、研究科委員会、大学院委員会、各種委員会等によって運営されている。
- ・学長は、副学長、学部長、及び研究科長に加え、各センター長を任命している。
- ・令和5(2023)年4月の組織改編により、委員会を5つのグループに分け、学長・担当副学長が責任者として統括し、学長を補佐する体制を整備している。
- ・大学評議会にて年間2回以上教学マネジメントに関する事項を取り扱う機会を設け、教務センター長と教育改革支援センター長（旧教育開発センター長）が出席し、教学マネジメントについての意見を述べると同時に、IR情報を利用して報告、説明を行い学長の教学マネジメントにおけるリーダーシップを支えている。

【資料4-1-1】京都先端科学大学学則（第31条、第32条、第33条）

【資料4-1-2】大学評議会規程

【資料4-1-3】2021年度認証評価受審のための自己点検評価について

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・大学の意思決定は、全学的な運営組織（各種委員会）と各学部の教授会で行われており、各種全学委員会及び大学評議会において企画・調整・議案化された課題が、翌月の大学評議会及び教授会・研究科委員会において協議され、学長によって決定されている。そのプロセスに関わる各組織は相互に連携しつつ運営されており、組織として十分に機能している。
- ・学長を支える全学運営組織は、4-1-①で述べた組織体制で運営されている。
- ・教授会は、各学部に置かれており、学則上の構成員は学部長、副学部長及び教授である。

学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとしている。月1回の定例教授会のほか、入学試験の合否判定にかかわる入試判定教授会、春学期・秋学期末に行われる卒業判定教授会、教員の業績審査にかかわる業績審査教授会等があり、その機能を果たしている。大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、学長が意思決定を行うに当たり意見を述べる機関として大学院委員会が設置され、その機能を果たしている。

【資料 4-1-4】 大学評議会規程

【資料 4-1-5】 学部教授会規程

【資料 4-1-6】 大学院研究科委員会規程

【資料 4-1-7】 2023 年度全学委員会等委員名簿

【資料 4-1-8】 令和 5(2023)年度 会議日程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・ 教学マネジメントを支える基盤を整える体制を構築するため、役割分担を明確にして職員を配置し、円滑な業務の遂行を図っている。
- ・ 教務センターは授業科目・教育課程の編成・実施などの教務に関する事項を担い、教育改革支援センターは、FD・SD・教学 IR などの教学マネジメントを支える基盤業務、ならびに学修成果・教育成果の把握・可視化等教育課程の整備を担っている。
- ・ 教務センターならびに教育改革支援センターは、上述のとおり適材適所に職員を配置し、効率的な運営を行っている。また、教学マネジメント体制の確立に向けては、外部の専門家と契約をし、適宜アドバイスをもらいながら業務を遂行している。

【資料 4-1-9】 2021 年度認証評価受審のための自己点検評価について

【資料 4-1-10】 大学教育改革部会規程

【資料 4-1-11】 大学教務委員会内規

【資料 4-1-12】 2023 年度全学委員会等委員名簿

【資料 4-1-13】 大学事務分掌規程

【資料 4-1-14】 【議事録】 2023 年度第 2 回 教育改革部会

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教学マネジメントの機能性を上げることを目的に、2023 年 4 月に組織改編がなされた。これにより、機動的な組織構造となったため、学修成果の検証や分析を速やかに実施することが可能となり、学内での情報共有がより円滑になるものと期待される。
- ・ 各種 IR 情報を基にして、学修成果の検証や分析を実施し、学長を中心とした教学マネジメント体制（大学評議会や教授会など）を通して改善を図っていく。
- ・ 学修者本位の観点からの教育を充実するため、学修成果をホームページ等を利用して自発的・積極的に公表していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

<学部>

- 平成 18(2006)年 4 月にバイオ環境学部バイオサイエンス学科・バイオ環境デザイン学科を、平成 27(2015)年 4 月に経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部心理学科・歴史文化学科、及びバイオ環境学部食農学科を、令和 2(2020)年 4 月に工学部機械電気システム工学科を設置した。教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は、それぞれの設置計画に記されたとおりに実施されている。
- 平成 27(2015)年より、法学部及び人間文化学部は学生募集を停止した。これらの学部では、従前に入学した学生の在籍者がいなくなるまで旧課程の教育を続けており、新たに設置された学部の教員が教育を行っている。
- そのほか、専任教員の採用・昇任に関しては、大学教員採用及び昇任審査規程に定められている。これに基づいて、学長と副学長が各学部学科の教員数等について慎重に議論を行い、その手続きが進められており、適切に運用されている。

<研究科>

- 本学の大学院は学部を基礎として設置されているため、学部所属教員が研究科の教育を行っている。教員の採用にさいしては、研究科の科目担当も考慮されている。
- 令和 4(2022)年に設置した経営学研究科経営管理専攻においては、学部所属教員に加え、多様な人材を効果的・効率的に活用し、本学の国際的な学術研究を推進し展開することを目的とする教員組織である国際学術研究院所属の教員も大学院教育に参画している。教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は、設置計画に記されたとおりに実施されている。

【資料 4-2-1】大学教員採用及び昇任審査規程

【資料 4-2-2】国際学術研究院規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

- 主に教育改革支援センター主催で FD・SD 研修を開催して、その内容については FD・SD 活動報告書としてまとめ、本学ホームページ上で公開している。

(1) 学内外の FD その他の研修

- 全学及び各学部・学科において FD 研修会を開催している（全学 FD 主催・SD 研修 9 回／年及び学部・学科主催 FD 研修複数回／年）。研修会終了後、毎回アンケートを実施し、テーマや研修方法についての参加者の意見や要望を把握している。
- また大学コンソーシアム京都等の学外の FD 情報を提供し、参加を促進している。さらに、大学コンソーシアム京都主催の FD フォーラムの企画検討委員及び FD 企画委員として、教員の派遣も行っている。

(2) 授業評価アンケートの活用

- ・担当教員自身の授業改善に役立てるため、学期ごとに全ての科目を対象に、授業評価アンケートを実施している。学生からの意見・要望などに関しては、「先端なび」を通じて教員から学生へのフィードバックも行っている。授業評価アンケート結果も参照しながら、評価の高い教員に対して、学部ごとに「授業評価賞」受賞者を選出し、表彰・公表している。また、評価の低い教員に対しては、学部長から改善指導を行っている。授業評価アンケートの設問項目については、課題を洗い出し、結果の有効活用に向けた見直しを行っている。

(3) 優良授業の教員間の共有

- ・令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により授業公開を行っていない。代わりに、令和 3(2021)年度授業評価賞を受賞した教員による授業紹介をオンデマンドのFD研修として全教員に対して実施し、授業運営手法に関する情報の共有を図った。

【資料 4-2-3】 2022 年度 FD・SD 活動報告書

【資料 4-2-4】 大学事務分掌規程（教育改革支援センター）

【資料 4-2-5】 2023 年度各学部・研究科 FD・SD 活動方針

【資料 4-2-6】 学外 FD に関する事務ポータルサイトでのお知らせ掲示

【資料 4-2-7】 2022 年度秋学期・授業評価アンケート集計結果

【資料 4-2-8】 2022 年度授業評価賞

【資料 4-2-9】 授業改善 FD に関する資料

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・アンケート等を活用しながら、内部組織（教職員）からの授業運営、教授法等のさまざまなニーズを把握し、適切なFDテーマを設定し開催する。
- ・FDの内容によっては、本学に専門家が在籍していない場合は、積極的に外部の専門家を招聘し、職業能力開発に漏れが無いように対応する。
- ・原則として授業は全て公開・見学可能とし、令和 5(2023)年度 10 月を授業公開・見学推奨月間にする等しつつ定着を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・教育改革支援センターが主催する形でSD研修会を企画・実施している。研修会終了後には毎回アンケートを実施し、テーマや研修方法についての参加者の要望を取り入れて実施してきた。研修機会として、学外組織（例：大学コンソーシアム京都）主催の研修も積極的に活用するよう案内している。令和 5(2023)年度は、「大学の枠を超えた教職員

の交流と情報共有を目的として、学外の SD に積極的に参加することで、教員・職員の能力開発を促進する。」ことを目的に、大学コンソーシアム京都主催の SD 研修への参加目標を年間計画として具体的に定めて実行している。

- ・事務職員人事考課制度は、令和元(2019)年度に新制度に移行し、従来の情意考課及び能力考課に業績考課を加え、本学の組織目標に基づいた個人目標の設定を行い、その達成・貢献度合を評価し、昇給・降給、昇任・降格、賞与へ反映することとした。また、日常業務においては、所属長と課員との人事考課面談や日常のコーチングにより部下の育成を図る運用を定着させ、事務職員の能力向上を図ることを目指している。

【資料 4-3-1】 2022 年度 FD・SD 推進活動報告書

【資料 4-3-2】 大学事務分掌規程（教育改革支援センター）

【資料 4-3-3】 2022 年度 FD・SD 研修会一覧

【資料 4-3-4】 2023 年度大学コンソーシアム京都主催 FD/SD 研修参加計画

【資料 4-3-5】 事務職員人事考課実施要領

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・事務職員人事考課における被考課者による自己評価ならびに考課者による部下評価について、階層別の評価基準を明確にするとともに被考課者研修及び考課者研修の実施を検討する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備について

- ・令和4(2022)年度より研究貢献に関する人事考課を大幅に改定し、科学研究費の申請及び科学研究費の獲得を加点要素とした。同時に、科学研究費以外の外部資金獲得や論文発表・学会発表に関する評価についても適正化を図った。外部資金を獲得した専任教員には、個人研究費の加算を行う制度も整えている。さらに、本学の研究力強化に資する貢献があった専任教員へのインセンティブ制度を令和4年度に制定し、令和5(2023)年度より実施している。【資料4-4-1】
- ・共同研究等に伴う契約交渉及び契約締結業務は、研究連携センターにて実施している。契約書類は弁護士資格を有する常勤監事が決裁前に全て確認し、その指導の下で締結を進めている。
- ・分野横断型研究を推進する環境整備を進めている。令和 3(2021)年度に、分野横断型研究プロジェクトに対する学内助成を試験導入し、令和 4(2022)年度に規程改正を行い正規の研究助成制度として運用を開始した。【資料 4-4-2】さらに、令和 3(2021)年度より、

- 専門分野を越えた研究者の交流を図るため「研究の絆シンポジウム」を隔月で開催している。このうち毎年3月は「研究の絆交流会」と位置づけ、分野横断型研究プロジェクト助成を受けた研究成果の発表、及びポスターセッションを行っている。【資料4-4-3】
- また、学外の研究助成を獲得するための施策充実に取り組んでいる。令和3(2021)年度には、人文学部長、バイオ環境学部長、及び工学部長を講師として科学研究費採択に向けた勉強会を開催し、さらに学外の支援企業による科学研究費研究計画調書のレビューを試験導入した。令和4(2022)年度以降はこの取り組みをさらに強化し、学外の講師による勉強会・講演会、希望者全員に対する研究計画調書レビューの提供により、科学研究費申請及び採択数の増加を目指している。【資料4-4-4】
 - さらに、教員の外部資金獲得を支援するため、学外からの研究助成募集等情報は「先端なび」で情報公開している。このほか、メールによる新着情報の告知を行っている。【資料4-4-5】
 - 専任教員の研究を支援するため、所属学部、職位に応じて個人研究費を支給している。
 - 個人研究費とは別に、専任教員が論文投稿する際の投稿料や英文校正料の一部を、一定の条件に基づき支給している（令和4(2022)年11月より実施）。【資料4-4-6】
 - 専任教員は、例年5~6月開催のFD・SD研修会「コンプライアンス研修」に必ず参加している。
 - ＜研修項目＞
 - (1) 公的研究費の運営管理及び監査
 - (2) 大学の研究不正対応
 - (3) 人を対象とする研究倫理
 - (4) その他、研究インテグリティ全般（利益相反、安全保障貿易管理等）
 - 教員が個人研究費等研究費を執行するにあたっては、「コンプライアンス研修」の受講を必須としている。この研修は、研究不正などを防止する目的に加え、研究成果を学術雑誌及び学会等で公表する際に求められる倫理規範の理解、また研究費執行に伴うルール理解促進を目的としている。この研修はeラーニングで実施しており、受講者は終了後に理解度テストに回答する。この回答によって、研究連携センターにおいて受講状況を把握している。【資料4-4-7】
 - また、科学研究費による研究の実施にさいしては、独立行政法人日本学術振興会の規程に従い、同法人の提供する研究倫理eラーニングコースの受講を義務づけている。【資料4-4-8】
 - 人を対象とする研究を行うにあたっては、「人を対象とする研究倫理審査委員会」による研究倫理審査を受けることを義務づけている。なお、医学系の研究倫理審査を受けるにあたっては、研究分野の倫理教育用eラーニングプログラムの受講を求め、その受講料は大学負担として教員が無料で受講できる環境を整えている。また、同委員会の委員のうち2人は学外の有識者に委嘱し、その費用は大学が負担している。【資料4-4-9】
 - 公的研究費の財源別管理や報告書作成のためのオンラインシステム「科研費プロ」を、産業界等との共同研究や個人研究費の管理にも利用できるよう改修するなど、研究費を公正かつ適正に取り扱う環境を整備している。【資料4-4-10】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究不正対応について

- ・研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めた「大学の研究不正対応に関する規程」を制定している。その主な内容として、研究活動上の不正行為等の定義、研究者等の責務、不正防止のための体制、研究倫理委員会の設置と職務、告発への対応方法、秘密保護義務、告発者及び被告発者の保護、調査委員会の設置、本調査の通知・実施・中間報告、調査結果の報告、不服申立て、再調査及び調査結果の公表、本調査中における一時的措置及び研究費の使用中止、ならびに論文等の取下げ等の勧告、処分、是正措置等を定めている。【資料4-4-11】
- ・毎年度に開催しているコンプライアンス研修会の中で、研究不正対応に関する重要ポイントの確認を行っている。

公的研究費の運営管理及び監査について

- ・公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、文部科学省ガイドライン（令和3年2月改定）の定めに従った「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を策定し、ホームページで公開している。【資料4-4-12】
- ・公的研究費を公正かつ適正に取り扱うため、「公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画」を策定し、ホームページで公開している。【資料4-4-13】
- ・公的研究費の運営及び管理に関するコンプライアンスを推進するため、「公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画」を策定し、ホームページで公開している。【資料4-4-14】
- ・公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的として、「公的研究費の運営管理及び監査規程」を定めている。その主な内容として、大学内の管理・運営責任体制、研究者・大学構成員の責務、不正使用の調査体制、懲戒等の措置、不正防止とその体制、不正防止計画の推進、関係法令等の遵守、研究費執行管理全般、不正関与業者への対応、通報窓口、相談窓口、外部公表、及び内部監査とその組織等を定めている。
- ・公的研究費の運営及び管理に関するコンプライアンスを推進するため、大学内の管理・運営責任体制を明確にしたコンプライアンス委員会を設置している。

【資料4-4-15】

- ・公的研究費の管理及び監査の実施基準を全学に周知徹底し、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス研修会を毎年開催し、本研修会への参加を公的研究費の管理・運営に関わる研究者及び職員に義務づけている。【資料4-4-16】

人を対象とする研究倫理について

- ・本学では人を対象とする研究に対して、人間の尊厳及び人権を守り、研究の適正な推進を図るため、「人を対象とする研究倫理規程」を定めている。【資料4-4-17】
- ・該当する研究の審査を行う倫理審査委員会の構成は、審査対象となる研究の多様化に対応するため、令和4(2022)年度に大幅な改革を行い、従来の「心理系」及び「医学系」の2つの委員会による審査から、各学部の所属教員によって構成される学部毎の小委員会

と、研究連携センター長を委員長とし学外委員2人を含む本委員会の二段階審査を行う体制に変更した。本委員会の学外委員は、医学、医療その他の自然科学分野に関して学識経験を有する者1人、倫理、法律その他の人文社会科学分野に関して学識経験を有する者1人に委嘱をしている。委員会の委員は、男性及び女性を少なくとも各々1人以上を含むよう定めている。

- 研究倫理審査申請書、研究計画書、研究実施結果報告書、研究経過報告書、対象者への説明文書、研究への参加についての同意書、及び公表への同意書の様式を定めている。令和4(2022)年度は計39件の倫理審査を行った。
- 倫理審査委員会は、研究者等に対して、研究実施までに一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)のeラーニングプログラムの受講完了を義務づけている。利益相反については、十分かつ具体的な情報を記載するよう指導している。また、インフォームド・コンセントを得るための研究対象者への説明文書が、研究対象者が十分に理解できる平易なものとなっているか、万が一のリスクに対する想定範囲とその対処が十分であるか、個人情報取り扱いが適切であるかについて、慎重な審査を行っている。【資料4-4-18】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内研究助成について

- 本学専任教員による研究・教育の発展とともに、学術の振興あるいは地域の発展を目的に「大学研究助成規程」を制定し、共同研究(令和4(2022)年度より「先端研究」に名称変更)、奨励研究、分野横断型新分野創出活動、海外展開型研究プロジェクト、及び学術出版(いずれも期間1年)への助成を定めている。奨励研究は、着任3年未満または45歳以下の若手研究者のスタートアップ支援、及びライフイベントから復帰間もない研究者の研究復帰支援を目的とし、より多くの専任教員に研究助成の機会が得られるように配慮している。また、本助成の研究成果を踏まえた査読付き論文の公表または著書出版、及び競争的資金への応募を、助成を受けた者の義務として定めている。研究助成の種別を下表に示す。【資料4-4-19】

研究種目	助成対象	助成額上限	採択件数
先端研究	学術的重要性が認められる研究、単独または共同(学外の研究者の参加も可)	1,000,000円	5件程度
奨励研究	単独で行う、将来発展が期待できる優れた着想を持つ研究	500,000円	5件程度
学部横断型 新分野創出活動	本学の複数の部局の専任教員等が参画し、異なる専門性を持ち寄って新分野を創出しようとする活動	2,000,000円	3件程度
海外展開型研究 プロジェクト	本学の専任教員等が中心となって、海外との共同研究を展開する研究プロジェクト	2,000,000円	2件程度
学術出版	学術の進歩・発展に貢献する書籍で、商業的出版が困難なものを対象とし、教科書及び教科書に準ずるものを除く	750,000円	若干数

学内研究助成の募集要項は毎年見直しを行い、毎年度10月に公表し、概ね1月末を応募締め切りとしている。研究助成の採択状況を下表に示す。

【表1】 大学研究助成実績

※いずれも公開・応募を実施した年度を記載。その翌年度に研究費を助成している。

年度	共同研究 (令和5年度より 先端研究)	奨励研究	学術出版	学部横断型	海外展開型
平成25	2件	なし	1件		
平成26	なし	3件	なし		
平成27	1件	3件	2件		
平成28	2件	4件	1件		
平成29	4件	1件	2件		
平成30	1件	2件	なし		
令和元	2件	なし	なし		
令和2	4件	4件	0件	2件	1件
令和3	3件	5件	4件	2件	1件
令和4	5件	5件	0件	0件	2件

海外研究連携派遣支援プログラム

- ・本学専任教員による研究・教育の向上を目的に、海外の研究機関において学術の研究・調査を行うための派遣支援プログラムを用意している。令和4(2022)年度までは「在外研究員制度」として国内の研究機関への派遣も含むプログラムとしていたが、国際共同研究の促進を図るため、令和5(2023)年度からは海外派遣に特化した制度に改定した。派遣先は、本学が連携協定を締結している海外の大学を優先するが、これに限定はしていない。留学生は成果報告書を提出し、さらに国際共同研究による査読付英語論文の発表、または国際共同研究による外部資金申請を、原則として派遣終了後1年以内に行うよう義務づけている。 【資料4-4-20】

種 別	助成額	人 数
海外研究連携派遣支援プログラム（最長1年）	渡航費及び滞在費として、最大100万円を助成。	最大5人（1学部最大1人）

- ・本プログラムの募集は、毎年度10月中旬を締切として公募し、次年度の授業計画編成において海外渡航が考慮されるよう配慮している。再申請については、帰学してから一定の期間を経過した者に限ることを定め、より多くの専任教員が助成機会を得られるように配慮している。

【表2】 海外研究連携派遣支援 実績

年度	留学先	研究課題
平成21	フランス ストラスブール大学	欧州人権条約における「評価の余地」の研究
平成22	オックスフォード大学	英国社会法における信認法理の研究
平成27	オーストラリア メルボルン大学	第二言語英語教育に応用できる異文化プラグマティックス：会話分析とポライトネス理論を用いた教材、教授法づくり
令和5	オーストラリア クイーンズランド工科大学	Coaching Educationに関する研究

※平成 28 年度～令和元年度は応募なし。令和 2 年度～4 年度は新型コロナウイルス感染症により募集見合わせ。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 以上のように、研究環境としては、個人研究費、倫理教育環境、及び公的研究費の執行に係るシステム環境に加え、多様な研究助成制度や支援制度を整えている。また、科学研究費の申請・獲得に係る諸制度に加え、学外と連携した研究を円滑に実施するための契約業務・会計業務等への支援体制も整えている。さらに、研究不正対応及び公的研究費の運営管理・監査、人を対象とする研究倫理に係る規程を制定し、厳正に運用している。こうした研究環境は、有効に活用されている。
- ・ 今後は、研究者の論文発表・著作出版等による研究成果公表や外部資金獲得を推進するため、既に整備されている制度の積極的な活用を促すとともに、本学ならではの特徴的な研究活動創出を促す分野横断型プロジェクト支援をはじめとする活動を強化する。

【資料 4-4-1】 英語論文投稿支援制度概要

【資料 4-4-2】 2023 年度コンプライアンス研修会資料

【資料 4-4-3】 研究倫理 e ラーニングコース

【資料 4-4-4】 研究倫理教育 e ラーニングプログラム

【資料 4-4-5】 科研費プロ

【資料 4-4-6】 Research Accelerator 掲載 公募情報

【資料 4-4-7】 科研費勉強会案内・申請書レビュー支援案内

【資料 4-4-8】 教育職員人事考課自己申告書（研究貢献領域）、教員の研究費の取扱いについて、「研究力強化インセンティブ」の導入について

【資料 4-4-9】 2023 年度学内研究助成要項

【資料 4-4-10】 2022~23 年度「研究の絆シンポジウム」開催スケジュール、「研究の絆交流会」ホームページ記事

【資料 4-4-11】 大学の研究不正対応に関する規程

【資料 4-4-12】 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

【資料 4-4-13】 公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画

【資料 4-4-14】 公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画

【資料 4-4-15】 公的研究費の運営管理及び監査規程

【資料 4-4-16】 2023 年度コンプライアンス研修会資料

【資料 4-4-17】 人を対象とする研究倫理規定

【資料 4-4-18】 研究倫理教育 e ラーニングプログラム

【資料 4-4-19】 大学研究助成規程

【資料 4-4-20】 海外研究連携派遣支援プログラム概要

【基準 4 の自己評価】

- ・ 学長が議長として大学評議会を運営することで、大学の意思決定に学長のリーダーシップが発揮されている。また、大学評議会は学長のリーダーシップによる教学マネジメントの中核として機能している。
- ・ 全学及び各学部学科において、開設時の設置計画に基づき教員を配置している。
- ・ 全学及び各学部学科においては、各種課題の検討と解決のために、FD 研修会及び SD 研修会を開催している。
- ・ 個人研究費、パソコン支給等の環境整備、研究倫理に関わる諸般規程の策定、科学研究費、公的研究費の申請支援体制整備、学内研究助成、海外研究連携派遣支援プログラム等、適切に研究支援が実施されている。

以上のとおり、本学園及び本学においては、諸々の問題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準 4 は満たしているものと判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 本学園は、学校法人永守学園寄附行為【資料 5-1-1】第 3 条で定めるとおり、教育基本法と学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営を行っている。
- ・ 経営の規律遵守については、学園管理運営規則【資料 5-1-2】第 2 条において、「法人及び法人が設置する学校の管理及び運営は、法令その他に別の定めがあるもののほかは、この規則による」と定めている。
- ・ 組織の倫理と規律に関する規程として、学園・大学職員就業規則【資料 5-1-3】があり、職員（教育職員、事務職員、技術職員）はこれを遵守しなければならない。
- ・ また、本学は、教育機関としての誠実な姿勢を示すため、令和 2(2020)年度から 5 年間の中期経営計画【資料 5-1-4】を策定した。策定にあたっては、過去に認証評価を受審した認証機関からの過去の指摘を踏まえている。

- ・業務の執行については、規律と誠実性を担保すべく、学校法人永守学園寄附行為、学園管理運営規則、法人事務局分掌規程、大学事務分掌規程、学園会計規則等、関連の諸規程による統制、理事会審議と決定プロセス、加え中期経営計画、年次の事業計画に基づいた執行を実施している。なお、寄附行為の変更の際は、学内手続きを経て、文部科学省へ認可申請または届出を行っている。
- ・教育研究活動等の状況の公表については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に規定される 9 項目、その他法令により定められている事項についても適切に大学ホームページで公表されている。また、組織や財務については、毎会計年度終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、財務部財務課に備付け、閲覧に供している。
- ・中期経営計画は、大学ホームページに掲載し、学内外に向けて広く公表している。中期経営計画を積極的に公表することで、公的機関である学校法人として相応かつ規律ある姿勢を堅持している。

【資料 5-1-1】 学校法人永守学園寄附行為 第 3 条

【資料 5-1-2】 学園管理運営規則

【資料 5-1-3】 学園・大学職員就業規則

【資料 5-1-4】 京都先端科学大学・中期経営計画

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・本学園は、「学校法人永守学園寄附行為」に規定された最高意思決定機関としての理事会とその諮問機関である評議員会を設置し、理事会のもとに法人本部を置いてその目的達成のための管理運営体制を整備している。
- ・学園業務の機動的かつ円滑な管理運営を図るために常任理事会【資料 5-1-5】を設けている。原則毎月開催される常任理事会は、その使命・目的の実現に向けて中核的な役割を遂行し継続的に努力を行っている。
- ・また、令和 2(2020)年度に策定した中期経営計画は、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の激変を考慮すると毎年見直していくことが望ましいと考え、毎年の進捗状況を PDCA サイクルによって確認し、情勢により、年度ごとにその年の計画を修正している。なお、第 1 次中期経営計画の 5 年間が経過した際には総括を行い、その実施結果・評価について公表することとしている。

【資料 5-1-5】 学園常任理事会規則

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全

- ・環境問題についての具体的な措置として、エアコンの電力使用量を抑制する装置（ピークセイバー）を平成 23(2011)年度から導入している。加えて LED 照明への切り替え、京都亀岡キャンパスでの空調機器の更新等、消費電力抑制を令和 2(2020)年度から実行している。これらのハード面での消費電力の抑制に加え、令和 4 (2022) 年度には節電を奨励推進する「省エネ PT (Energy Conservation Project Team)事務局」を設置し、クールビズをはじめとする省エネルギー化に取り組んでいる。【資料 5-1-6】

- ・省エネ及び CO2 削減対策として、照明器具について計画的に LED 照明器具に交換してきており、本年度は「令和 5 年度京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金」の交付を受けて実施した。(予定)【資料 5-1-7】
- ・環境保全活動の一環として、年度当初に学生に対して太秦キャンパス及び亀岡キャンパスにおけるごみの分別ルールについて、和文・英文併記で周知を図った。【資料 5-1-8】
- 【資料 5-1-6】教職員用事務ポータルサイト
 - ・クールビズ実施について 4 月 25 日
 - ・夏季休業中の節電対策のお願い 8 月 8 日
- 【資料 5-1-7】京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付決定通知書
- 【資料 5-1-8】教職員用事務ポータルサイト
 - ・学内両キャンパスにおけるゴミ分別及び廃棄場所について 6 月 14 日

人権

- ・ハラスメント防止については、平成 21(2009)年に学園・大学ハラスメント防止規程【資料 5-1-9】と学園・大学ハラスメント防止ガイドライン【資料 5-1-10】を制定するとともに、ハラスメント相談ガイド【資料 5-1-11】を配布し、相談員名と連絡先を学生・教職員に公表している。また教職員を対象にした FD・SD 研修会で、ハラスメントに関する研修を毎年実施している。
- 【資料 5-1-9】学園・大学ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-10】学園・大学ハラスメント防止ガイドライン
- 【資料 5-1-11】ハラスメント相談ガイド

危機管理体制の整備

- ・「学園施設管理規程」(法人規程第 7 号 平成 27 年 2 月 28 日)等により校舎等の施設の安全及び秩序の維持を図っている。【資料 5-1-12】
- ・防火・防災に関する対応としては、平成 22(2010)年に大学京都亀岡キャンパス(火災及び大規模地震対応)消防計画規程【資料 5-1-13】を制定し、火災、地震などの災害時の危機管理体制を整備するとともに、定期的な防災訓練として、自衛消防隊による消防訓練を実施して、教職員及び学生等の安全確保を図っている。
- ・平成 27(2015)年 4 月に開設された京都太秦キャンパスにおいても消防訓練を実施し、災害時の消防設備の使用法の修得に努めている。
- ・京都市右京区、京都市消防局及び公益財団法人京都府国際センターの協力を得て、外国人学生を対象とした防災啓発イベントを実施した。【資料 5-1-14】
- ・亀岡自衛消防連絡協議会に参画し、安全で安心して住める地域社会の発展を目的として活動している。【資料 5-1-15】
- ・学生の健康支援については保健室運営委員会【資料 5-1-16】が、学生の継続的なメンタルヘルスケアについては学生相談室運営委員会【資料 5-1-17】が、それぞれ学生への支援やケアを推進している。
- ・教職員の安全や衛生については衛生委員会【資料 5-1-18】が設置され、職場環境の改善に取り組んでいる。
- ・安全への配慮としては、AED(自動体外式除細動器)が京都太秦キャンパスに 20 台、

京都亀岡キャンパスに 14 台が、それぞれ学生と教職員の動線を考慮して配置されている。万一の場合を想定して、学生と教職員向けの心肺蘇生法や AED の使用方法の講習会を平成 18(2006)年度から毎年実施している。

- ・新型コロナウイルス感染症対策としては、危機管理委員長である学長のリーダーシップのもと健康医療学部長を委員長とする感染症対策チームをいち早く発足させ、学生・保護者・教職員の健康と安全を確保すると同時に感染防止という社会的責任を果たすため、令和 2(2020)年度には 50 回を超える対策会議を毎週行った。令和 5 (2023) 年度においても感染状況を把握し、適宜感染症拡大防止策を講じてきている。また、学生・保護者・教職員に対するケアの一環として、理事長及び学長からのメッセージを、大学ホームページなどを通じて伝えている。
- ・学生の薬物乱用の防止については、大麻などの違法薬物を所持・乱用することは犯罪行為であると学長から改めて言及するとともに、一人ひとりの健全な学生生活を守るため、薬物所持・乱用の防止ならびに正しい知識の啓発に一層取り組むというメッセージを大学ホームページなどで伝えている。

【資料 5-1-12】 学園施設管理規程、学園防犯カメラの管理及び運用に関する規程

【資料 5-1-13】 大学京都亀岡キャンパス（火災及び大規模地震対応）消防計画規程

【資料 5-1-14】 外国人留学生を対象とした防災啓発イベントの実施について

【資料 5-1-15】 亀岡自衛消防隊連絡協議会 <http://kameoka-jishoren.org/>

【資料 5-1-16】 保健室運営部会規程

【資料 5-1-17】 学生相談室規程

【資料 5-1-18】 大学衛生委員会規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・関係法令に基づく学内諸規程整備とそれに基づく業務執行により、法令遵守への組織的な取り組みは効果をあげている。今後とも経営の規律と誠実性が守られるよう、環境保全や人権に対する配慮を忘れることなく、法令等の改編や情報公開の拡充等に配慮して、信頼される教育機関を目指していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・本学園理事会は、私立学校法第 36 条第 2 項に基づき、学校法人永守学園寄附行為第 23 条第 2 項で、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」との定めにあるように、法人の最高意思決定機関として位置づけられており、理事長以下、内部・外部を含めたすべての理事が学校法人の運営に責任をもって参画している。
- ・理事の定数は、私立学校法第 35 条 1 項に基づき、学校法人永守学園寄附行為第 6 条第 1 項により、理事を 13 人以上 17 人以内に、監事を 2 人以上 4 人以内とし、私立学校法

(第 38 条 1 項) 上の 1 号理事は、大学学長、高等学校校長及び幼稚園園長の 3 人、同 2 号の評議員理事は、評議員会において選出した者 5 人以上 8 人以内、同 3 号の学識経験者等理事は、理事会において選任した者 5 人以上 6 人以内とし (寄附行為第 7 条第 1 項各号)、任期については、1 号理事を除いて 3 年と定めている (同第 9 条第 1 項)。

- 理事会は、学校法人の業務を決する法人の最高業務意思決定機関として、理事が行う業務執行を監督する (寄附行為第 23 条第 2 項) ものとしている。平成 30(2018)年度よりさらに強化している現体制の外部理事の構成は、内部理事の業務執行について助言し監督するという本理事会の趣旨を反映している。
- 理事会の会議手続に関しては、理事会の招集権者、議長、定足数、議決数に関する私立学校法 (第 36 条第 3 項～6 項) に基づく規程のほか、7 日前までの招集通知、理事総数の過半数の定足数、出席理事による過半数の議決、書面による意思表示者のみなし出席等 (寄附行為第 23 条第 3 項～13 項) 及び議事録の作成要領と署名者 (同第 24 条) について寄附行為に定め、その規程内容に従った運用を行っている。理事会は、寄附行為第 23 条第 4 項により定例会及び臨時会とし、定例会は毎年 2 回以上、臨時会は必要に応じて開催するものと定めている。
- 理事会での審議内容は、寄附行為に基づく重要な業務事項の決定議案のほか、協議事項、報告事項があり、かつ議案の議決に至るまでに十分協議を尽くし、報告事項についても議論を重ねている。
- 非常勤の外部理事を含めて、理事会への理事の出席率は良好であり、当日出席できない理事は、寄附行為第 23 条第 11 項に基づき、書面による意思表示書を提出している。

<令和 4(2022)年度 理事会出席状況>

※書面による意思表示出席者を除く

回	年月日	実出席率
第 1 回	令和 4(2022)年 5 月 28 日	93.8%
第 2 回	令和 4(2022)年 5 月 28 日	93.8%
第 3 回	令和 4(2022)年 7 月 22 日	81.3%
第 4 回	令和 4(2022)年 9 月 26 日	100.0%
第 5 回	令和 4(2022)年 12 月 17 日	100.0%
第 6 回	令和 4(2022)年 12 月 17 日	100.0%
第 7 回	令和 5(2023)年 3 月 25 日	93.8%
第 8 回	令和 5(2023)年 3 月 25 日	87.5%

- 理事会は、最高意思決定機関及び理事の職務執行監督機関として、その体制を整えて機能を果たし、法人の代表者・業務総理者としての理事長をはじめ各理事は、その構成員としての職務を果たしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- 理事会においては、理事長の強力なリーダーシップの下、外部理事への正確な情報提供を行い、理事会構成員が情報を共有して、問題点を含む学園の現状を正確に認識する。

そのうえで新しい時代を見据え、急速に変化する社会の動向とニーズに対応すべく建設的・的確な意見交換をすることにより、学園の業務意思を決定し、理事の職務の執行を監督するという理事会の機能とその役割を果たしていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- 平成 27(2015)年 5 月に学園常任理事会規則【資料 5-3-1】を制定し、機動的で円滑な管理運営を図るため、理事会の業務決定権限の一部を委任する等の組織として常任理事会を改組した。また、当規則により、理事長・副理事長のほか、学長及び高等学校校長を含め理事である教員等の内部理事を構成員資格とする組織として、その権限及び業務権限を明確にした。(学園常任理事会規則第 2 条、第 4 条、第 5 条)。なお、常任理事会には、監事は出席し意見を述べることができ、さらに理事長が必要と認めた場合、決定する事項に係のある教職員の意見を聴くことができるとしている(常任理事会規則第 3 条)。
- 大学ガバナンス改革の推進については、平成 27(2015)年施行の改正学校教育法の趣旨を生かし、校務に関する学長の最終的な決定権の担保及び教授会の役割を明確化するため、大学内部諸規則の見直し整備を行った。同時に、学長のリーダーシップの確立に関連する学長の選考方法や副学長の設置さらに学部長の選考方法を見直すガバナンス改革の実施により、学長のリーダーシップの下、副学長 5 人の補佐及び教職員の協力により、大学の改革と課題解決を推進する大学運営が実行されている。
- 大学ガバナンス改革により、大学運営における学長のリーダーシップを確立するために、協議事項については所管する組織・委員会が作成した原案について、学長を議長とする大学評議会ですべての学制的観点から調整を行ったうえで、学長が決定している。また、各学部教授会はそれに対し意見を述べるための機関に位置付けられている。さらに、大学の学則や規程の改正その他において規定する事項については、学長が決定するにあたり、教授会及び大学評議会が審議し、または意見を述べるものとしている。大学の意思が決定された後、常任理事会の決議、または、常任理事会の審議・協議を経たうえで、理事会の決議によって最終的に決定される。各種委員会、教授会【資料 5-3-2】、大学評議会【資料 5-3-3】、常任理事会、理事会は、それぞれ明文化された規則・規程に基づいて運営されている。
- 本学の変革をさらに大きな力で加速させるためには、教職員の協力が必要不可欠であり、教職員で共通の認識を持って推進することが成功への鍵と考え、そのステップとして、教職員から本学への改善策の提案ができる「提案 BOX」を設けた。提案は、本学及び本学園の幹部に直接届けられ、アクションプランの立案過程で活かされている。

【資料 5-3-1】 学園常任理事会規則

【資料 5-3-2】 学部教授会規程

【資料 5-3-3】 大学評議会規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・本学園及び本学の各管理運営機関の相互チェックは、上述の理事会、評議員会、大学評議会、教授会等により体制を整えており、適切に機能している。
- ・監事は、2人以上4人以内であり（寄附行為第6条）、法人の理事、職員または評議員以外の者であって、または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する（同第8条1項）。

監事の選任については、令和2(2020)年4月1日施行の改正私立学校法に基づき、役員等への特別の利益供与を禁止するため、寄附行為を改正することで、対応している。監事の任期は1号理事を除く理事と同じく、3年と定めている（同第9条1項）。

監事の現員は3人で、兼職禁止要件の下に、業務監査及び財務監査の実を上げるため、外部より弁護士資格者と公認会計士を監事に選任しているが、うち2人が専任監事として常勤の勤務をしている。現監事3人においては、理事会、評議員会をはじめとする重要な会議に出席し、必要な情報を共有し、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化し、有益な意見を述べることができる体制となっている。なお、監事3人の理事会、評議員会の出席率は100%を維持している。

監事の職務に関しては、寄附行為（第16条第1項及び第41条1項）において、私立学校法（37条第3項及び46条）と同趣旨の定めをしている。監事は、理事会に出席して、適時意見を述べるとともに、各年度に決算意見を含む（定期）監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出し、理事会に業務・財政状況に関する監事意見書を提出する等、その職務を遂行している。

- ・平成28(2016)年5月には、法令、学園寄附行為その他の諸規則の遵守に基づく理事会の機能等の業務監査、学園経営に係る教学監査、財務監査等の監査を円滑かつ適切に実行するために学園監事監査等職務規則【資料5-3-4】を制定した。内部統制を図り、監事を補佐する部署として平成26(2014)年12月に新設した内部監査部には、部長1人、事務職員1人を配置し、大学監査に関する各種研修会やセミナーに参加するなど研鑽を積みつつ内部監査を実施している。平成28(2016)年6月制定の学園内部監査等規程【資料5-3-5】では、内部監査部の職務内容及び執行方法を明確にし、学園監事とともに教育研究機能の向上ならびに経営及び財政基盤の確立・強化の充実を図ると同時に、学園の社会的信頼性の保持ならびに健全で効率的な運営の確保に努めている。

なお、内部監査業務は、その性格上、単年度で完結するものではなく、多くのケースが年度をまたいで継続する。例えば、監査対象部門の活動が反復継続する内容であれば（実際、そのような活動が大半である）、業務遂行の実態を効率性の面から見直し、その活動・作業をマニュアル化するように促し、さらには、既存のマニュアルを実態に合わせるようアップデートさせたいうえで、その内容理解を部門に周知させるまでが内部監査部門の初期活動となる。そして、次年度以降、当該部門の活動が当該マニュアルに沿ってなさ

れているか、または、マニュアル化した内容と実態が整合しているか（整合していないとすれば、どこに原因があるのか）、等を監査項目とすることにより、常時、マニュアルと活動内容の整合性の改善を図っている。内部監査部門がこのような活動を重ねることによって、自部門の PDCA サイクルを実践するとともに、学内各部門の PDCA サイクルが適切に回っていることを確認し、もって学内業務の適正性確保に注力している。

業務監査の色彩が極めて強い教務部門にあっても、内部監査部門が年度末監査から一歩踏み込み、関係部門（教員部門、職員部門及び学外機関）合同の定例会議に参加すること等により、教務面での業務が適切に運営されているかをリアルタイムで確認している。そこで見出された問題点は直ちに指摘して改善を促し、同時に問題が大きくなる可能性があるものについては、速やかに法人経営部門に報告して、全学的視点からの早期改善を促している。そのような活動は、業務運営の円滑化・効率化にとどまらず、学生の修学成果の向上に結びつくという効果も期待される。

- ・評議員の選任及び定数については、寄附行為第 29 条において、①大学学長、高等学校長及び幼稚園園長②教職員③卒業生④保護者⑤学識経験者等の区別に、1 号評議員を除き、相対数の評議員を理事会において選任することを定め、任期は 3 年としている（寄附行為第 30 条）。2、3、4、5 号評議員の選出区分（部門）別の人数、推薦手続等に関しては、寄附行為施行細則【資料 5-3-6】第 3 条から同第 10 条において定めている。評議員会は、寄附行為に基づいて適切に開催運営しており、評議員会の招集・運営に関しては、私立学校法（第 41 条・第 42 条・第 43 条）に基づき、寄附行為第 25 条において定めている。評議員会の職務権限として、必要な諮問事項ならびに意見具申等及び決算・事業実績報告に関しては、寄附行為（第 27 条、第 28 条、第 41 条第 2 項）において、私立学校法（第 42 条第 1 項、第 43 条、第 46 条）と同趣旨の定めをしている。諮問事項中の事業計画（寄附行為第 27 条第 1 項第 1 号）及び事業の実績報告（同第 41 条第 2 項）は、平成 16(2004)年私立学校法の改正により、評議員会の職務権限として追加されたことに伴い定められたものである。評議員会の定例会は、毎年 1 回以上と定められているが（寄附行為第 25 条第 4 項）、令和 4(2022)年度は、評議員会に課せられた上記職務権限を果たす必要性により、年 3 回開催している。

【資料 5-3-4】 学園監事監査等職務規則

【資料 5-3-5】 学園内部監査等規程

【資料 5-3-6】 寄附行為施行細則 第 3 条から同第 10 条

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営組織と教学組織及び事務組織が互いに緊密に連携することにより、さらに強固でバランスのとれた連携・協力体制への充実を図っていく。
- ・本学園の教育研究機能の向上ならびに経営及び財政基盤の確立・強化の充実を図るとともに、本学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保のために、監事は、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、本学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化していく。
- ・また、内部監査部は、監事とともに、さらなる本学園の教育研究機能の向上ならびに経営及び財政基盤の確立・強化の充実を図り、社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営

の確保に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・ 現行の中長期的な計画【資料 5-4-1】は、令和 2(2020)年度を初年度とした 5 か年の「中期経営計画」である。
- ・ 中期経営計画に基づき、毎年の事業計画の策定ならびに予算編成を行っている。予算編成にあたっては理事会承認を得た予算編成方針【資料 5-4-2】を基本方針とし、各部署がそれぞれの事業計画を作成し、予算申請を行う。財務部と申請部署との間で予算案件の計画や費用対効果についてのヒアリングを経て、全学の予算【資料 5-4-3】を編成する。予算案は理事会、評議員会の承認を得て正式な予算となる。
- ・ 予算執行にさいしては、会計規則及び会計規則施行細則ならびに物品購入の学内ルールに則り、物品購入の是非、経済性の検証を徹底する運用を行っている。複数業者から見積もりを取り、交渉を尽くしたうえで、100 千円以上の物品購入は事務局長承認を、1 百万円以上の物品購入は副理事長承認を要する購買プロセスによって適正な支出管理を行っている。決算時には各部署の事業計画の点検を行い、各学部・各研究科・各部署の事業報告をとりまとめて、理事会で承認を得ている。この事業報告はホームページ上で公表している。【資料 5-4-4】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・ 安定した財政基盤の確立のためには入学者の定員充足が最も重要であるが、コロナ禍の影響もあり、令和 3(2021)年度に定員を大きく割り込んだ（定員充足率 81%）。以降、入学者獲得に全学教職員が一丸となって取り組み、年々充足率を回復させているものの（2022 年度 84%、2023 年度 86%）定員充足に至っていない。
- ・ 私立大学等経常費補助金については、大学の収支安定化のために獲得に努めている（表 3）。
- ・ 京都亀岡キャンパスでは、亀岡市、亀岡商工会議所の協力を得て、大学の知見、技術と地元の資源を活用し産官学連携事業を推進するオープンイノベーションセンター亀岡が立ち上げられた。2022 年度は亀岡市から約 2 億円の補助金を得て、設備費と事業運営資金として使用した。
- ・ 企業や地方公共団体からの奨学寄付金や受託研究費については、研究・連携支援センターが中心となって地域や企業との連携を図り積極的な活動を展開してきたことで、その獲得に成果をあげている。文部科学省科学研究費の申請件数は、令和 4(2022)年度は 88 件であり、23 件が採択されている。（表 2）令和 4(2022)年度の採択金額は 1 億 2 千万円（間接経費含）である。その他の学外研究費については、令和 4(2022)年度は地方自治

体や企業からの研究依頼などがあり、共同研究、受託研究費では38件、約1億6千万円、奨学寄付金では18件、約1千万円をそれぞれ獲得し、大学財政からの支出を抑えつつ社会が求める研究を促進している。特に文部科学省科学研究費については、研究活動の活性化に結びつくため積極的に申請を行い外部資金の獲得を図っている。

- ・支出については経費削減に努めているが、大学改革を推し進めるために必要な人件費や整備費用等により増加となっている。各学部学科の特色をアピールし、本学において何が学べるか、どのような成長が得られるかを受験生や保護者がイメージできるような学生募集を活性化させ、収容定員の充足を実現し、それによって収支の改善を図る考えである。
- ・令和4(2022)年度大学における財務比率の状況は、次の表1-1「事業活動収支関係比率(大学)」のとおり本学においては寄付金比率が高く、その他の比率が低い傾向になっている。

今後、大学改革を進めながらも、財政状況の改善に向けた取り組みを積極的に実行していく。また、令和4(2022)年度に策定された大学の中期経営計画に基づき教育内容の質的向上及び国際化、学生生活の充実等により、学生にとってより魅力ある大学となるよう取り組み、それを国内外に発信して志願者の増加に繋げていく。

表 1-1 事業活動収支関係比率 (大学) (単位 %)

財務比率	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	全国平均
学生生徒等納付金比率	83.1	80.2	72.4	55.3	50.0	79.4
寄付金比率	1.8	1.7	5.8	26.4	33.5	1.8
補助金比率	10.1	10.3	14.3	12.5	12.1	10.6
人件費比率	51.5	54.8	52.6	43.9	41.4	47.5
教育研究費比率	37.7	41.8	51.8	39.8	37.6	36.2
管理経費比率	10.5	10.2	9.6	8.5	8.6	6.9
経常収支差額比率	0.0	-7.1	-14.1	7.6	12.4	9.2
事業活動収支差額比率	0.3	-7.6	-14.2	7.3	14.2	9.1

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した令和3(2021)年度の私立大学の全国平均値である。

表 1-2 事業活動収支関係比率 (法人全体) (単位 %)

財務比率	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	全国平均
学生生徒等納付金比率	68.7	66.1	61.7	48.2	51.9	73.6
寄付金比率	41.1	61.2	18.5	51.4	27.2	2.2
補助金比率	6.6	4.4	12.9	10.9	16.5	14.3
人件費比率	45.9	49.8	47.9	41.7	44.4	51.3
教育研究費比率	31.1	36.3	44.5	33.6	36.9	34.3
管理経費比率	10.3	13.6	9.4	7.3	8.4	8.3
経常収支差額比率	12.4	0.1	-2.0	17.3	10.2	5.9
事業活動収支差額比率	37.6	53.2	-2.3	41.4	11.8	6.4

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した令和 3(2021)年度の私立大学の全国平均値である。

表 2 「科学研究費の申請件数と採択状況」(2018 年度～2022 年度)

年 度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
申請件数(件)	47	42	68	72	88
採択件数(件)	10	8	18	18	23
採択率(%)	21.3%	19.1%	26.5%	25.0%	26.1%
補助金額(千円)	34,300	53,125	87,372	81,000	89,500
間接経費(千円)	10,290	15,937	25,972	24,300	26,850

表 3 「私立大学等経常費補助金の推移」(2018 年度～2022 年度)

年 度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
一般補助(千円)	468,118	519,456	607,340	693,873	625,724
特別補助(千円)	45,042	22,890	14,544	14,736	7,845
合 計(千円)	513,160	542,346	621,884	708,609	633,569
学 生 数(人)	3,565	3,594	3,659	3,611	3,571
教 職 員 数(人)	251	273	289	307	315
順位(位)／学校数(校)	138/571	122/576	103/577	88/581	104/583

(注) 順位は全国の私立大学等経常費補助金を受給している学校法人における順位である。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 今後の中長期的な財政安定化を実現するためには、入学者の安定的確保が必要不可欠であるとの認識に立ち、学生の確保を最重要課題として取り組んでいるところである。
- ・ 今後も入学定員を確保するため、教育改革の取り組みとその成果を軸に大学のイメージアップを図り、オープンキャンパスや大学ホームページなどさまざまな機会や媒体を通じて大学の魅力を受験生に向けて積極的にアピールする方策を実行していく。
- ・ 就職や大学院進学など在学生の卒業後の進路決定に対する支援策も強化し、きめ細かな指導を行うことで、進路決定率 100%を目指していく。また、社会情勢やニーズの変化に対応しつつ教育内容をさらに充実させ、社会に求められる人材を育成していくことが、大学の使命であり、果たすべき役割と考えている。さらに、教員の研究活動をより活性化させるため、科学研究費や学外研究費への積極的な申請及び獲得に向けた取り組みを行っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・本学園の会計処理については、学校法人会計基準及び学園の会計規則に基づき適正に会計処理を行っている。会計処理を行ううえで、学園内で判断できない事柄については、その都度公認会計士に相談し、助言を受けて処理を行っている。
 - ・大学の予算執行については、2021 年秋にシステム及び会計規則施行細則を改定し、各部署が責任をもって予算管理を行い、所定のルールに基づいて、物品購入の意思決定から発注までを行うという執行プロセスの変更を行った。各部課が納品・検収を行い、請求書とともに電子データの送信を受け、各部課において責任者が決裁していること、支出科目、金額が適正に処理されていることを財務課は確認し、支払を行う。【資料 5-5-1】物品購入申請書
 - ・決算時には、各業務の予算執行が適正に行われたかを確認するため、各部署で検証し、決算報告書とともに事業報告が提出され大学全体として取りまとめている。
 - ・会計に関する規程は、学園会計規則、会計規則施行細則、財産目録等閲覧・開示及び情報公開規則、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当金に関する事務取扱要綱、委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、証明手数料徴収規程、実習費徴収規程などが整備されており、それら規程に則り、適正な会計処理が行われている。
- 【資料 5-5-2】学園会計規則、会計規則施行細則、学園財産目録等閲覧・開示及び情報公開規則、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当金に関する事務取扱要綱、学園委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、学園証明手数料徴収規程、学園実習費徴収規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・本学園では、監査法人ならびに監事による監査を実施している。監査法人による監査においては、期中監査・期末監査・決算監査が実施され、その期間中に監事との意見交換の場を設け情報の共有化を図っている。また、副理事長とのヒアリングも実施され、学園の現状や今後の計画等の確認が行われている。本学園の会計処理データは、監査法人による監査の事前準備や監査実施がスムーズに行えるよう、準備されている。期中監査では、各担当者とのヒアリングを行い、処理が適切に行われているか否かの確認や、固定資産の実査と現物確認を行う等監査が厳正に実施されている。監事の監査は、現在 3 人の監事体制で行っており、令和 3(2021)年度より 2 人が常勤監事となっている。本学内部監査部と協力し学内の組織や科学研究費等の監査を実施している。監査時には職員が立会い現状の説明を行うことで、事務手続き等が適正であるかの確認を行っている。また、学内の契約締結に関し事前相談や契約書のチェックを義務づけ、実質的な「事前監査」を実施している。決算報告時には監事が監査報告を理事会・評議員会で行っている。

【資料 5-5-3】監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 予算編成から執行までの一連のプロセスならびに会計処理について諸規程を順守し適正に行っている。今後も引き続き適正な業務を行う。

[基準 5 の自己評価]

- ・ 本学園においては、関係法令、寄附行為、諸規程などに基づいた適切な管理運営を行っており、ガバナンス機能及びマネジメント機能を強化するための方策を講じている。
- ・ 中期経営計画を令和 2(2020)年度に策定し、令和 6(2024)年度までの計画を公表した。本学の建学の精神を具現化し、計画を客観的に可視化できるよう、可能な限り KPI（評価指標）の数値目標を設定し、適切な PDCA サイクルを継続することで、その実現に向けた取り組みを展開している。
- ・ 以上のように、本学園及び本学においては、諸々の課題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準 5 の経営・管理と財務の基準は満たしているものと判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・ 内部質保証に関する全学的方針として、令和 2(2020)年 4 月の大学評議会にて「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」を決定した。
- ・ 本学では大学部門の内部質保証に関する責任管理組織を大学評議会とし、内部質保証のための恒常的な運営管理を行っている。本学は大規模な大学ではないため、内部質保証のための組織として別組織をつくるのではなく、従来から設置されている大学評議会が内部質保証のための責任を果たすこととしている。大学評議会の議長は学長であり、大学部門の内部質保証の責任体制は明確となっている。

【資料 6-1-1】大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒内部質保証「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」）

【資料 6-1-2】大学評議会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」に基づき、今後も内部質保証を組織的に展開していく予定である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・学則第 1 条の 4、及び大学院学則第 2 条において、自己点検及び自己評価を行うこと、ならびに自己点検・評価に関する委員会（自己点検・評価委員会）を置くことを規定している。
- ・この自己点検・評価委員会は「本学の教育研究水準の向上を図り、合わせて本学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関する事項を審議し、その実施にあたる」ことを目的とし、「点検・評価の実施の項目の設定」等を審議・決定している。本学は平成 24(2012)年に公益財団法人日本高等教育評価機構に加入し、それ以降、同機構の大学評価基準を参考に評価項目を決定している。また、独自の基準として「地域社会との連携」及び「国際化」を加え、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。
- ・自己点検・評価に必要な基礎データの把握と収集にさいして、各部署にエビデンス集（データ編）の様式に従ったデータの作成を指示し、提出されたデータを整理・編集したうえで、エビデンス集（データ編）を作成するとともに、執筆担当者が当該エビデンスに基づき『自己点検評価書』を作成している。
- ・自己点検・評価委員会は、自己点検・評価を実施するとともに、『自己点検評価書』をとりまとめ、大学評議会に報告している。『自己点検評価書』は、ホームページに掲載し公表している。

【資料 6-2-1】 京都先端科学大学学則第 1 条の 4、大学院学則第 2 条

【資料 6-2-2】 大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-2-3】 大学ホームページ（大学紹介⇒情報公表・大学評価⇒自己点検・評価）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・IR 機能の構築のため、平成 25(2013)年 10 月に教育開発センター（令和 5(2023)年度に名称を教育改革支援センターへ変更）を設置後、大学教育に関する情報の収集、調査、分析及び情報の発信を下記のとおり実施している。

(1) 授業評価アンケート

本学で開講されている、全授業について授業評価アンケートを毎学期末に行っている。

(a) 学生の理解度等を把握し、授業改善に活かす、(b) 教員は学生の声をフィードバックし、学生の授業満足度を向上させる、(c) 教職員、学生、社会へ評価結果を公表し、本学への信頼と評価を高める、などをその実施目的としている。アンケート回答の結果については集計し分析を行っている。回答率は約 30%～60%で推移しているが、結果からは一定の傾向を把握している。また、受講学生のアンケート回答結果に対する各教員から授業コメントの提示も実施しているが、教員側からのコメント提示率は低い水準にとどまっている。受講生と教員の双方とも授業評価アンケートへの回答率あるいはコメント提示率の向上が課題である。

(2) 学生意識調査

全学部全学年を対象とした学生意識調査を毎年行っている。満足度、成長実感、学位

授与の方針（DP）の理解度、学修時間調査、意識調査を目的としている。それらの調査結果は大学の諸活動の改善に結びつける判断材料として活用している。また、調査結果は大学ホームページで公表している。

(3)新入生アンケート

全学部を対象とした新入生アンケートを毎年行っている。新入生の生活実態と学生意識調査の起点となる情報を収集し、教学及び学生支援の観点での改善に活用する。

(4)卒業時アンケート

卒業生を対象としたアンケートを3月に実施している。学生の課程全体を通じた成長実感や満足度等についての測定を目的としている。令和4(2022)年度は回収率の向上を目的に実施方法の変更を行い96%の回収率（前年度は74%）を実現した。

(5)卒業生アンケート

卒業後3年あるいは5年経過した過年度卒業生に対するアンケートを令和5(2023)年度8月に実施した。学生に在学中に身につけさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして教育の成果や効果を検証することを目的としている。調査結果は、教育改革部会等で検討され、大学評議会へ報告したうえで、教育活動等の改善に反映させている。

【資料 6-2-4】 大学事務分掌規程（教育改革支援センター）

【資料 6-2-5】 2022 年度秋学期・授業評価アンケート集計結果

【資料 6-2-6】 2022 年度学生意識調査結果

【資料 6-2-7】 2023 年度新入生アンケート結果報告

【資料 6-2-8】 2022 年度卒業時アンケート集計結果

【資料 6-2-9】 2023 年度卒業生アンケート実施概要

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・各種アンケート回答の web サイト掲載が進み、より丁寧なデータ分析が可能となったため、それぞれのアンケート結果の相関や因子を分析するなどさらに有効な分析方法を検討し、実施していく。
- ・アンケート結果により明らかになった課題については、教育改革部会及び大学教務委員会での審議を経たうえ、必要に応じて課題解決のための提言を全学会議(大学評議会等)に対して行う一方で、各学部・学科への周知を図っていく。
- ・アンケートの設問項目は実施の都度最適化のための見直しを行い、アンケート結果の有効性を高め、さらにはその有効活用を図っていく。
- ・教員の教授法等の力量形成や授業改善に帰することが期待できる場合には、FD・SD 研修を適宜開催し、情報共有を図っていく。
- ・IR 情報の提供方法については、より分かりやすい大学ホームページへの改修を積み上げる一方で、受験生や在校生、卒業生のみならず、その家族や地域社会からも意見を回収できるようなシステム作りを進めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- 大学の三つのポリシーを起点とした内部質保証は、「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」に規定されているように、教学の責任者である学長が議長を務める大学評議会を中心に PDCA サイクルを通じて実現を図っている。

【資料 6-3-1】 大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒内部質保証「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」）

- 本学では、教育目的を実践し建学の精神を具体化するために定めた「第1次中期経営計画（令和 2(2020)年 4 月から令和 7(2025)年 3 月までの 5 か年を対象期間とする）」、認証評価、自己点検・評価、設置計画履行状況等調査の結果、及び三つのポリシーを基に「学校法人永守学園事業計画および予算案」を年度ごとに策定している。この事業計画に従って、当該年度の取り組みを各学部、各学科、各センター、各事務組織等が関連する各種委員会において、さまざまな指標（入学前教育、英語プレースメントテスト、外部テスト、学生満足度調査、学生ポートフォリオ、課外活動の状況、休学率、退学率、就職率、等々）に基づいて自己点検・評価を行い、大学評議会に提案・報告している。自己点検・評価に基づき「第1次中期経営計画」を適宜見直し改正を加えるとともに、次年度の「学校法人永守学園事業計画および予算案」を策定し、理事会に上程している。次年度の「学校法人永守学園事業計画および予算案」は関係各所で共有され、教育研究活動等における方針または目標を設定するための基本情報となっている。
- これら計画と関連情報に基づき、各部局が取り組みを実行し、その取り組みに対する点検・評価及び改善・向上方策の立案をすることで、PDCA サイクルを適切に循環・機能させることにより、PDCA サイクルの仕組みを確立している。

【資料 6-3-2】 学校法人永守学園・令和 5(2023)年度事業計画および予算案

大学評議会への提案・報告事項

- 第 372 回（2022 年度 第 11 回）大学評議会
教務センター長及び教育開発副センター長が出席し、令和 7(2025)年度カリキュラム改革に向けた現行カリキュラムの学修成果の検証のために、学科ごとに重点科目を選定し検証を実施することについて審議を行った。
- 第 378 回（2023 年度 第 1 回）大学評議会
副学長（兼教育改革支援センター長）から、令和 7(2025)年度以降の新カリキュラムに向けて実施した学習成果の把握・検証を、現行科目より選定した重点科目についてアセスメント・ポリシーで明示された指標を活用して実施した結果、各科目の到達目標が概ね達成されていることを確認したことが説明された。この検証結果を踏まえ、令和 7(2025)年度新カリキュラムに向けて、学部学科のディプロマ・ポリシーとの整合性・数

値配分を見直しつつカリキュラム設計を行うことについて審議を行った。

【資料 6-3-3】 第 372 回（2022 年度 第 11 回）大学評議会 議事録

【資料 6-3-4】 第 378 回（2023 年度 第 1 回）大学評議会 議事録

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果への改善状況

- ・ 本学は、自己点検・評価の結果を『自己点検評価書』としてまとめ、大学評議会、常任理事会及び理事会に報告し、大学ホームページにおいて公表するとともに、大学運営の改善・向上に活用している。令和 3(2021)年度『自己点検評価書』の基準項目において改善や向上に資する方策として上げられた内容を着実に実行している。(例：英語学修のための授業外での学修支援や補習授業の充実、スポーツ振興センターの設置、令和元(2019)年度入学生に実施されたカリキュラムの学修成果の検証、等)

【資料 6-3-5】 大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒自己点検・評価）

【資料 6-3-6】 令和 3(2021)年度自己点検評価書 該当箇所

- ・ 7 年に 1 度の受審が必要となる認証評価については、令和 3(2021)年度に受審し、その評価結果を大学評議会や理事会に報告するとともに、調査報告書に付された参考意見等のコメント（バイオ環境学部の収容定員充足率の改善）に対して、直ちに改善に向けたアクションを起こし、現在まで継続して対応している。

【資料 6-3-7】 令和 3(2021)年度 大学機関別認証評価 調査報告書

【資料 6-3-8】 第 380 回（2023 年度 第 3 回）大学評議会 議事録

- ・ 設置計画履行状況等調査では、令和 4(2022)年度調査結果の経営学研究科経営管理専攻について「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想を策定し、着実に実行すること。」という指摘事項（改善）が付された（令和 5(2023)年 3 月 24 日）。また、大学設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（令和 4(2022)年度）において、「寄附金の募集要項等に任意であることを明記すること。」という指摘事項（是正）、及び「定員充足率が低いことから、今後の定員充足の在り方について検討し、その改善に取り組むこと。（工学部機械電気システム工学科、バイオ環境学部食農学科）」という指摘事項（改善）が付された。

これらの文部科学省の調査の結果は直ちに大学評議会、常任理事会及び理事会へと報告され、必要な対応がなされている。なお、定員充足率への指摘に関して、工学部機械電気システム工学科は、令和 3(2021)年度入試から秋期入学の学生を積極的に受け入れており、令和 4(2022)年度入試における入学定員の充足率は、秋期入学者を含めると 1.04 倍に達した。一方、バイオ環境学部食農学科は、令和 3(2021)年度に入学定員を 70 人から 40 人に削減したが、定員充足率の明確な改善には至っていない。社会が大きく変動する中で、高校生にとってさらに魅力あるバイオ環境学部を目指して緊密な学科間連携やカリキュラム改革を実現するとともに、学生募集に一層力を入れることで定員充足に努めることとしている。

【資料 6-3-9】 文部科学省 AC 調査の結果について（2023.4.12 大学評議会報告資料）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の学びの内容と水準を保証するために、今後も引き続き全学的に自己点検・評価活動を行うとともに、本学の内部質保証の組織体制を円滑に機能させ、大学全体のPDCAサイクルの実行を通じて教育研究活動の自律的かつ計画的な改善を進める。

[基準6の自己評価]

- ・本学は、内部質保証の全学的方針を定め、内部質保証の恒常的な組織体制を整備しており、学長を中心とする責任体制が明確になっている。
- ・本学は、内部質保証のための自己点検・評価を定期的に行い、それに関する諸活動をエビデンスに基づき実施するとともに、その結果を『自己点検評価書』としてまとめ大学のホームページ等で公表している。
- ・本学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づいた教育の改善を実施するとともに、自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえ、中長期計画に反映し大学運営の改善・向上のための内部質保証が機能している。
- ・以上のように、本学においては、内部質保証に関する諸課題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもとで諸活動を展開していることから、基準6は満たしているものと判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域社会との連携

A-1. 「地域社会との連携」の目的

A-1-① 「地域社会との連携」の目的の明確性

A-1-② 「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

(1) A-1の自己判定

「基準項目A-1を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 「地域社会との連携」の目的の明確性

- ・本学では、創造的に未来を創出する世界人財の輩出を目指しており、国際社会人としての基礎力を学び、専門性を多領域と結びつける力を身に着けることを重視して、社会との実践的関わりに重きを置いた教育を推進している。さらに、大学の「知」を地域社会へ還元し、地域の持続的な発展に寄与することも大学の基本的な使命と認識しており、そのために地域社会との連携は不可欠である。

A-1-② 「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

オープンイノベーションセンター・亀岡 (OICK) による産学公連携の推進

- ・本学は、令和4(2022)年1月に、亀岡市・亀岡商工会議所と連携協定を締結し、これに基づく事業として、産業界・行政・研究機関の共創の場である「オープンイノベーションセンター・亀岡 (OICK)」を、令和5(2023)年5月に開設した。
- ・OICKの地域産業界との連携活動は3つで構成されている。

1. オープンイノベーション施設の提供

地域社会ための人材育成事業、産業技術普及・啓発事業などを推進するための教育設備や、スペースとしてのレンタルラボ、コワーキングスペース、レクチャールームを提供

2. モビリティ・イノベーション実証施設の運営

EVシフトに伴う産業構造の変化に対応した実証研究支援や人材育成を推進する事業展開

3. グリーンイノベーション実証施設の運営（2024年度稼働予定）

京都野菜一大産地としての亀岡市において、農業従事者の高齢化対策や新規就農者への技術指導等、農業における問題解決に資する、スマート農業を推進。

また、森林環境譲与税普及に対応する森林管理周辺人材の育成事業の展開

【資料A-1-1】 【資料A-1-2】

- ・なお、OICKは、経済産業省による「地域オープンイノベーション拠点選抜制度（通称J-Innovation HUB）」の「地域貢献型」に採択されている。これは、大学等を中心とした地域オープンイノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして活躍しているものを経済産業省が評価・選抜することにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げや拠点間の協力と競争を促す制度である。【資料A-1-3】

未来バイオ環境創造センター（Future BioEnvironment Initiative-Center :FuBEIC）

- ・FuBEICは、バイオ環境学部の研究教育の中核組織として、令和4(2022)年4月に設立され、OICKの一翼を担う組織としても活動を行う。人類の生存に必須な持続的地球環境や食環境の維持・創出に貢献するための先端的な研究・教育を組織するとともに、企業・自治体等との共同研究、技術支援・リカレント教育などを通じ、地域産業を支援し、その活性化を図ることを目的としている。【資料A-1-4】

京都府総合計画エリア構想への参画

(ア) 京都スタジアムを中核とするスポーツ&ウェルネス構想

- ・この構想は、令和2(2020)年の「京都スタジアム」完成を契機にはじまり、大学や京都トレーニングセンター、府内スポーツ施設の連携を進め、南丹地域を内外から人が集まる日本有数の特化型スポーツ・健康エリアとして地域創生・活性化を図るものである。「アスリート等育成・支援」「スポーツコミッション」「地域スポーツ・健康づくり推進」の3つのワーキンググループから構成され、そのすべてに本学の教員が参加して活動している。【資料A-1-5】 【資料A-1-6】

(イ) 京都フードテック構想

- ・京都フードテック基本構想は「京都の食文化や高い栽培技術と最先端技術を融合した京都ならではのフードテックの取り組みを通じて、農林水産業を含む食関連産業の課題を解決し、成長産業化を図る」との趣旨に基づく。以前から本学は、京都府農林水産技術革新創出会議（KAFF-techフォーラム）に参画しており、この組織の発展により令和5(2023)年度に発足する「京都フードテック研究連絡会議」にも参画することとしている。

【資料A-1-7】

京都市・右京区との連携

- ・右京区とは、後述する「こどもシゴト博@右京」を軸とした協力関係を構築している。
- ・令和4(2022)年度まで実施された「右京区まちづくり支援制度助成金事業」により、「大堰川十二連筏復活プロジェクト」「育Gの会クローバー」が活動を行った。令和5(2023)年度からは「右京ファンクラブねっと」の団体会員として、区内で活動する団体・イベント等の支援に参画している。【資料A-1-8】
- ・京都市右京区役所と、本学を含む地域の6大学（京都外国語大学・同短期大学、京都光華女子大学・同短期大学、京都先端科学大学、嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学、立命館大学）は、大学と地域とが、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通して大学の教育活動の活性化、地域住民の安心安全、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与することを目的とした地域連携に向けた包括協定「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結している。令和5(2023)年6月には、本学を会場として、各大学参加による連絡会議が開催された。【資料A-1-9】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・OICKは、令和6(2024)年度より新たにアグリイノベーション実証施設の稼働を予定している。地域発イノベーションによる起業によって定着人口を増加させることで、地域活性化へ貢献していく。OICKは、新たな技術を産業化するための技術の実証の場として、国内外の多くの方に利活用いただけるよう、地域社会のニーズに合った環境を整備していく。
- ・京都府との取り組みは、既に参画済のスポーツ&ウェルネス構想に加え、フードテック構想にも研究連絡会を通じて積極的にかわり、他の研究機関、行政、地域企業との連携を深めていく。
- ・京都市右京区とは、後述する「こどもシゴト博@右京」の共催を連携の軸としつつ、京都市中小企業家同友会右京支部など地域団体とも関係強化を進め、京都太秦キャンパスの教職員・学生の地域活動への参加機会をさらに創出すべく、取り組みを継続する。

【資料A-1-1】 亀岡市・亀岡商工会議所との連携協定

【資料A-1-2】 OICK概要

【資料A-1-3】 地域オープンイノベーション拠点選抜制度

【資料A-1-4】 FuBEIC概要

【資料A-1-5】 スポーツ&ウェルネス 京都府知事ーバイオ環境学部長意見交換
(本学ホームページ)

【資料A-1-6】 スポーツ&ウェルネス 京都府ホームページへの本学学生作成動画の掲載
(本学ホームページ)

【資料A-1-7】 フードテック構想概要／同研究連絡会議キックオフ参加者一覧

【資料A-1-8】 右京ファンクラブねっとホームページ

【資料A-1-9】 京都市右京区大学地域連携に関する協定書

A-2. 地域社会との連携活動

A-2-① 地域社会との連携活動の多様性

A-2-② 地域社会との連携活動における地域社会への貢献

A-2-③ 地域社会との連携活動における教育的価値

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域社会との連携活動の多様性

口丹七校等の連携協定

- ・平成 22(2010)年度より毎年、口丹地区の全ての 7 府立高校等（京都府立北桑田高等学校・京都府立亀岡高等学校・京都府立南丹高等学校・京都府立園部高等学校・京都府立農芸高等学校・京都府立須知高等学校・京都府立丹波支援学校）と高大連携協定を締結している。口丹地区で唯一の総合大学である本学が有する幅広い内容の高度な講義・実験・実習を連携先生徒が受講し、上級学校での学習内容や体験したことが社会でどのように役立つかを理解させることによって、意欲的な学習を喚起すること、上級学校卒業後の就業力を身につけさせることを目的とするプログラムを実施している。【資料 A-2-1】

高産大接続事業

- ・本学は、京都工学院高校及びニデック株式会社と三者協定を締結しており、同校の生徒が最先端の技術や研究に接し、キャリア意識を醸成する機会を提供している。令和 3(2021)～令和 4(2022)年度はコロナ禍によりプログラムを中止したが、令和 5(2023)年 8 月より取り組みを再開し、京都亀岡キャンパスの共同研究施設の見学と、ニデック若手社員と高校生・大学生の交流を実施した。【資料 A-2-2】

中・大接続事業

- ・コロナ禍が沈静化した令和 4(2022)年秋より、中学校の訪問受け入れを再開している。令和 4(2022)年度は 9 校を受け入れ、キャンパスツアー、学食体験、模擬授業、学生との交流などのプログラムを提供した。

地域産業団体等との連携

- ・コロナ禍が沈静化した令和 4(2022)年度は、滋賀県経済産業協会、宇治市産業振興課、京都機械金属中小企業青年連絡会、京都工業会、名古屋産業振興公社、京都理化学協会などの団体の見学を受け入れ、本学の特色ある教育の紹介、サイエンスプラザや The Smart Factory@Kyoto をはじめとする施設見学などのプログラムを提供した。これを通じて、来学した企業のキャップストーンプロジェクトへの参加など、連携強化を図っている。

A-2-② 地域社会との連携活動における地域社会への貢献

こどもシゴト博@右京 2022

- ・右京区役所、京都市中小企業家同友会右京支部等によって構成される「こどもシゴト博実行委員会」と本学の共催による「こどもシゴト博@右京」は、新型コロナウイルスの感染拡大によって令和 2(2020)～令和 3(2021)年度は対面開催が中止されたが、令和 4(2022)年度は感染症対策に十分な配慮の上、本学京都太秦キャンパスを会場として、3 年ぶりのリアル開催を行った。このイベントは、さまざまな職業の体験を通じて子供たちに地域社会の仕組みを学んでもらうことを目的としている。当日は 470 組・千数百人

の親子が本学を訪れた。参加者は2種類の職業を選択・体験し、その報酬として得た地域通貨で、同時開催の「地産地消マーケット」で地域の食品などを購入、地域循環型経済を体感した。地域企業や警察署・消防署等の機関に交じって、本学からも人文学部と工学部の教員が、子供たちに研究者の仕事を体験させる実演を行った。さらに、留学生を含む約50人の学生が、ボランティアとして運営に参加した。【資料 A-2-3】

人文学部歴史文化学科 民俗探究プログラムによる「亀岡祭」への協力

- ・亀岡祭は、毎年10月20~25日にかけて行われている、鍬山神社（亀岡市）の秋季例祭で、その起源は室町時代へ遡るといわれる。本学では主宰者からの依頼を受け、2008年以降、民俗探究プログラムの学生と教員が祭礼への参加および調査を行い、毎年『亀岡祭調査報告書』を刊行している。これはコロナ禍においても参加と調査を続けた全国でも稀有な例として評価されている。【資料 A-2-4】

「うずまさ とんがりグループ」の活動

- ・令和4(2022)年11月、人文学部心理学科対人援助コースの学生たちによる任意団体「うずまさ とんがりグループ」は、京都市が主催する「The Future of KYOTO AWARD」において、企業賞「MIRAI 賞」を受賞した。同グループは、バザー、子ども食堂、そのほか地域の子どもたちとの交流活動に取り組んでおり、今後も「大学生による子ども・学生の居場所づくりの活動」を推進していく計画である。【資料 A-2-5】

京都府生物教育会との連携事業

- ・本学バイオ環境学部は、2015年より、京都府下の高校の生物教員で構成される「京都府生物教育会」との連携事業を継続している。令和4(2022)年には、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の原理を学ぶ講習会を、本学亀岡キャンパスにて、バイオ環境学部教員の指導の下で実施した。講習会には府内の高校の生物教員18人が参加し、高校の生物の授業で指導していることが最先端医学の礎となっていることを体感いただく良い機会となった。また令和5(2023)年には、大腸菌や乳酸菌飲料などに含まれる微生物を観察する実験を行うなど、毎年異なるテーマで研修会を行い、府下の高校教員の知見拡大に貢献している。【資料 A-2-6】

A-2-③ 地域社会との連携活動における教育的価値

嵐山における12連筏の復活プロジェクト

- ・人文学部歴史文化学科民俗学研究室では、京都市の助成金（右京区まちづくり支援制度助成金事業、令和4(2022)年度を以て終了）を受けて、亀岡市と右京区を繋ぐ大堰川において昭和30年代まで運航していた50メートルの筏を再現するプロジェクトを実施した。主催者は、本学民俗学研究室、NPOプロジェクト保津川及び京筏組である。また右京区嵐山地区、大堰川の水運業（保津川遊船、嵐山通船）、京都府木材連合会などが共催者として参画した。【資料 A-2-7】

「育Gの会クローバー」による子育て世代の防災啓発活動

- ・健康医療学部看護学科でも、「右京区まちづくり支援制度助成金事業」を活用し、妊産婦や乳幼児のいる家庭における災害時の備えなど、子育て世代の防災意識向上を目的とし

た活動を、同学科の教員・学生による「育Gの会クローバー」が実施した。同会では、災害時に重要な知識をわかりやすくまとめたパンフレットを発行するなど、上記助成金事業終了後も、地域の啓発活動を継続している。【資料 A-2-8】

「実践プロジェクトⅡ」における産業界との連携

- ・経済経営学部経営学科の正課授業「実践プロジェクトⅡ」では、京都機械金属中小企業青年連絡会（機青連）との連携を、令和 4(2022)年度よりスタートしている。取り組み初年度は、機青連会員企業の経営陣による講義、中小企業の経営課題解決や製品のマーケティングに関するディスカッションなどを実施した。学生にとっては実際の企業活動を体感する絶好の機会、また企業にとっては学生視点からの新たな意見を得る機会となり、双方に成果のある取り組みとなった。【資料 A-2-9】

京ベジ FESTA への出展

- ・令和 4(2022)年 11 月に、本学の包括連携協定締結先である JA 京都市主催の「京ベジ FESTA2022～秋の大感謝祭～」へ、バイオ環境学部食農学科より農業生産学研究室等が出展した。当日は、本学で品種改良を行っている「かめまるいも」「京丹波菜」の試食販売を、「特産物を考える会」と共同で行い、本学の研究成果をアピールした。また、学生にとっては、品種改良・栽培だけでなく、価格設定や販売まで一貫して取り組むことで、農産物流通の川上から川下までを実践的に学ぶ良い機会となった。【資料 A-2-10】

キャップストーンプロジェクト／プレキャップストーンプロジェクト

- ・令和 4(2022)年度より、工学部の正課授業として「キャップストーンプロジェクト（4年生対象）」「プレキャップストーンプロジェクト（3年生対象）」がスタートした。これは、学生が企業から提示された課題に対し、企業のエンジニアや本学教員の指導を受けながら、定められた期間と予算の中で、その解決に取り組むものである。同プロジェクトは、本学ならではの特徴的な教育の取り組みとして注目され、京都府内に留まらず大阪府、滋賀県、東京都、福岡県など広範な地域の企業に参加頂いている。【資料 A-2-11】

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・以上のとおり、地域の自治体、産業界、中高などと多様なかたちでの連携を推進し、自治体や産業界との連携強化による地域課題解決への貢献、地域の中高生の教育への貢献、またこれらを通じた本学学生の実践的な学びの推進を図っている。
- ・今後は、OICK を拠点とした EV イノベーション、アグリイノベーションにより地域振興へ寄与するとともに、教職員・学生と地域団体との接触機会をさらに増やし、自立的な連携活動を拡大することが課題である。そのために、まず本学キャンパスが立地する亀岡市及び京都市右京区の行政・産業団体・自治会等との連携を重点課題とし、あらゆる機会を通じて協業機会を模索していく。
- ・さらに、京都府のスポーツ&ウェルネス構想、フードテック構想等への参画により、学生が地域社会とのかかわりを通じ実践的な学びを得られる場を創造する。

【資料 A-2-1】 口丹七校連携協定書

【資料 A-2-2】 工学院高校・NIDEC 協定書

【資料 A-2-3】 「こどもシゴト博@右京 2022」に関する右京区ホームページ記事

【資料 A-2-4】「亀岡祭報告書」についての情報（国立国会図書館サーチ）

【資料 A-2-5】「うずまさ とんがりグループ」The Future of Kyoto Award 受賞
（同賞ホームページ）

【資料 A-2-6】京都府生物研究会との連携（京都新聞記事）

【資料 A-2-7】嵐山 12 連筏復活プロジェクト（右京ファンクラブホームページ）

【資料 A-2-8】育 G の会クローバー（右京ファンクラブホームページ）

【資料 A-2-9】機青連との取り組みによる「実践プロジェクトⅡ」実施
（本学ホームページ）

【資料 A-2-10】京ベジ FESTA'22 出展（本学ホームページ）

【資料 A-2-11】キャップストーンプロジェクト（本学ホームページ）

【基準 A の自己評価】

- ・本学では、令和 5(2023)年度より稼働した「オープンイノベーションセンター・亀岡（OICK）」を核として、地域産業の担い手の育成、技術革新、さらに新たな雇用創出など、地域社会へのさらなる貢献を推進している。
- ・令和 2(2020)年以降、コロナ禍により中断していた、地域社会との連携によるさまざまなイベントも再開している。その連携先は、自治体、中高、企業、産業団体など多岐にわたっている。ここには学生も積極的に参加しており、地域社会との連携の中から実践的な教育を進め、建学の精神に掲げる「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材の輩出」への取り組みが実現されている。
- ・また、令和 4(2022)年度から開始された工学部の「キャップストーンプロジェクト」へも、多数の地域企業に参加頂いている。他学部でも同様の実践的なカリキュラムの導入が計画されており、社会との実践的関わりを通じて国際人としての基礎力を培う教育をさらに強化する計画である。

基準 B. 国際化

B-1. 「グローバルインターンシップ」の実施

B-1-① 「グローバルインターンシップ」の目的

B-1-② 「グローバルインターンシップ」の具体的取組

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 「グローバルインターンシップ」の目的

- ・京都先端科学大学では、グローバル人材育成という全学教育方針の下、全学対象プログラムであるインターンシップ（正課科目）を実施しており、令和元(2019)年度に専属部門であるインターンシップセンター（現インターンシップ推進課）を立ち上げ、事業を推進している。本プログラムは海外・国内の企業及び団体での実習を通じて、世界で活躍する人材となるために必要な 3 つの力（「専門性」、「実践的な英語力」、「国際社会人基礎能力」）を養うことを主な目的としている。

【資料 B-1-1】 大学ホームページ（京都先端科学大学を知る⇒京都先端科学大学の目指す人材）

【資料 B-1-2】 大学ホームページ（教育・研究⇒教育⇒教育の取り組み）

B-1-② 「グローバルインターンシップ」の具体的取組

- ・本プログラムは海外コースと国内コースに分かれて実施している。令和元(2019)年度は計52人の参加者数であったが、プログラム立ち上げ以降拡大を進めており、令和5(2023)年度は計234人となった。その間、新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けたが、特に海外コースに関しては実施方式をオンラインに切り替えるなど工夫を行い、海外実習先との関係性を維持してきた。その結果、令和5(2023)年度においては海外渡航制限の緩和に伴い、10か国・19拠点へ27人の学生を派遣することが決定している。今後も世界各国へ実習地域を拡大すべく新規開拓を行い、さらに多くの学生派遣を目指す。
- ・また、本プログラムにおいては令和5(2023)年度に17人の工学部英語基準留学生在が参加した。実習先に関しては英語での実習対応が可能な企業及び団体を新規開拓し、事前授業等では授業レジュメの英訳版配布や授業中の適宜通訳等で日本人学生と同等レベルの情報提供ができるよう、運用面でも工夫を行った。

【資料 B-1-3】 インターンシップ実績

【資料 B-1-4】 2023年度実習先紹介（海外）

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・海外コース・国内コースともにさらなる充実を図るべく、実習先の新規開拓及び見直し、プログラム内容の改善を進めていく。特に、国際化という観点では海外コースの参加学生数を増加させたい。そのために、インターンシップ推進課の体制強化を行うとともに、各国企業及び団体との受け入れ交渉を行う。学生への参加喚起についても、学内ポータルサイトや各種イベントを通じた情報発信、教員からの告知などさまざまなチャネルを活用して幅広く学内広報を行っていく。
- ・また、英語基準留学生の参加対応についても、今後のさらなる参加者増を想定した準備を進めていく。1つは受け入れ先の新規開拓だが、実習期間中の言語対応として英語での受け入れが可能な国内実習先をさらに追加すべく、企業及び団体との折衝を進めていく。留学生に関しては国内企業での実習参加を積極的に推奨していきたい。もう1つは事前事後授業等のプログラム整備だが、こちらは留学生にとって必要かつ満足度の高い内容となるよう、科目担当教員と授業設計を進めていく。

【資料 B-1-5】 受入先一覧（留学生受入可能）

B-2. 外国の大学等との学術交流の実施

B-2-① 外国の大学等との学術交流の目的

B-2-② 外国の大学等との学術交流の具体的取組

(1) B-2の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 外国の大学等との学術交流の目的

- ・京都先端科学大学は、その建学の精神において「人材輩出・研究の実践を通じ、現在と未来の世界に先頭を切って貢献していく」ことを掲げ、世界に開かれた大学へと一歩一歩、着実に前進している。外国の大学等との学術交流は、本学のさらなる国際化を推進し、教育・研究水準の向上を図る目的で実施している。

B-2-② 外国の大学等との学術交流の具体的取組

- ・本学と外国の大学等との交流を組織的に、かつ継続的に実施するため、学術交流協定の締結を行っている。本学が京都先端科学大学として生まれ変わった平成 31(2019)年度以降、従来からの東アジア諸国中心の協定大学 18 校に加え、新たに欧米を中心に 23 校の外国の大学等と学術交流協定を締結した（令和 5 年 10 月現在）。そのうち、7 割を超える大学が Times Higher Education の世界大学ランキングにランクインし、うち 6 校が同ランキング 200 位以内に入る世界でもトップレベルの大学である。
- ・交流の具体例としては、日本政府による新型コロナウイルス感染症の水際対策緩和を受け、令和 4(2022)年度にはウースター工科大学（アメリカ）へ学生 10 人と教員 1 人を派遣した。令和 5(2023)年度には、ウースター工科大学とタフツ大学（アメリカ）へ学生 5 人と教員 1 人を、セーデルトーン大学（スウェーデン）へ学生 9 人と教員 1 人をそれぞれ派遣した。いずれも夏期休暇期間を利用した 10 日程度の短期研修で、派遣先大学の講義受講、現地学生とのディスカッション、プレゼンテーションや文化体験を行う内容であった。
- ・他方、海外大学等からの受け入れは、令和 4(2022)年度に、タフツ大学より教員 1 人を 4 か月間、ウースター工科大学より教員 1 人と学生 3 人を 2 か月間、ESIEE Paris（フランス）より学生 2 人とトゥールーズ国立工科大学（フランス）より学生 1 人を半年間の交換留学生として受け入れた。令和 5(2023)年度は、フライブルク大学（ドイツ）より客員研究員 1 人を 10 か月間、ESIEE Paris より学生 4 人を半年間の交換留学生として受け入れる。また、ウースター工科大学より学生 7 人を 2 か月間、グラーツ工科大学（オーストリア）より学生 3 人を 1~2 か月間の短期留学生として受け入れるなどの人的交流を行っている。

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 31(2019)年度以降、本学は外国の大学等との学術交流協定締結を質的にも量的にも発展、拡大させて来たが、令和 2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受け、協定大学との間で人の往来を伴う活発な交流ができて来なかった。外国の協定締結大学数を増やすこと自体を目的とするのではなく、学生間、教職員間の実施的な交流が活発化するような施策の実施や、枠組みの構築を行っていきたい。

[基準 B の自己評価]

- ・本学では、中期経営計画の中でも「グローバルな環境の中で世界的な人材を育てる」と掲げ、教育の国際化を推し進めている。グローバルインターンシップはその一環として

取り組んでいる事業の柱の1つであり、課題発見・解決能力等の基礎的能力を涵養できる実践的教育として非常に重要かつ有効なプログラムとして機能している。特に、海外の企業・団体において自身の専門性と関わりの深い実務に携わり、現地社員の方と英語等でコミュニケーションを取りながら働く経験は、グローバル人材に必要な素養を身に付けるうえで不可欠である。

- また、大学の国際化という観点では、本プログラムにおいて留学生と日本人学生が活発に交流し、相互に切磋琢磨する機会を提供しているという点にも価値があると考えられる。今後もリベラルアーツ教育や専門教育などとの相乗効果を発揮して、グローバル社会で生き抜く実践力の高い人材育成に資するインターンシップ実施を目指す。
- 外国の大学等との学術交流については、本学が大学改革を始動させた平成 31(2019)年以降、それ以前にはなかった世界のトップレベルの大学との学術交流協定締結を推進し、新しい大学に相応しい交流の基礎を築いて来た。今後も本学の教育・研究水準の向上に資する大学等との提携を拡大・発展させるとともに、パンデミックを経て前進しつつあるそれらの大学等との実質的な交流をさらに促進し、世界に開かれた大学を実現していく。

V. 特記事項

これからの世界で活躍できる実践力を備えた人材の輩出を目指すうえで、次のような特徴ある教育を展開する。

1. リベラルアーツ教育

国際社会人基礎力を高める教育とデジタル化やグローバル化の中で必要なリテラシー教育から成る。前者では、世界の共通言語である英語力を伸ばすカリキュラムを充実。専門の教員も配備し、充実したサポート体制も用意している。さらに急速なグローバル化の中で必要なコミュニケーション力を養う目的で、多くの国や地域で共有されているスポーツの科目を必修化。また日本で初めて体験型データサイエンスの科目を全学共通のプログラムとして提供。デジタル化やグローバル化に対応するリテラシーを修得する。

2. 専門教育

プロジェクト・ベースド・ラーニングをコンセプトに、5学部11学科の総合大学の特性を活かした分野横断型の実践的なカリキュラムを提供。1年生全員が受講する「スタートアップゼミ」では、グループワーク、発表、討論を交えながら課題解決型の学びを体得する。工学部で実施の「キャップストーンプロジェクト」は、企業の担当者の指導を受けながら企業現場の課題解決を体験。人文学部、経済経営学部を中心とした学部横断型の「先端ツーリズムコース」は、インバウンドの展望や課題、そして京都との関係を、この分野の経験豊富な教員が担当する。

3. キャリア教育・実践力形成の場

キャリア形成や人生100年時代の働き方について、在学中の4年間を通じて自律的に考えることのできるカリキュラムを設置。2年次の正課「キャリア形成」では、就職基礎力を身につけられるコミュニケーション力、論理的思考力なども習得する。個別相談をはじめ、講演会やワークショップ、セミナー開催など学生のキャリア活動への丁寧なサポートも実施。国内外の企業や官公庁でのインターンシップも1年生から参加できる。

また、先述の「キャップストーンプロジェクト」はじめ、在学中に社会で実践する場を提供。インターンシップ・プログラムでは、国内だけでなく海外の企業や日本企業の海外拠点でも学生を受け入れていただいている。さらに、世界トップレベルの大学とも提携し、学生が、世界水準の研究に触れられる機会も提供している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	京都先端科学大学学則第 1 条の 2 に「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成することを目的とする。」と明記し、教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 85 条	○	京都先端科学大学学則第 2 条で学部を設置していることを明記している。	1-2
第 87 条	○	京都先端科学大学学則第 4 条に記載している。	3-1
第 88 条	○	京都先端科学大学学則第 14 条、第 21 条に記載している。	3-1
第 89 条	—	早期卒業は設けていないため対象外。	3-1
第 90 条	○	京都先端科学大学学則第 17 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	学園職員任用規則第 2 条 大学教員採用及び昇任審査規程第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2 京都先端科学大学学則第 29 条、第 30 条、第 31 条 で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学部教授会規程の定めにより、教授会が置かれている。	4-1
第 104 条	○	学位について定めている（京都先端科学大学学則第 15 条、京都先端科学大学大学院学則第 16 条、学位規程）。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムとしてファイナンスコースト経営戦略コースを設けている。	3-1
第 108 条	—	短期大学は設置していないため対象外。	2-1
第 109 条	○	京都先端科学大学学則第 1 条の 4、京都先端科学大学大学院学則第 2 条において、自己点検及び自己評価を行うことならびに自己点検・評価に関する委員会を置くことを規定し、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を自己点検評価書として大学ホームページで公開している。 本学は公益財団法人日本高等教育評価機構の評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	「学園管理運営規則」に基づき、適当な事務組織を設けるとともに、専任職員を配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	入学試験要項の出願資格において同条の規定通り明記し実施している。	2-1
第 132 条	○	入学試験要項の出願資格において同条の規定通り明記し実施している。	2-1

京都先端科学大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	京都先端科学大学学則に記載している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍、成績等を適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学生の懲戒に関する規程」を制定し、学生に対する退学、停学、訓告の処分の手続きを定めている。	4-1
第 28 条	○	例規集、学園文書取扱規程に基づいた表簿、大学総務課が管理する文書、教務センターが管理する文書、学生センターが管理する文書、入学センターが管理する文書、財務課が管理する文書にて備えられている。	3-2
第 143 条	—	代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算について定めがないため対象外。	3-1
第 147 条	—	早期卒業は設けていないため、法令対象外。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部は設置していない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業は設けていないため、法令対象外。	3-1
第 150 条	○	入学試験要項の出願資格において同条の規定通り定められている。	2-1
第 151 条	—	実施せず。	2-1
第 152 条	—	実施せず。	2-1
第 153 条	—	実施せず。	2-1
第 154 条	—	実施せず。	2-1
第 161 条	○	入学試験要項において同条の規定通り定められている。	2-1
第 162 条	○	入学試験要項において同条の規定通り定められている。	2-1
第 163 条	○	学年暦の最終決定は、大学評議会にて学長が決定する。	3-2
第 163 条の 2	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 164 条	○	本条に従って履修証明プログラムを運営している。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学部学科及び研究科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	京都先端科学大学学則第 1 条の 4、京都先端科学大学大学院学則第 2 条に規定されているとおり、自己点検・評価に関する委員会を置き、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を参考にして点検・評価を行っている。	6-2

京都先端科学大学

第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況に関して公表すべき情報はすべて大学のホームページの「教育情報の公開」で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	京都先端科学大学学則第 15 条に基づき、4 年以上在学し所定の単位を取得した者に、卒業証書を授与する。	3-1
第 178 条	○	入学試験要項において同条の規定通り定められている。	2-1
第 186 条	○	入学試験要項において同条の規定通り定められている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は、学校教育法その他の法令の規定程によるほか、大学設置基準の定めるところにより運営している。また、京都先端科学大学学則第 1 条の 4 に規定されているとおり、自己点検・評価に関する委員会を置き、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を参考にして点検・評価を行い、教育研究活動の水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	京都先端科学大学学則第 1 条の 3 に定める別表第 1 で明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は、入学試験要項に基づき公正かつ妥当な方法により、適切な体制で行っている。	2-1
第 3 条	○	京都先端科学大学学則第 2 条及び第 15 条で明記している。京都先端科学大学学則第 3 条で明記のとおり、学部は、教育研究上、適当な規模内容であり教員組織、教員数も大学設置基準に則っており適当である。	1-2
第 4 条	○	京都先端科学大学学則第 2 条及び第 15 条で明記している。	1-2
第 5 条	○	京都先端科学大学学則第 8 条の 2 に基づき、教職課程及び博物館学芸員養成課程を設置している。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないので、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学園職員任用規則第 2 条 大学教員採用及び昇任審査規程第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2 京都先端科学大学学則第 29 条、第 30 条、第 31 条 で明記するとともに、学部設置に必要な教員数下回ることはないよう、退職者の補充は必ずしている。また、採用時には、年齢構成	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2

京都先端科学大学

		に留意している。	4-3
第 8 条	○	本学は、大学設置基準の改正前の規定を適用しており、改正前の大学設置基準第 10 条において、教育上主要と認める授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学特任教員規程第 3 条第 5 号で明記しているとおり、授業を担当しない教員を置くことができる体制を設けている。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	本学は、大学設置基準の改正前の規定を適用しており、改正前の大学設置基準第 13 条において、専任教員数は、教授数も含めて充足している。	3-2 4-2
第 11 条	○	・教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（FD・SD 研修）を実施または機会の提供を組織的に行っている。 ・授業評価アンケートの結果等を活用し、授業の内容及び方法の改善を検討し、優良授業の紹介等の研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長、校長及び園長の選任・解任等規則第 3 条に基づき学長推薦会議を開催。同会議の推薦、理事会の議決を経て理事長による任命を実施している。	4-1
第 13 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 3 条及び募集要項で明記している。	3-2 4-2
第 14 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 4 条及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 5 条及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 6 条及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 6 条の 2 及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は学科ごとに京都先端科学大学学則第 3 条で定めている。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	本学では連携開設科目を有していない。	3-2
第 20 条	○	本学では教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとして、各授業科目の単位数を、大学において定めている。	3-1

京都先端科学大学

第 22 条	○	一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則としている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行っている。	3-2
第 24 条	○	本学では一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	本学では、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	本学では履修要項、シラバス等で、学生に対して授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示している。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定については履修要項にて客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示している。	3-1
第 26 条	—	本学では、昼夜開講制を実施していない。	3-2
第 27 条	○	本学では、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	本学では、CAP 制を有し、履修登録単位の上限を決めている。	3-2
第 27 条の 3	—	本学では連携開設科目を開設していない。	3-1
第 28 条	○	学則 14 条にて、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものと見なすことが可能としている。	3-1
第 29 条	○	学則 24 条の 2 において学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる旨、規定している。	3-1
第 30 条	○	学則 14 条の 3 において、入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる旨、規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	大学の学部において、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めていない。	3-2
第 31 条	○	本学は科目等履修生等を受け入れており、単位を認定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条において、所定の単位を修得することのほか、大学の定めるところにより、卒業証書を授与すると規定している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制をとっていないため、該当せず。	3-1

京都先端科学大学

第 34 条	○	学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなど教育にふさわしい環境を確保している。 校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有している	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設置している。	2-5
第 36 条	○	教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	設置基準上必要な面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	設置基準上必要な面積を有している。	2-5
第 38 条	○	適宜図書等資料の購入等を行い、他大学等とも協力的に相互利用を遂行している。	2-5
第 39 条	○	バイオ環境学部及び工学部には教育研究に必要な施設として附属施設を置いている。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部はないので、該当しない。	2-5
第 40 条	○	教員及び学生数に応じて整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	京都太秦キャンパス及び京都亀岡の校地において、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に充てている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、各学部名及び各学科名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程を設置していないので、該当しない。	3-2
第 42 条		専門職学科を設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2		専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3		専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4		専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5		専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6		専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7		専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8		専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9		専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10		専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 44 条		共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 45 条		共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 46 条		共同学科を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2

京都先端科学大学

第 47 条		共同学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 48 条		共同学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条		共同学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	○	大学院工学研究科は、工学部で設定している13の専門分野を再編成した4つの専門領域の1つ以上を軸足とした技術者・研究者を養成するカリキュラム構成となっている。 また工学部では、大学共通科目として「未来展望科目」「公民教養科目」「スポーツ科目」を配置しており、学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させる環境を整えている。	3-2
第 49 条の 3	○	大学共通科目として配置している「未来展望科目」「公民教養科目」「スポーツ科目」については、他学部の専任教員が担当している。	4-2
第 49 条の 4	—	課程を設けていないので、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていないので、該当しない。	1-2
第 59 条	—	大学院は学部において設置しているので該当しない。	2-5
第 61 条	—	段階的な整備を行っていないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位規程第 3 条に記載している。	3-1
第 10 条	○	学位規程第 2 条に記載している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当せず。	3-1
第 13 条	○	学位規程第 3 章に記載している	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	改正私立学校法に則り、寄附行為を改正し、学校法人の責務を果たしている。	5-1
第 26 条の 2	○	改正私立学校法に則り、寄附行為を改正し、学校法人の責務を果たしている。	5-1
第 33 条の 2	○	本学園の寄附行為第 42 条第 2 項「財産目録等の備付及び閲覧」を定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	本学園の寄附行為第 6 条に定め、遵守している。	5-2
第 35 条の 2	○	なお、5 月 1 日時点で、理事 16 人、監事 3 人により構成している 役員就任時に、善管注意義務について説明している。	5-3 5-2

京都先端科学大学

			5-3
第 36 条	○	本学園の寄附行為第 23 条に定め、遵守している	5-2
第 37 条	○	本学園の寄附行為第 12 条から第 16 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	本学園の寄附行為第 7 条、第 8 条、第 11 条に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	本学園の寄附行為第 8 条に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	本学園の寄附行為第 10 条に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	本学園の寄附行為第 25 条に定め、遵守している。 なお、5 月 1 日時点で、34 人により構成している。	5-3
第 42 条	○	本学園の寄附行為第 27 条に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	本学園の寄附行為第 28 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	本学園の寄附行為第 29 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	本学園の寄附行為第 19 条～第 22 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	このような事例は発生していないが、もし、発生すれば、私学法に則り厳正に対処する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	このような事例は発生していないが、もし、発生すれば、私学法に則り厳正に対処する。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	本学園の寄附行為第 20 条、第 21 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	本学園の寄附行為第 49 条に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	遵守している。	5-3
第 47 条	○	本学園の寄附行為第 42 条に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	本学園の寄附行為第 18 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	本学園の寄附行為第 45 条に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 1 条の 2 に「本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。」と明記し、教育研究活動を営んでいる。	1-1

京都先端科学大学

第 100 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 4 条で明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条の通り定められている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条の通り定められている。	2-1
第 156 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条の通り定められている。	2-1
第 157 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条の通り定められている。	2-1
第 158 条	—	入学実績なし	2-1
第 159 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条の通り定められている。	2-1
第 160 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条の通り定められている。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学大学院は、学校教育法その他の法令の規程によるほか、大学院設置基準の定めるところにより運営しており、水準の向上に努めている。また、京都先端科学大学大学院学則第 2 条に規定されているとおり、自己点検・評価に関する委員会を置き、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を参考にして点検・評価を行い、教育研究活動の水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	京都先端科学大学大学院学則第 1 条の 3 で明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は、入学試験要項に基づき公正かつ妥当な方法により、適切な体制で行っている。	2-1
第 2 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 4 条で、修士課程及び博士課程を設置していることを明記している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程を設置していないので、該当しない。	1-2
第 3 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 3 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 4 項で明記している。	1-2
第 4 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 3 条第 3 項及び第 6 条第 2 項で明	1-2

京都先端科学大学

		記している。	
第 5 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 4 条で明記している。教員組織、教員数も大学院設置基準に則っており適当である。	1-2
第 6 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 4 条で明記している。	1-2
第 7 条	○	経済学研究科・経営学研究科と経済経営学部、人間文化研究科と人文学部、バイオ環境研究科とバイオ環境学部、工学研究科と工学部はそれぞれ同じ専攻分野の課程であり、適切な連携が図られている。	1-2
第 7 条の 2	—	共同教育課程は実施していないので、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないので、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 5 条に基づき、必要な専任教員を置いている	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	大学院設置基準第 9 条に定められた資格を有する教員を必要数以上配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	・教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（FD・SD 研修）を実施または機会の提供を組織的に行っている。 ・授業評価アンケートの結果等を活用し、授業の内容及び方法の改善を検討し、優良授業の紹介等の研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	収容定員は専攻ごとに京都先端科学大学大学院学則第 5 条で定めている。	2-1
第 11 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 4 章の規程のとおり、教育課程の編成を適切に行っている。	3-2
第 12 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 10 条に明示している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院設置基準 9 条の資格を有する教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 10 条第 2 項にて夜間その他特定の時間において教育を行うことが出来るとしている。	3-2
第 14 条の 2	○	年間計画を履修要項やシラバスに明記して周知している。	3-1

京都先端科学大学

第 15 条	—	連携開設科目を有していないため、該当せず。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 15 条に記載している。	3-1
第 17 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 15 条に記載している。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	教員及び学生数に応じて整備している。	2-5
第 21 条	○	適宜図書等資料の購入・公開等を行っている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、学部等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	京都太秦キャンパス及び京都亀岡の校地において、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	必要な経費は予算計上し、適切に整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条		該当なし。独立大学院は設置していない。	1-1 1-2
第 24 条		該当なし。独立大学院は設置していない。	2-5
第 25 条		通信教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 26 条		通信教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2
第 27 条		通信教育課程を設置していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 28 条		通信教育課程を設置していないため、該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条		通信教育課程を設置していないため、該当なし。	2-5
第 30 条		通信教育課程を設置していないため、該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等関係課程を置いていないため、該当なし。	3-2
第 31 条		共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 32 条		共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 33 条		共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条		共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	○	大学院工学研究科は、工学部の設定している13の専門分野を再編成した4つの専門領域の1つ以上を軸足とした技術者・研究者を養成するカリキュラム構成となっている。	3-2

京都先端科学大学

		また、工学以外の専攻分野に関わって、英語でのコミュニケーション能力などの養成のため、「科学技術英語Ⅰ・Ⅱ」を設けている。	
第34条の3	○	大学院設置基準第9条に規定する数の教員に加えて、別途「科学技術英語Ⅰ・Ⅱ」を担当する教員を置いている。	4-2
第42条	○	博士課程後期の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための向けプレFDの実施および機会の提供を行っている。	2-3
第43条	○	費用及び奨学金による経済的負担の軽減について、大学院案内及び入学試験要項に明示している。	2-4
第45条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため、該当なし。	1-2
第46条	—	段階的な整備を行っていないため、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1

京都先端科学大学

第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 16 条に記載している。	3-1
第 4 条	○	京都先端科学大学大学院学則第 16 条に記載している。	3-1
第 5 条	○	工学研究科の学位論文審査・基準において学外の教員の協力を得る	3-1

京都先端科学大学

		ことができる旨、規定している。	
第 12 条	○	京都先端科学大学学位規程第 15 条に記載している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人永守学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	京都先端科学大学大学案内Concept Book 2024	
	京都先端科学大学大学案内Guide Book 2024	
	京都先端科学大学大学院GUIDE BOOK 2024 京都先端科学大学ビジネススクールパンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	京都先端科学大学学則	
	京都先端科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2023 入学試験要項	
	2023 総合型選抜入試要項	
	2023 指定校推薦入試要項	
	2023 京都先端科学大学附属高等学校特別選抜入学試験要項	
	2023 外国人留学生入学試験要項	
	2023 外国人留学生指定校推薦入学試験要項	
	2023 編入学・転入学入学試験要項	
	2023 大学院入学試験要項 経済学研究科	
	2023 大学院入学試験要項 経営学研究科	
	2023 大学院入学試験要項 人間文化研究科	
	2023 大学院入学試験要項 バイオ環境研究科 博士課程前期	
	2023 大学院入学試験要項 バイオ環境研究科 博士課程後期	
	2023 大学院入学試験要項 工学研究科 博士課程前期	
	2023 大学院入学試験要項 工学研究科 博士課程後期	
	2023 大学院入学試験要項（学内推薦選考）	
Application Guidelines for Undergraduate Admissions For September 2022 International Enrollment (Faculty of Engineering)		
Application Guidelines for Graduate Admissions For September 2022 International Enrollment Graduate School of Engineering (Master's Program)		
Application Guidelines for Graduate Admissions For September 2022 International Enrollment Graduate School of Engineering (Doctoral Program)		
【資料 F-5】	学生便覧	
	2023 年度版学生生活スタートブック「学生生活は危険がいっぱい（特集）成人なら知っておきたいおとなの基本ルール」（冊子）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人永守学園・令和 5(2023)年度事業計画および予算案	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2022年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学ホームページ (大学紹介⇒施設紹介⇒交通アクセス) (大学紹介⇒施設紹介⇒キャンパスマップ)	

京都先端科学大学

【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人永守学園例規集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	大学ホームページ（学校法人永守学園⇒役員（理事・監事）・評議員） 2022 理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人会計基準に基づく計算書類（過去 5 年間） 監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要項、学部シラバス・大学院シラバス 大学ホームページ（学部学科・大学院⇒シラバス検索）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	アドミッション・ポリシー カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー 研究科三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・京都先端科学大学工学部機械電気システム工学科 【認可】 設置に係る設置計画履行状況報告書 令和5年5月1日現在 ・京都先端科学大学大学院経営学研究科経営管理専攻 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 令和5年5月1日現在	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

京都先端科学大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	京都先端科学大学学則 第 1 条の 2、第 1 条の 3	
【資料 1-1-2】	京都先端科学大学大学院学則 第 1 条の 2、第 1 条の 3	
【資料 1-1-3】	大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）	
【資料 1-1-4】	京都先端科学大学学則 別表第 1（1 条の 3 関係）	
【資料 1-1-5】	京都先端科学大学大学院学則 第 1 条の 3	
【資料 1-1-6】	大学ホームページ （学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的）	
【資料 1-1-7】	大学ホームページ（2024 大学案内⇒Concept Book 2024 私たちが考えているコト p6～17）	
【資料 1-1-8】	2024 大学案内⇒Concept Book 2024 私たちが考えているコト p6～17	【資料 1-1-7】 参照
【資料 1-1-9】	令和 5(2023)年度会議日程	
【資料 1-1-10】	「会議体系編成について」部課長会資料	
【資料 1-1-11】	大学ホームページ （大学紹介⇒情報公表・大学評価⇒自己点検・評価）	
【資料 1-1-12】	平成 31(2019)年 3 月 23 日開催理事会資料 「建学の精神」について	
【資料 1-1-13】	2024 大学案内⇒Concept Book 2024 私たちが考えているコト p6～17	【資料 1-1-7】 参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	京都先端科学大学学則 第 32 条、第 32 条の 2、第 33 条	
【資料 1-2-2】	京都先端科学大学大学院学則 第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条	
【資料 1-2-3】	規則等の区分及び制定等規則	
【資料 1-2-4】	大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）	
【資料 1-2-5】	大学ホームページ（学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的）	【資料 1-1-6】 参照
【資料 1-2-6】	京都先端科学大学・中期経営計画	
【資料 1-2-7】	大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神⇒京都先端科学大学の 3 つの方針）	
【資料 1-2-8】	学園事務組織規程	
【資料 1-2-9】	京都先端科学大学学則 第 2 条、第 15 条	
【資料 1-2-10】	京都先端科学大学大学院学則 第 4 条	
【資料 1-2-11】	学校法人永守学園寄附行為 第 4 条	
【資料 1-2-12】	大学図書館管理運営規程	
【資料 1-2-13】	大学教育改革部会規程	
【資料 1-2-14】	大学教務委員会内規	
【資料 1-2-15】	大学入試委員会規程	
【資料 1-2-16】	大学学生委員会内規	
【資料 1-2-17】	スポーツ振興部会規程	
【資料 1-2-18】	大学広報部会規程	
【資料 1-2-19】	大学キャリア部会規程	
【資料 1-2-20】	大学キャリア運営部会規程	
【資料 1-2-21】	大学インターンシップ運営部会規程	
【資料 1-2-22】	大学研究連携センター規程	

京都先端科学大学

【資料 1-2-23】	大学国際部会規程	
【資料 1-2-24】	ナガモリアクチュエータ研究所規程	
【資料 1-2-25】	総合研究所規程	
【資料 1-2-26】	国際学術研究院規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 大学案内 2023 入学試験要項 総合型選抜入試要項 2023	【資料 F-2】 参照 【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-2】	大学院 GUIDE BOOK 2024 2023 年度大学院入学試験要項	【資料 F-2】 参照 【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-3】	2024 大学案内 2023 入学試験要項 総合型選抜入試要項 2023 2023 指定校推薦入試要項	【資料 F-2】 参照 【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-4】	2023 年度京都先端科学大学附属高等学校特別選抜入学試験要項 2023 年度外国人留学生入試要項 2023 年度編入学・転入学入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-5】	Application Guidelines for Undergraduate Admissions For September 2022 International Enrollment (Faculty of Engineering)	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-6】	大学院 GUIDE BOOK 2024 2023 年度大学院入学試験要項	【資料 F-2】 参照 【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-7】	Application Guidelines for Graduate Admissions For September 2022 International Enrollment Graduate School of Engineering (Master's Program)	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-8】	Application Guidelines for Graduate Admissions For September 2022 International Enrollment Graduate School of Engineering (Doctoral Program)	【資料 F-4】 参照
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大学教務委員会内規	【資料 1-2-14】 参照
【資料 2-2-2】	大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 2-2-3】	大学院及び大学におけるアシスタント制度内規、ティーチング・アシスタント(TA)制度に関するガイドライン	
【資料 2-2-4】	大学ホームページ(在学生向け⇒学生相談・サポート⇒学術情報センター)	
【資料 2-2-5】	大学障害学生支援室規程	
【資料 2-2-6】	2023 年度秋学期修学指導について	
【資料 2-2-7】	学修支援給付奨学金規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 年度 AIP 募集要項	
【資料 2-3-2】	2019 年度 GIP 募集ガイド	
【資料 2-3-3】	2023 年度バイオ環境学部独自インターンシップ募集要項	
【資料 2-3-4】	大学キャリア部会規程	【資料 1-2-19】 参照
【資料 2-3-5】	先端就活塾塾生募集ポスター	
【資料 2-3-6】	2022 年間行事参加者数	
【資料 2-3-7】	2023 年間行事参加者数	
【資料 2-3-8】	就職ポータルサイト画面	

京都先端科学大学

2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大学学生委員会内規	【資料 1-2-16】 参照
【資料 2-4-2】	奨学金制度全体図	
【資料 2-4-3】	2023 年度クラブ顧問指導員一覧	
【資料 2-4-4】	スポーツ振興部会規程	【資料 1-2-17】 参照
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	大学キャンパス計画室管理運営内規	
【資料 2-5-2】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-8】 参照
【資料 2-5-3】	大学ホームページ（情報公表・大学評価⇒教育情報の公開＜2023 年度＞⇒校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること）	
【資料 2-5-4】	図書館所蔵・座席数	
【資料 2-5-5】	令和 4 年度 図書館利用統計	
【資料 2-5-6】	大学ホームページ（大学紹介⇒施設紹介⇒パソコン教室）	
【資料 2-5-7】	大学ホームページ（大学紹介⇒学生相談・サポート⇒情報センター_オープン教室利用時間）	
【資料 2-5-8】	大学ホームページ（大学紹介⇒学生相談・サポート⇒情報センター_SA（スチューデントアシスタント）について）	
【資料 2-5-9】	学生情報共有システム	
【資料 2-5-10】	2023 年度春学期事前登録科目一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2022 年度秋学期・授業評価アンケート集計結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-2】	経済経営学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-3】	保証人への送付文書	
【資料 3-1-4】	人文学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-5】	人文学部卒業研究執筆要項	
【資料 3-1-6】	バイオ環境学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-7】	健康医療学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-8】	工学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-9】	オリエンテーション学年別ガイダンス資料	
【資料 3-1-10】	経済学研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-11】	経営学研究科経営管理専攻ビジネススクール(MBA)履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-12】	人間文化研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-13】	バイオ環境研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-14】	大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類	
【資料 3-1-15】	各学部履修要項、各研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）	
【資料 3-2-2】	経済経営学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-3】	人文学部履修要項カリキュラムマップ	
【資料 3-2-4】	バイオ環境学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-5】	健康医療学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-6】	工学部機械電気システム工学科カリキュラムマップ	

京都先端科学大学

【資料 3-2-7】	経済学研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-8】	経営学研究科経営管理専攻ビジネススクール(MBA)履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-9】	人間文化研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-10】	バイオ環境研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-11】	大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類	【資料 3-1-14】 参照
【資料 3-2-12】	大学ホームページ (学部学科・大学院⇒大学院⇒工学研究科)	
【資料 3-2-13】	経済経営学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-14】	「白書で学ぶ現代日本」「女性企業家講座」「女性とキャリア形成」各シラバス	
【資料 3-2-15】	人文学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-16】	バイオ環境学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-17】	授業科目の概要 健康医療学部看護学科、健康医療学部言語聴覚学科、健康医療学部健康スポーツ学科	【表 3-1】 参照
【資料 3-2-18】	工学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-19】	工学部履修モデル	
【資料 3-2-20】	経済学研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-21】	指導教員・副指導教員に関する資料	
【資料 3-2-22】	修了判定に関する経済学研究科委員会資料	
【資料 3-2-23】	経営学研究科経営管理専攻ビジネススクール(MBA)履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-24】	指導教員・副指導教員に関する資料	
【資料 3-2-25】	修了判定に関する経営学研究科委員会資料	
【資料 3-2-26】	人間文化研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-27】	バイオ環境研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-28】	大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類	【資料 3-1-14】 参照
【資料 3-2-29】	「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-30】	「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-31】	「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-32】	キャップストーンプロジェクト (工学部) の関連資料	
【資料 3-2-33】	大学教育部会規程	
【資料 3-2-34】	大学事務分掌規程 (教育改革支援センター)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	学修度レーダーチャート	
【資料 3-3-3】	2022 年度学生意識調査結課	
【資料 3-3-4】	2023 年度新入生アンケート結果報告	
【資料 3-3-5】	2022 年度卒業時アンケート集計結果	
【資料 3-3-6】	2023 年度卒業生アンケート実施概要	
【資料 3-3-7】	「スタートアップゼミ」「実践プロジェクト」成果報告会結果報告	
【資料 3-3-8】	経済経営学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-9】	ビジネス・プランニング・コンテストの Web ニュース記事	
【資料 3-3-10】	AFP 認定研修修了証明書授与式 Web ニュース記事	
【資料 3-3-11】	「経済経営学部学生論集」第 4 号	
【資料 3-3-12】	人間文化学会ホームページ	
【資料 3-3-13】	バイオ環境学部履修要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-14】	2023 年度 バイオ環境学部実践プロジェクト プログラム	
【資料 3-3-15】	2022 年秋卒業 卒業論文発表会 (バイオサイエンス学科) プログラム	
【資料 3-3-16】	2022 年秋卒業 卒業論文発表会 (食農学科) プログラム	

京都先端科学大学

【資料 3-3-17】	2022 年度春卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム	
【資料 3-3-18】	2022 年度春卒業論文発表会（バイオ環境デザイン学科）プログラム	
【資料 3-3-19】	2022 年度春卒業論文発表会（食農学科）プログラム	
【資料 3-3-20】	2023 年秋卒業 卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム	
【資料 3-3-21】	2023 年秋卒業 卒業論文発表会（バイオ環境デザイン学科）プログラム	
【資料 3-3-22】	2023 年秋卒業 卒業論文発表会（食農学科）プログラム	
【資料 3-3-23】	看護基礎教育検討会報告書	
【資料 3-3-24】	言語聴覚士教育の見直しについて	
【資料 3-3-25】	2022 年度健康スポーツ学科卒業論文抄録集	
【資料 3-3-26】	GTEC 結果分析資料	
【資料 3-3-27】	オリエンテーション学年別ガイダンス資料	【資料 3-1-9】 参照
【資料 3-3-28】	4 月入学生高校数学リメディアル講座（スクリーンショット）	
【資料 3-3-29】	9 月入学生高校数学入学前教育（スクリーンショット）	
【資料 3-3-30】	修了判定に関する経済学研究科委員会資料	【資料 3-2-22】 参照
【資料 3-3-31】	修士論文審査報告書（経済学研究科）	
【資料 3-3-32】	修了判定に関する経営学研究科委員会資料	【資料 3-2-25】 参照
【資料 3-3-33】	修士論文審査報告書（経営学研究科）	
【資料 3-3-34】	人間文化研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-35】	バイオ環境研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-36】	大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類	【資料 3-1-14】 参照
【資料 3-3-37】	【議事録】2022 年度第 5 回教学マネジメント WG	
【資料 3-3-38】	学修成果の検討結果（共通科目、専門科目）	
【資料 3-3-39】	「経済経営学部学生論集」第 4 号	【資料 3-3-11】 参照
【資料 3-3-40】	2023 年度 バイオ環境学部実践プロジェクト プログラム	【資料 3-3-14】 参照
【資料 3-3-41】	2022 年度春卒業論文発表会（バイオサイエンス学科）プログラム	【資料 3-3-17】 参照
【資料 3-3-42】	2022 年度春卒業論文発表会（バイオ環境デザイン学科）プログラム	【資料 3-3-18】 参照
【資料 3-3-43】	2022 年度春卒業論文発表会（食農学科）プログラム	【資料 3-3-19】 参照
【資料 3-3-44】	2022 年度京都先端科学大学 FD・SD 活動報告書	
【資料 3-3-45】	工学部学習支援室ガイド	
【資料 3-3-46】	工学部英語科目アンケート分析資料	
【資料 3-3-47】	経済学研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-48】	経営学研究科修士論文中間報告会オンラインミーティング記録	
【資料 3-3-49】	2022 年度京都先端科学大学 FSDS 活動報告書	
【資料 3-3-50】	バイオ環境研究科大学院要項	【資料 F-12】 参照
【資料 3-3-51】	大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類	【資料 3-1-14】 参照

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	京都先端科学大学学則（第 31 条、第 32 条、第 33 条）	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-2】	大学評議会規程	
【資料 4-1-3】	2021 年度認証評価受審のための自己点検評価について	

京都先端科学大学

【資料 4-1-4】	大学評議会規程	【資料 4-1-2】 参照
【資料 4-1-5】	学部教授会規程	
【資料 4-1-6】	大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-7】	2023 年度全学委員会等委員名簿	
【資料 4-1-8】	令和 5(2023)年度会議日程	
【資料 4-1-9】	2021 年度認証評価受審のための自己点検評価について	
【資料 4-1-10】	大学教育改革部会規程	【資料 1-2-13】 参照
【資料 4-1-11】	大学教務委員会内規	【資料 1-2-14】 参照
【資料 4-1-12】	2023 年度全学委員会等委員名簿	【資料 4-1-7】 参照
【資料 4-1-13】	大学事務分掌規程	
【資料 4-1-14】	【議事録】2023 年度第 2 回 教育改革部会	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学教員採用及び昇任審査規程	
【資料 4-2-2】	国際学術研究院規程	
【資料 4-2-3】	2022 年度 FD・SD 活動報告書	
【資料 4-2-4】	大学事務分掌規程（教育改革支援センター）	【資料 3-2-34】 参照
【資料 4-2-5】	2023 年度各学部・研究科 FD・SD 活動方針	
【資料 4-2-6】	学外 FD に関する事務ポータルサイトでのお知らせ掲示	
【資料 4-2-7】	2022 年度秋学期・授業評価アンケート集計結果	
【資料 4-2-8】	2022 年度授業評価賞	
【資料 4-2-9】	授業改善 FD に関する資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2022 年度 FD・SD 推進活動報告書	【資料 4-2-3】 参照
【資料 4-3-2】	大学事務分掌規程（教育改革支援センター）	【資料 3-2-34】 参照
【資料 4-3-3】	2022 年度 FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-3-4】	2023 年度大学コンソーシアム京都主催 FD/SD 研修参加計画	
【資料 4-3-5】	事務職員人事考課実施要領	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	・教育職員人事考課自己申告書（研究貢献領域） ・教員の研究費の取扱いについて ・「研究力強化インセンティブ」の導入について	
【資料 4-4-2】	2023 年度学内研究助成要項	
【資料 4-4-3】	2022~23 年度「研究の絆シンポジウム」開催スケジュール、「研究の絆交流会」ホームページ記事	
【資料 4-4-4】	科研費勉強会案内・申請書レビュー支援案内	
【資料 4-4-5】	Research Accelerator 掲載 公募情報	
【資料 4-4-6】	英語論文投稿支援制度概要	
【資料 4-4-7】	2023 年度コンプライアンス研修会資料	
【資料 4-4-8】	研究倫理 e ラーニングコース	
【資料 4-4-9】	研究倫理教育 e ラーニングプログラム	
【資料 4-4-10】	科研費プロ	
【資料 4-4-11】	大学の研究不正対応に関する規程	
【資料 4-4-12】	公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	
【資料 4-4-13】	公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画	
【資料 4-4-14】	公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画	
【資料 4-4-15】	公的研究費の運営管理及び監査規程	
【資料 4-4-16】	2023 年度コンプライアンス研修会資料	【資料 4-4-2】 参照
【資料 4-4-17】	人を対象とする研究倫理規程	
【資料 4-4-18】	研究倫理教育 e ラーニングプログラム	【資料 4-4-4】 参照

京都先端科学大学

【資料 4-4-19】	大学研究助成規程	
【資料 4-4-20】	海外研究連携派遣支援プログラム概要	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人永守学園寄附行為 第 3 条	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	学園管理運営規則	
【資料 5-1-3】	学園・大学職員就業規則	
【資料 5-1-4】	京都先端科学大学・中期経営計画	【資料 1-2-6】 参照
【資料 5-1-5】	学園常任理事会規則	
【資料 5-1-6】	教職員用事務ポータルサイト ・クールビズ実施について 4月25日 ・夏季休業中の節電対策のお願い 8月8日	
【資料 5-1-7】	京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付決定通知書	
【資料 5-1-8】	教職員用事務ポータルサイト ・学内両キャンパスにおけるゴミ分別及び廃棄場所について 6月14日	
【資料 5-1-9】	学園・大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-10】	学園・大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 5-1-11】	ハラスメント相談ガイド	
【資料 5-1-12】	学園施設管理規程 学園防犯カメラの管理及び運用に関する規程	
【資料 5-1-13】	大学京都亀岡キャンパス（火災及び大規模地震対応）消防計画規程	
【資料 5-1-14】	外国人留学生を対象とした防災啓発イベントの実施について	
【資料 5-1-15】	亀岡自衛消防隊連絡協議会 http://kameoka-jishoren.org/	
【資料 5-1-16】	保健室運営部会規程	
【資料 5-1-17】	学生相談室規程	
【資料 5-1-18】	大学衛生委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
	資料なし	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学園常任理事会規則	
【資料 5-3-2】	学部教授会規程	【資料 4-1-5】 参照
【資料 5-3-3】	大学評議会規程	【資料 4-1-2】 参照
【資料 5-3-4】	学園監事監査等職務規則	
【資料 5-3-5】	学園内部監査等規程	
【資料 5-3-6】	寄附行為施行細則 第 3 条から同第 10 条	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	京都先端科学大学・中期経営計画	【資料 1-2-6】 参照
【資料 5-4-2】	令和 5(2023)年度予算編成方針について	
【資料 5-4-3】	学校法人永守学園・令和 5(2023)年度事業計画および予算案	【資料 F-6】 参照
【資料 5-4-4】	2022 年度事業報告書	【資料 F-7】 参照
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	物品購入申請書	
【資料 5-5-2】	学園会計規則、会計規則施行細則、学園財産目録等閲覧・開示及び情報公開規則、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当	

京都先端科学大学

	金に関する事務取扱要綱、学園委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、学園証明手数料徴収規程、学園実習費徴収規程	
【資料 5-5-3】	監査報告書	【資料 F-11】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒内部質保証「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」）	
【資料 6-1-2】	大学評議会規程	【資料 4-1-2】 参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	京都先端科学大学学則第 1 条の 4、大学院学則第 2 条	
【資料 6-2-2】	大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-2-3】	大学ホームページ（大学紹介⇒情報公表・大学評価⇒自己点検・評価）	【資料 1-1-11】 参照
【資料 6-2-4】	大学事務分掌規程（教育改革支援センター）	【資料 3-2-34】 参照
【資料 6-2-5】	2022 年度秋学期・授業評価アンケート集計結果	
【資料 6-2-6】	2022 年度学生意識調査結果	
【資料 6-2-7】	2023 年度新入生アンケート結果報告	
【資料 6-2-8】	2022 年度卒業時アンケート集計結果	
【資料 6-2-9】	2023 年度卒業生アンケート実施概要	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒内部質保証「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」）	【資料 6-1-1】 参照
【資料 6-3-2】	学校法人永守学園・令和 5(2023)年度事業計画および予算案	【資料 F-6】 参照
【資料 6-3-3】	第 372 回（2022 年度 第 11 回）大学評議会 議事録	
【資料 6-3-4】	第 378 回（2023 年度 第 1 回）大学評議会 議事録	
【資料 6-3-5】	大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒自己点検・評価）	【資料 1-1-11】 参照
【資料 6-3-6】	令和 3(2021)年度自己点検評価書 該当箇所	
【資料 6-3-7】	令和 3(2021)年度 大学機関別認証評価 調査報告書	
【資料 6-3-8】	第 380 回（2023 年度 第 3 回）大学評議会 議事録	
【資料 6-3-9】	文部科学省 AC 調査の結果について（2023.4.12 大学評議会報告資料）	

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 「地域社会との連携」の目的		
【資料 A-1-1】	亀岡市・亀岡商工会議所との連携協定	
【資料 A-1-2】	OICK 概要	
【資料 A-1-3】	地域オープンイノベーション拠点選抜制度	
【資料 A-1-4】	FuBEIC 概要	
【資料 A-1-5】	スポーツ&ウェルネス 京都府知事ーバイオ環境学部長意見交換（本学ホームページ）	
【資料 A-1-6】	スポーツ&ウェルネス 京都府ホームページへの本学学生作成動画の掲載（本学ホームページ）	

京都先端科学大学

【資料 A-1-7】	フードテック構想概要／同研究連絡会議キックオフ参加者一覧	
【資料 A-1-8】	右京ファンクラブねっとホームページ	
【資料 A-1-9】	京都市右京区大学地域連携に関する協定書 令和5年度第1回京都市右京区大学地域連携協議会の開催について（御案内） 令和5年度第1回京都市右京区大学地域連携協議会 出席者名簿	
A-2. 地域社会との連携活動		
【資料 A-2-1】	口丹七校連携協定書	
【資料 A-2-2】	工学院高校・NIDEC 協定書	
【資料 A-2-3】	「こどもシゴト博@右京 2022」に関する右京区ホームページ記事	
【資料 A-2-4】	「亀岡祭報告書」についての情報（国立国会図書館サーチ）	
【資料 A-2-5】	「うずまさ とんがりグループ」The Future of Kyoto Award 受賞（同賞ホームページ）	
【資料 A-2-6】	京都府生物研究会との連携（京都新聞記事）	
【資料 A-2-7】	嵐山 12 連筏復活プロジェクト（右京ファンクラブホームページ）	
【資料 A-2-8】	育Gの会クローバー（右京ファンクラブホームページ） 令和4年度右京区まちづくり支援制度（大学・学生枠）支援事業の決定について	
【資料 A-2-9】	機青連との取り組みによる「実践プロジェクトII」実施（本学ホームページ）	
【資料 A-2-10】	「京ベジ FESTA'22」出展（本学ホームページ）	
【資料 A-2-11】	キャップストーンプロジェクト（本学ホームページ）	

基準 B. 国際化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 「グローバルインターンシップ」の実施		
【資料 B-1-1】	大学ホームページ （京都先端科学大学を知る⇒京都先端科学大学の目指す人材）	
【資料 B-1-2】	大学ホームページ （教育・研究⇒教育⇒教育の取り組み）	
【資料 B-1-3】	インターンシップ実績	
【資料 B-1-4】	2023 年度実習先紹介（海外）	
【資料 B-1-5】	受入先一覧（留学生受入可能）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。